

参甲一五七の
展

明治三十七年七月十六日

決
議
年
月
日
行
期
年
月
日

3

明治三十七年七月十六日

内閣総理大臣

参議院議長宛

七月十二日提出要求のあった記録のうち出来のものを左記のとおり送付する。

記録

公職敎員關係

敎職員適格審査事務提要

敎職員

右同

第二輯

第三集

各十五部

東洋史
經濟史

愛知 神奈川 滋賀 富山 石川 福井 靜岡
大井 杉本 鈴木 奥村 飯田 山根 阿部 金原

昭和二十一年十二月

教職員適格審査事務提要

文部大臣官房適格審査室

東洋史
河
愛高神宮富
媛知奈奈富
土川賀山島城
大杉鈴木奥山
丸村木村田方

目次

一、「カイロ」宣言……………	一
二、「ボツダム」米英支三國宣言……………	二
三、日本教育制度ニ對スル管理政策……………	三
四、教員及教育關係官ノ調査、除外、認可ニ關スル件……………	四
五、公務從事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件……………	五
六、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成禁止等ニ關スル件……………	六
七、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成、禁止等ニ關スル件……………	七
（第二條ノ規定ニ依ル團體）……………	七
八、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成、禁止等ニ關スル件……………	八
（第四條ノ規定ニ依ル團體）……………	八
九、就職禁止、退官、退職等ニ關スル件……………	九
一〇、「就職禁止、退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件……………	一〇
一一、教職員ノ除名、就職禁止及復職等ノ件……………	一一
一二、教職員ノ除名、就職禁止及復職等ノ件」施行に關する件……………	一二
一三、教職員ノ適格審査をする委員會に關する規程……………	一三

東洋史
神田 山崎 山崎 山崎
高知 大丸 大丸 大丸
愛媛 大丸 大丸 大丸

一四、教職員の適格審査に就て……………	(文部大臣訓昭和二一、五、七)……………六
一五、教育者中ヨリ本業トシテ陸海軍人タル経験ヲ有スル者等ノ 整理ニ關スル件……………	(文部次官通牒昭和二〇、二〇、二七)……………六
一六、教職員退官、退職措置に關する件……………	(學務局長訓昭和二一、五、二〇)……………六
一七、復員軍人の復職又は採用等に關する件……………	(學務局長訓昭和二一、五、二七)……………六
一八、恩給及恩與ニ關スル聯合軍總司令部ノ覺書ニ關スル件……………	(文部次官通牒昭和二〇、二二、五)……………六
一九、教職員の適格審査に就て……………	(文部大臣訓昭和二一、六、一)……………六
二〇、勅令第二六三號により免ぜられる者の辭令式について……………	(學務局長通牒昭和二一、六、一)……………七
二一、教職員適格審査に於ける軍關係者審査規程に關する件……………	(適格審査室長通牒昭和二一、七、六)……………七
二二、審査委員會の審査委員について……………	(適格審査室長通牒昭和二一、七、二〇)……………八
二三、團體等の該當者の範圍について……………	(適格審査室長通牒昭和二一、七、二二)……………八
二四、教職員の適格審査について……………	(適格審査室長通牒昭和二一、七、二四)……………八
二五、適格審査の件……………	(適格審査室長通牒昭和二一、七、二六)……………八
二六、一般官たる教員の適格審査について……………	(適格審査室長通牒昭和二一、八、七)……………九
二七、適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件……………	(適格審査室長通牒昭和二一、八、六)……………九
二八、教職員適格審査施行規則に關する件……………	(文部次官通牒昭和二一、八、一七)……………九
二九、教職不適格者の新規採用禁止に就いて……………	(適格審査室長通牒昭和二一、九、九)……………九
三〇、教職員適格審査施行規則に關する件……………	(適格審査室長通牒昭和二一、九、九)……………九

三一、審査委員會の結果の公表について……………	(適格審査室長通牒昭和二一、九、一七)……………九
三二、教職不適格者指定に關する件……………	(適格審査室長通牒昭和二一、九、一八)……………九
三三、適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件……………	(適格審査室長通牒昭和二一、一〇、二〇)……………九
三四、再審査の請求について……………	(適格審査室長通牒昭和二一、一〇、二二)……………九
三五、教職員の除去、就職禁止及復職等ノ件に關する件改正……………	(共同省令第一號昭和二一、一〇、三〇)……………一〇
三六、教職員の適格審査をする委員會に關する規程改正……………	(文部省訓令第七號昭和二一、一〇、三〇)……………一〇
三七、省令訓令改正に伴ふ各省關係者の適格審査施行に關する件……………	(適格審査室長通牒昭和二一、一〇、三〇)……………一〇
三八、教職不適格者と判定された者の身分關係等について……………	(適格審査室長通牒昭和二一、一〇、五)……………一〇
補 遺	
一、「就職禁止、退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件改正……………	(訓令、内務省令第一號昭和二一、三、二九)……………一一
二、訓令、内務省令第二號改正……………	(官報昭和二一、四、二)……………一一
三、政黨協會其ノ他ノ團體ノ結成、禁止等ニ關スル件改正……………	(勅令第三百十二號昭和二一、六、一)……………一二
四、恩給法ノ特例ニ關スル件……………	(勅令第六十八號昭和二一、年)……………一六
五、「就職禁止退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件改正……………	(訓令、内務省令第四號昭和二一、六、二六)……………一六

三卷本

四

54

東洋

關島 山江 濱邊 飯田 奥村 鈴木 杉村 大丸海
富山 山島 高知 土 愛媛

(千九百四十三年十一月二十七日)

卷之二十一

各軍事使節ハ日本國ニ對スル將來ノ軍事行動ヲ協定セリ

ニ増大シツツアリ
三大同盟國ハ流路
陸路及空路ニ依リ其ノ
野蠻ナル激國ニ對シ
假借ナキ彈壓ヲ加フル
ノ決意ヲ表明セリ、右
彈壓ハ概

二人同盟國ハ日本國ノ侵略ヲ制止シ、且之ヲ調スル爲今、次ノ戰爭ヲ爲シツツアルモノナリ、右同盟國ハ自國ノ爲ニ何等ノ利益ノニ欲求スルモノニ非ズ又領土擴張ノ何等ノ念ヲ有スルモノニ非ズ

洋一於クル一切ノ島嶼ヲ剽奪スルコト竝ニ滿洲、臺灣及澎湖島ノ如キ日本國ガ藩國人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ

日本國ハ又兵力及食慾ニ依リ日本國方略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ

前記人民ハ強國ノ人民ノ奴隸狀態ニ留意シ韓ヲ朝鮮ヲ自由且獨立ノモノタラシムルノ決意ヲ有ス

イノイロ、シシオノ思義ハ、同盟諸國中、日本國ト交戦中ナル諸國ト協議シ、日本國ノ無條件降伏ヲ齎スニ必要ナル重大且
長期ノ行動ヲ續行スベシ」

一、米、英、支三國宣言

(千九百四十五年七月二十六日「ボツダム」ニ於テ)
八月八日蘇聯邦本宣言ニ加入セリ)

- 一、吾等合衆國大統領、中華民國政府主席、及「グレート・ブリテン」國總理、大臣ハ吾等ノ數億ノ國民ヲ代表シ協議ノ上日本國ニ對シ今次ノ戰爭ヲ終結スルノ機會ヲ與フルコトニ意見一致セリ
- 二、合衆國、英帝國及中華民國ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自國ノ陸軍及空軍ニ依ル數倍ノ増強ヲ達シ日本國ニ對シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ、右軍事力ハ日本國ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ對シ戰爭ヲ遂行スルノ一切ノ聯合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ヌモノナリ
- 三、勝起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ對スル「ドイツ」國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本國國民ニ對スル先例ヲ樹ク明白ニ示スモノナリ、現在日本國ニ對シ集結シツツブル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ對シ適用セラレタル場合ニ於テ「ドイツ」國人民ノ土地、産業、生活様式ノ必然的ニ荒廢ニ歸セシメタル力ニ比シ獨リ知レル程度ニ強大ナルモノナリ、吾等ノ決意ニ支持セララル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本國軍隊ノ不可避且完全ナル増減ヲ意味スベク、又同様必然的ニ日本國本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スベシ
- 四、無分別ナル打撃ニ依リ日本帝國ノ滅亡ノ端ニ陥レタル我儘ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國ガ引續キ統御セララルベキハ又ハ理性ノ監督ヲ日本國ガ履ムベキカヲ日本國ガ決定スベキ時期ハ到來セリ
- 五、吾等ノ條件ハ左ノ如シ
吾等ハ右條件ヨリ離脱スルコトナカルベシ、右ニ代ル條件存在セズ

吾等ハ遲延ヲ認ムルヲ得ズ

- 六、吾等ハ無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ驅逐セララルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ、之ヲシテ世界征服ノ舉ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ權力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ
- 七、右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ、且日本國ノ戰爭遂行能力ガ破碎セラレタルコトノ確證アルニ至ル迄ハ聯合國ノ指定スベキ日本國領域内ノ諸地點ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スル爲メ占領セララルベシ
- 八、「カイロ」宣言ノ條項ハ履行セララルベク、又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セララルベシ
- 九、日本國軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セフルタル後各自ノ家庭ニ復歸シ平和的且生産的ノ生活ヲ營ムノ機會ヲ得シメラルベシ
- 十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隸化セントシ、又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ意圖ヲ有スルモノニ非ザルニ吾等ノ俘虜ノ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戰爭犯罪人ニ對シテハ嚴重ナル處罰ヲ加ヘラルベシ、日本國政府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活及強化ニ對スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ、言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重ハ確立セララルベシ
- 十一、日本國ハ其ノ經濟ヲ支持シ、且公正ナル實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サラルベシ、但シ日本國ヲシテ戰爭ノ爲再軍備ヲ爲スコトヲ得シムルガ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラズ、右目的ノ爲原料ノ入手(其ノ支配トハ之ノ區別スルヲ許サルベシ、日本國、將來世界貿易關係ハノ参加ヲ許サルベシ
- 十二、前記諸目的ガ達成セラレ、且日本國國民ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ平和的傾向ヲ有シ、且責任アル政府ガ樹立

セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤收セラルベシ

十三、吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊ノ無條件降伏ヲ宣言シ、且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ對シ要求ス

右以外ノ日本國ノ選擇ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

三、日本教育制度ニ對スル管理政策

（昭和二十年十月二日、日聯合國軍最高司令部ヨリ終）
（戰運部中央事務局經由日本帝國政府ニ對スル電書）

一、日本所内閣ニ對シ教育ニ關スル占領ノ目的及政策ノ充分ニ理解セシムル聯合國軍最高司令部ハ茲ニ左ノ指令ヲ發スル

A、教育内容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ檢討、改訂、管理セラルベキコト

(1) 軍國主義的及ビ極端ナル國家主義的「イデオロギー」ノ普及ヲ禁止スルコト、軍事教育ノ學科及ビ教授ハ凡ソ廢止スルコト

(2) 議會政治、國際平和、個人ノ權威ノ思想及集會、言論、信教ノ自由ノ如キ基本的人權ノ思想ニ合致スル諸概念ノ教授及實踐ノ確立ヲ獎勵スルコト

B、アラユル教育機關ノ關係者ハ左ノ方針ニ基キ取調ベラレンノ結果ニ從ヒ夫々留任、退職、復職、任命、再教育又ハ轉職セラルベキコト

(1) 教師及ビ教育關係官公吏ハ出來得ル限り迅速ニ取調ベラルベキコト、アラユル職業軍人乃至軍國主義、極端ナル轉職セラルベキコト

(2) 國家主義ノ積極的ナル鼓吹者及ビ占領政策ニ對シテ積極的ニ反對スル人々ハ罷免セラルベキコト

(3) 自由主義的或ハ反軍的言論乃至行動ノ爲解職又ハ休職トナリ、或ハ辭職ヲ強要セラレタル教師及ビ教育關係官公吏ハ其ノ資格ヲ直ニ復活セシメラルベキコトヲ公表シ、且ツ彼等ガ適當ナル資格ヲ有スル場合ハ優先的ニ之ヲ復職セシムルコト

(4) 人種、國籍、宗教、政見又ハ社會的地位ヲ理由トスル學生、教師、教育關係官公吏ニ對スル差別待遇ヲ禁止スル、而シテ彼上ノ差別待遇ヨリ生ジタル不公平ハ直ニ是正セラルベキコト

(5) 學生、教師、教育關係官公吏ハ教授内容ヲ批判的理智的ニ評價スルコトヲ獎勵セラルベク、マタ政治的、公民的、宗教的自由ヲ含ム各般ノ事項ノ自由討論ヲ許容セラルベキコト

(6) 學生、教師、教育關係官公吏及ビ一般民衆ハ聯合軍占領ノ目的及ビ政策、議會政治ノ理論及實踐ニ就テ知ラシメラルベキコト、マタ軍國主義的指導者、ソノ積極的協力者ノ演ジタル役割並ニソノ消極的默認ニヨリ日本國民ヲ戰爭ニ陥レ、不可避的ナル敗北ト因テ現在ノ悲慘ナル狀態トヲ結果セシメタル者ノ演ジタル役割ヲ知ラシメラルベキコト

二、教育過程ニ於ケル技術的内容ハ左ノ政策ニ基キ批判的ニ檢討、改訂、管理セラルベキコト

(1) 急迫セル現情ニ鑑ミ一時的一具ノ使用ヲ許サレテハ現行ノ教科書、教科書、教授指導書ソノ他ノ教材ハ出來得ル限り速カニ檢討セラルベキデアリ、軍國主義的乃至極端ナル國家主義的「イデオロギー」ヲ助長スル目的ヲ以テ作成セラレタル箇所ハ削除セラルベキコト

(2) 教育アル平和的且ツ責任ヲ重ズル公民ノ養成ヲ目指ス新教科書、新教科書、新教師用參考書、新教授用材料ハ出來得ル限り速カニ準備セラレ現行ノモノト代ヘラルベキコト

(3) 正常ニ實施セラレツツアル教育體制ハ出來得ル限り迅速ニ再建セラルベキデアルガ未ダ設備等不充分ノ場合ハ初等教育及ビ教員養成ヲ優先セシメルコト

二、日本文部省ニ聯合國軍最高司令部ノ該當部局ト適當ニ聯絡シ得ルヤウナ機關ヲ設ケ且之ヲ維持スルコト、而シテ聯合國軍側ノ要求ニ應ジ本指令各條項ニ基イテ爲サレタル實施事項ノ詳細ナル説明報告ヲ提出スベキコト

三、日本政府ノ官公吏、屬僚ニシテ本指令各條項實施ニ關與スル者竝ニ公立、私立ヲ問ハズ凡テノ教師及學校教職員ノ本指令ニ明ボシアル政策ノ精神竝ニ條文ヲ遵奉スル個人の責任ヲ負フモノトス

四、教員及教育關係官ノ調査、除外、認可ニ關スル件

（昭和二十年十月三十日聯合國軍最高司令部ヨリ終
戰連絡中央事務局經由日本帝國政府ニ對スル發售）

一、日本ノ教育機構中ヨリ日本民族ノ敗北、戰爭犯罪、苦痛、窮乏、現在ノ悲惨ナル狀態ヲ招來セシムルニ至リタル軍國主義的、極端ナル國家主義的諸影響ヲ拂拭スル爲ニ、而シテマタ軍事の經驗或ハ軍ト密接ナル關係アル教員並ニ教育關係者ヲ雇傭スルコトニ依テ右思想ノ影響繼續ノ可能性ヲ防止スル爲ニ茲ニ左記ノ指令ヲ發ス

(イ) 軍國主義的思想、過激ナル國家主義的思想ヲ持ツ者トシテ明カニ知ラレテキル者、聯合國軍日本占領ノ目的及

テ直ニ之ヲ解職シ、今後日本ノ教育機構ノ中如何ナル職ニモ就カシメザルコト

ニヨリ現職ニ留ムルコト差支ナシ

(ハ) 日本ノ軍ニ今日猶豫アリ者或
終戦後復員セシ者ニシテ今日日本ノ教育機構中ノ一定ノ戦ニ就イテオナ
イ

者ハ凡テ今後指令アルマデ日本ノ教育機構中ノ如何ナル職モ就任セシメザルニ

日本ノ教育課程中ノ一定ノ點ニ至リテハ、
何ナル職ヨリモ解職セラレ阻止セラレ、マタ禁ゼラルベキカバ決定スル爲ニ最ニ左記ノ指令ヲ發スル

(イ) 日本文部省ハ教員並ニ教育關係官ノアラニル現任者及ビ希望者ノイハレニテハ、

行政機構及措置ヲ設定スルコト

該報告ハ別ニ左記特定ノ報告ゾモ含ムベキコト

(八) 如何ニシテ一個人カ學上或ハ社會關係ニシテ大ニ進歩スルヲ望ムルヤ
 第一ニ學問ニ對シテ熱心ナルヲ要スル
 第二ニ學問ニ對シテ忍耐ナルヲ要スル
 第三ニ學問ニ對シテ謙遜ナルヲ要スル
 第四ニ學問ニ對シテ誠實ナルヲ要スル
 第五ニ學問ニ對シテ勇敢ナルヲ要スル
 第六ニ學問ニ對シテ忍耐ナルヲ要スル
 第七ニ學問ニ對シテ謙遜ナルヲ要スル
 第八ニ學問ニ對シテ誠實ナルヲ要スル
 第九ニ學問ニ對シテ勇敢ナルヲ要スル
 第十ニ學問ニ對シテ忍耐ナルヲ要スル

(三) 教員及教育關係官、等、除外、該可ノ行フ爲ニ如何ナル行政南指置此ニ機構ヲ設定セラルルカヲ明カニス

將確ナル報告

明力ニスル精確ナル報告ヲ合併セ提出スルコト
 又、國庫係ノ本旨合ハ明力ニサレタ

三、本指令ノ條文ノ適用ヲ受ケル日本政府ノアラユル官吏及官立ノ學育關係ノ人ナシ

方針ヲ完全忠實ニ守ル個人の責任ヲ有スル

東洋史
南洋史
朝鮮史
支那史
蒙古史
印度史
歐洲史
美洲史
非洲史
大洋洲史
日本史
中國史
朝鮮史
支那史
蒙古史
印度史
歐洲史
美洲史
非洲史
大洋洲史

五、公務從事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件

(昭和二十一年一月四日聯合軍最高司令部ヨリ終戦)
(連絡中央事務局經由日本帝國政府ニ對スル警告書)

- 一、「ボツダム」宣言ハ「我等ハ無責任ナル軍國主義ヲ世界ヨリ驅逐セラルルニ至ル迄、平和、安全及正義ノ新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本國民ヲ欺瞞シ世界征服ノ舉ニ出ザルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ權力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベカラズ」ト規定ス
- 二、「ボツダム」宣言ノ右條項ヲ實行スル爲メ日本政府ニ對シ左ニ掲グル一切ノ者ヲ公職ヨリ罷免シ且官職ヨリ排除スベキコトヲ命ズ
- 三、軍國主義的國家主義及侵略ノ活潑ナル主張者
- 四、一切ノ日本ノ極端ナル國家主義的團體、暴力主義的團體又ハ秘密愛國團體及其ノ機關又ハ關係團體ノ有力分子
- 五、大政黨、實業、實業政治會又ハ大日本政治會ノ活動ニ於ケル有力分子
- 六、此等ノ用語ノ定義ハ本指令附屬書A號ノ通
- 七、本指令ニ於テ「公職」トハ左ノ地位ヲ意味シ且之ヲ包含ス
 - A、通常勅任官以上ノ階級(又ハ一切ノ改正文官制度ニ於ケル同様に階級)ヲ有スル文官ノ古ムル官職
 - B、通常文官ノ古ムル官職ニシテ文官ノ勅任官以上相當ノモノ(特殊法人ノ場合ニ於テハ右用語ハ少クトモ取締役會長、總裁社長、副總裁副社長、取締役理事、顧問相談役及監査役監事ヲ含ム)
 - C、本指令ニ於テ官職トハ日本ノ中央政府及都府廳府縣並ニ其ノ機關、地方支那局(地方行政事務局ノ含ム)及事務所ノ總テノ地位ニ此等ノ官職又ハ其ノ一切ノ機關ガ實際上ノ又ハ經營上ノ支配ヲ意味スル程度ノ資金關係ヲ有スル法人、協會其他ノ團體ニ於ケル總テノ地位ヲ意味シ、且之ヲ包含ス
- 八、本指令ニ於テ「公職ヨリ罷免ス」トハ該當者ヲ在職中ノ公職ヨリ解雇シ、右公職ニ對スル其ノ直接及間接ノ影響及參與ノ終止セシムルコトヲ謂フ、公職ヨリ罷免セラレタル者ハ當司令部ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ一切ノ公私ノ年金又ハ其ノ他ノ手當又ハ利益ヲ得ル資格ナキモノトス、本手續ニ依リ罷免セラレタル者ハ即決解職セラレベク其ノ各ガ日本法律ニ依リ享受シ居リタルベキ罷免前ノ審査其ノ他ノ先行手續ヲ受クル資格ナキモノトス
- 九、本指令ニ於テ「官職ヨリ排除ス」トハ該當者ヲ一切ノ官職ニ就カシメザルコトヲ謂フ、故ニ公職ヨリ罷免セラレタル者ハ他ノ一切ノ官職ニ就クコトヲ得ズ、又罷免セラレベキ公職ヲ有セザル者ト雖モ官職就任ノ資格ヲ剝奪セラレタルコトアルベシ、右公職保持ノ資格剝奪ハ第一項ニ引用セラレタル「ボツダム」宣言ノ條項ガ日本ニ於テ完全ニ履行ヒラレニ至ル迄繼續ス
- 十、本指令ニ規定セラレタル者ヲ單ニ公職ヨリ罷免シ、且官職ヨリ排除スルコトノミヲ以テシテハ「ボツダム」宣言ニ依リ考察セラレタル平和、安全及正義ノ新秩序樹立ニハ充分ナラザルベシ、日本ガ平和的傾向ノ有スル責任アル政府ヲ獲得センガ爲メ日本國民ノ間ニ於ケル民主的傾向ノ復活強化ヲ助成シ基本的人權並ニ言論、宗教及思想ノ自由ヲ尊重スベキ新職員ヲ任命スル爲メ最大ノ注意ヲ拂ハザルベカラズ、若シ文官ノ資格ニ關スル現行諸規則ガ右ノ如キ者ノ任命ヲ阻害スルカ、又ハ其ノ任命ノ範圍ヲ不當ニ局限スル場合ニハ右諸規則ハ改正又ハ廢止セラレベシ
- 十一、本指令ニ依リ命令セラレタル罷免ハ重要度高キ地位ヨリ始メテ可及的速ニ實行スベシ、該當者ガ遠隔地ニ在ル日本軍隊ノ復員ヲ確實ナラシムル爲メ又ハ本指令ノ條項實施ノ爲メ絕對必要ナル者ナルトキハ其ノ罷免ヲ延期スルコトヲ得、右ノ者ハ其ノ援助ガ絕對ニ必要トセラレザルニ至リタル時罷免セラレベシ、右ノ者ノ姓名、地位、失格ノ理由及

附屬書ニ號ニ列擧セラレタル種類ニ該當スル者ハ本指令第八項及第十項ニ規定スル所ニ從ヒ公職コトヲ記載セザレバ且爾後官職ヨリ排除セラルベシ、但シ日本帝國政府ニ於テ、其ノ必須ナル平和的行政事務處理ノ爲本指令ニ依リ罷免セザレタル者ゾ一時復職セシムルコト緊要ニシテ且他ノ適任者ヲ得ルコト不可能ナル旨主張スル場合ハ其ノ責任アル官吏ノ署名セル右趣旨ノ申請書ヲ本司令部ニ提出スルコトヲ得、本申請書ニハ其ノ者ノ姓名、官等、地位、職務及職責ヲ記載シスカル一時の復職ノ緊要ナル理由、一時の復職ノ期間及他ノ適任者ヲ得ル爲ニ爲シタル努力ヲ詳細ニ記載スベシ、本申請書ニハ下記第一〇項ニ規定セラレタル調査表一通ヲ附スベシ、日本帝國政府ハ本司令部方書面ヲ以テ許可ノ旨ヲ指示スル迄ハ斯カル一時の復職ヲ實施セザルモノトス

ハ其ノ就職ヲ拒否ス

B、媒
集

D、調査表ノ情報ニ基キ執ル措置ヲ

依ルヘシ

入済ノ調査表ノ際本一組ヲ本部ニ備付ケ本司令部ノ閲覧又ハ持出ニ便ナラシム

ノ他ノ各縣ソノ品號及同一番號ヲ附スルモノトス

—

者ノ種類ノ公告及本指令ニ依ル資格者ニ非ザル旨ノ各候補者毎ノ證明ヲ含ム措置ヲ講ズベシ、政府ハ其ノ購ゼントスル措置ニ關シ包括的報告ヲ本司令部ニ提出スルモノトス

一五、日本帝國政府ハ左ノ報告書ヲ本司令部ニ提出ス(英文三通)

A、第八項及第十四項所定ノ報告書

B、第十一項所定ノ各省又ハ其ノ他ノ各機關ノ計畫ニ關スル第一次報告書、本司令部ハ右計畫ガ適當ナラズト認ムルトキハ其ノ訂正ヲ命ズルコトアルベシ

C、各省又ハ其ノ他ノ各機關ノ機關範圍毎ニ區分シ左ノ事項ヲ記載シテ週間報告書

(1) 調査ヲ要スル現職者ノ占ムル地位ノ總數

(2) 前ニ調査セラレタル地位及當該週間ニ調査セラレタル地位ノ數及類型

(3) 當該週間ニ罷免セラレタル地位ノ數及類型

(4) 當該週間ニ罷免セラレタル地位ノ數及類型

一六、本司令部ハ本指令ニ遵守セラレ居ル者トテ必要ナル視察及調査ノ準備ヲ爲スベク日本帝國政府ハ右ノ視察及調査ノ實施ニ必要ナル一切ノ援助ヲ爲スモノトス、罷免又ハ就職拒否ニ關シ及選舉ニ係ル地位ニ對スル候補者タルノ資格判定ニ關シ日本帝國政府ノ諸シタル措置ハ本司令部ニ依リ審査セラルベク且取消サルコトアルベシ

一七、本指令所定ノ一切ノ調査表、報告書若ハ申請書ノ故意ノ虚偽記載又ハ此等ノ中ニ於ケル充分且完全ナル發表ノ懈怠ハ降伏條件ノ違反トシテ聯合國最高司令官之ヲ處罰スルコトヲ得ベシ、更ニ日本帝國政府ハ右ノ如キ故意ノ虚偽記載又ハ不發表ニ對シ日本裁判所ニ於テ日本法律ニ依リ適當ナル處罰ヲ爲スニ必要ナル一切ノ規定ヲ爲シ且必要ナル起訴ヲ行フモノトス

一八、一切ノ公職一及本指令ノ一般の規定ノ外ニ本司令部ハ特殊分野ニ於テ總テノ等級ニ其ノ或種ノ個人ノ就職ニ關シ一層制限ナル要件ヲ設ケタルガ今後モ之ヲ設ケルコトアルベシ

一九、本指令ノ條項ニ依リ影響ヲ受クベキ日本帝國政府ノ總テノ官吏及下級職員ハ本指令ヲ精神及文句ノ遵守及遵守ニ付個人的ニ且嚴格ニ責任ヲ負フベキモノトス

最高司令官ニ代リ

高級副官部高級副官補

H. W. アレン 大佐

附屬書

罷免及排除スベキ種類

A、戰爭犯罪人

戰爭犯罪人容疑者トシテ逮捕セラレタル者但シ釋放又ハ無罪放免セラレタル者ヲ除ク

B、職業陸海軍職員一陸海軍省ノ特別警察職員及官吏

時期ノ如何ノ間ハ左ノ地位ノ何レカヲ占メタコトアル一切ノ者

一、元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍司令部又ハ最高戰爭指導會議ノ一員

二、帝國正規陸海軍將校又ハ特別志願豫備將校

三、憲兵隊、海軍保安隊、特務機關、海軍特務部又ハ其ノ他ノ特別若ハ秘密情報機關又ハ陸海軍警察機關ニ於テ又ハ之ト共ニ勤務スル武官、又ハ軍屬

四、陸軍省(但シ昭和二十年九月二日以後任命セラレタル者ヲ除ク)

二臺 誌

東洋史
山島城
富山賀
神奈川
高知土
愛媛土
大丸海

總督、總務長官

三、關東州

總督、行政長官、警察部長

四、南洋廳

總督、南洋行政事務局

五、蘭領印度

軍政監、民政長官

六、マライ

軍政官、民政長官、「シンガポール」市長

七、佛領印度支那

總督、警視總監、總務局長、財政事務取扱者

八、ビルマ

ビルマ政府顧問、日本軍政監部政務部長、中央行政部内務部長

九、支那

南京偽政府顧問、大使

一〇、滿洲國

總務長官、總務廳次長、協和會中央機關役員

一一、其ノ他

蒙藏聯合自治政府、フィリピン傀儡共和國、自由印度假政府及「クイ」國ニ於テ現地人ノ對日協力派行政機構ノ統制ニ對シ責任アル日本官吏

G、其ノ他ノ軍國主義者及極端ナル國家主義者

一、軍國主義的政權反對者ヲ政敵シ又ハ其ノ逮捕ニ寄與シタル一切ノ者

二、軍國主義的政權反對者ニ對シ暴行ヲ使喚シ又ハ敢行シタル一切ノ者

三、日本ノ侵略計畫ニ關シ政府ニ於テ活潑且重要ナル役割ヲ演ジタルカ又ハ言論、著作若ハ行動ニ依リ好戰的國家主義及侵略ノ活潑ナル主唱タルコトヲ明ニシタル一切ノ者

六、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル件

(勅令第百一號 昭和二二、二二)

第一條 政黨、協會其ノ他ノ團體ニシテ其ノ目的又ハ行爲が左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ結成スルコトヲ得ズ
一、古領軍ニ對スル反抗若ハ反對又ハ日本國政府ガ聯合國最高司令官ノ要求ニ基キテ發シタル命令ニ對スル反抗若ハ反對

二、日本國ノ侵略的對外軍事行動ノ支持又ハ正當化

三、日本國ガ他ノアジア、インドネシア又ハマレー人種ノ指導者タルコトノ僭稱

四、日本國ニ於ケル外國人ノ貿易、商業又ハ職業從事ヨリノ排除

五、日本國及諸外國間ニ於ケル自由ナル文化又ハ學術ノ交流ニ對シタル反對

東洋史
福島 阿部 金
山 山 山
富山 山 山
滋賀 山 山
神奈川 山 山
高知 山 山
愛媛 山 山
大丸海

六、日本國內ニ於ケル軍事の若ハ準軍事の訓練ノ實施、陸海軍軍人タリシ者ニ對スル同等ノ民間人ニ與ヘラルル以上ノ恩典ノ供與若ハ特種ノ發言權ノ付與又ハ軍國主義若ハ軍人的精神ノ存續

七、暗殺其ノ他ノ暴力主義的計畫ニ依ル政策ノ變更又ハ斯カル方法ヲ是認スルガ如キ傾向ノ助長若ハ正當化政黨、協會其ノ他ノ團體又ハ個人若ハ集團ハ前項各號ノ一ニ該當スル行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第二條 昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官署名或種ノ政黨、協會其ノ他ノ團體ノ廢止ニ關スル件ニ該當スル團體トシテ內務大臣ノ指定スルモノハ解散ス

第三條 前二條ノ團體ガ其ノ全部又ハ一部ニ付直接又ハ間接ニ所有シ又ハ支配スル資産ニ關スル取引ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

政府ハ前項ノ資産(假令、書類及記録ヲ含ム)ノ接收保管スルモノトス
政府ハ前項ノ接收保管ニ係ル資産ノ食糧ノ生産其ノ他民生上必要アル用途ニ使用スルコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル團體ハ內務大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外之ヲ第一條第一項ノ團體ト看做ス
一、其ノ主要役員ノ執レカガ左記ノ一ニ該當スルモノ

(イ) 第二條ノ規定ニ依リ解散シタル團體ニ同條ノ規定ノ適用前解散シタル第一條第一項各號ノ一ニ該當スル團體ニシテ內務大臣ノ指定スルモノヲ含ム)ノ構成員タリシ者
(ロ) 昭和五年一月一日以後現役ニ在リタル正規ノ陸海軍ノ將校又ハ特別志願豫備將校タリシ者

(ハ) 憲兵隊、特務機關、海軍特務部又ハ其ノ他ノ陸海軍警察機關ノ特殊若ハ秘密謀報機關ニ勤務シタル者又ハ之ト協力シタル者
二、其ノ構成員ノ四分ノ一ヲ超ユル者ガ第一條第一項又ハ第二條ノ規定ニ該當スル團體ノ構成員タリシモノ

第五條 政黨、協會其ノ他ノ團體ニシテ其ノ目的又ハ行為ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ第二條ノ規定ニ依リ解散ス
一、公職ノ候補者ヲ推薦シ又ハ支持スルコト

二、政府ノ政策ニ影響ヲ與フル行為ヲ爲スコト
三、日本國及諸外國間ノ關係ニ關シ論議スルコト

前項ノ團體ノ主要者ハ豫メ其ノ團體ニ付左ノ各號ニ掲グル事項ヲ其ノ主たる事務所ノ所在地ノ市町村長(東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ區長)ニ届出ツベシ届出デタル事項ニ變更アリタルトキ亦同ジ

一、名 稱
二、目 的
三、主たる事務所ノ所在地

四、役員ノ住所、氏名、軍隊又ハ警察ニ勤務シタル者ニ在リテハ其ノ旨並ニ其ノ現 所屬シ又ハ所屬シタル團體ノ名稱
五、有力ナル財政的援助者ノ住所氏名並ニ其ノ援助ノ金額

六、構成員ノ住所氏名ノ名簿
前二項ノ規定ハ勞働組合之ニ準ズベキ勞働者又ハ被傭者ノ團體ニハ之ヲ適用セズ

第六條 第一條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス
第七條 第五條第二項ノ規定ニ係ル届出ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ爲シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第六條ノ違反行

爲ノ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同條ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ昭和二十一年一月四日ヨリ之ヲ適用ス、但シ第六條乃至第八條ノ規定並ニ附則第二項及第三項ノ規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ適用ス

第五條第一項ノ規定ニ該當スル團體ニシテ本令公布ノ日ニ於テ現ニ存スルモノノ主幹者ハ本令公布ノ日ヨリ二十日以内ニ同條第二項ノ規定ニ準ジ届出ヲ爲スベシ
第七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

七、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル件

(第二條ノ規定ニ依ル團體)

(内務省告示第一九號、昭和二十一年二月二十五日)

大東亞協會
金 鷄 學 院
東亞聯盟(東亞聯盟同志會及東亞聯盟協會ヲ意味ス)
大日本勤皇會
東京創生會
事變處理研究會
青年亞細亞同盟

玄 洋 社
大 化 會
大和俱樂部
勤皇護國會
勤皇維新同盟
日本思想研究會
東亞思想戰研究會

南 鳴 會
聖戰完勝會
皇國同志會
東亞協會
大東亞建設協會
大東亞建設國民運動研究會
亞細亞大陸協會
興亞運動同志會
同 仁 會
天 柱 塾
信濃ひもろぎ塾
米澤ひもろぎ塾
立 山 塾
富山青年有志會
男 建 會
佐賀縣維新同志會

政 教 社
全日本國民特攻隊總本部
東南亞細亞民族解放同盟
東亞新秩序研究會
大東亞青年隊
大亞細亞協會
興亞滅共聯盟
對支同志會
北海道國民道場
長崎創生會
振 東 塾
東 光 會
聖 明 塾
國民生活研究所
大亞拓土義塾

八、政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル件

(第四條ノ規定ニ依ル團體)

(内務省告示第二〇號 昭和二十一年二月二十五日)
(改正内務省告示第八九號 昭和二十一年六月二十五日)

大日本一新會
大日本生産黨
大東 塾
建 國 會
國際反共聯盟
國粹大衆黨
瑞穂俱樂部
天 行 會
東方會(振東社ヲ含ム)
時局協議會
明 倫 會
大東亞青年同盟
明倫會聯合會

大日本興亞同盟
大日本赤誠會(大日本青年黨ヲ含ム)
鶴 鳴 莊
黑 龍 會
國際政經學會
國際擁護聯合會
尊攘同志會
東方同志會
やまとむすび(大日本黨ヲ含ム)
全日本青年俱樂部
言論報國會
聖戰明後國民運動總本部
國 粹 同 盟

天關打開期成會
愛 國 社
勤皇まことむすび
御 福 塾
皇國運動同盟
國 策 社
大 直 會
アジア青年社
直 心 道 場
一 心 塾
至 心 塾
勤皇まことむすび大阪地方事務局
神 農 塾
水戸ひろぎ塾
愛 郷 會
勤皇まことむすび茨城地方事務局
勤皇まことむすび津島道場
皇道維新塾

大日本皇道會
皇民實踐協議會
維新公論社
大日本勤皇同志會
大日本經國聯盟
世界皇化會
神風特攻後援隊
振 東 塾
皇道翼賛青年聯盟
大 道 塾
勤皇まことむすび京都地方事務局
國 柱 團
紫 山 塾
愛 郷 塾
一縣勤皇運動
東 天 會
福島ひろぎ塾
東 天 塾

東洋史
神戶
高知
愛媛
大丸
金澤
阿蘇
山形
仙台
盛岡
青森
岩手
秋田
山梨
長野
新潟
富山
石川
福井
滋賀
京都
大阪
兵庫
奈良
和歌山
徳島
香川
高松
愛媛
高知
大分
福岡
佐賀
長門
山口
徳島
香川
高松
愛媛
高知
大分
福岡
佐賀
長門
山口

青森縣勸業青年同盟
雄 委 熱
勸業まことむすび岡山地方事務局
倉敷市勸業まことむすび
津山勸業まことむすび
八東勸業まことむすび
興 南 青 年 塾
大日本猶興會

小松勸業まことむすび
顯 眞 塾
岡山市勸業まことむすび
和氣勸業まことむすび
中和勸業まことむすび
香川勸業まことむすび
革新青年黨

九、就職禁止退官退職等ニ關スル件

(勸令第百九號 昭和二十一年二月二十八日)
(勸令第百六號 昭和二十一年六月四日)
改正(勸令第百七號 昭和二十一年六月四日)

第一條 昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書公務從事ニ適セザル者ノ公職ヨリノ除去ニ關スル件ニ掲グル條
項ニ該當スル者トシテ内閣總理大臣ノ指定スル者(以下覺書該當者ト稱ス)ニシテ通常一級官待遇以上ノ者ノ占ムル
官職ニ在ルモノハ退官又ハ退職セシメラレ爾後官職ニ就クコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ該當スル者ニ付餘人ヲ以テ代フルコト困難ナル事情アルトキハ同項ノ規定ニ拘ラス内閣總理大臣ノ定ム
ル所ニ依リ其ノ者ヲ官職ニ留任又ハ再任セシムルコトヲ得
覺書該當者ハ第一項ノ規定ニ該當セザル者ト雖モ官職ヨリ退官若ハ退職セシメラレ又ハ官職ニ就カシメザルコトアル

ベシ

第一條 前條ニ於テ官職トハ官廳ノ特別ノ支配ニ屬スル會社、協會其ノ他ノ團體トシテ内閣總理大臣ノ指定スル團體ノ
職員ノ職ヲ含ムモノトシ通常一級官待遇以上ノ者ノ占ムル官職トハ此等ノ團體ニ付テハ其ノ幹部タル職員ノ職ニシテ
内閣總理大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第三條 第一條第一項ノ覺書ニ基キ退官又ハ退職シタル者ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外公私ノ恩給年金
其ノ他ノ手當又ハ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第四條 覺書該當者ハ帝國議會ノ議員又ハ市長ト爲ルコトヲ得ズ、其ノ現ニ帝國議會ノ議員タル者ハ其ノ職ヲ失フモノ
トス

第五條 地方長官貴族院多額納稅者議員互選規則第四條及第三十九條ノ互選人名簿ヲ調製セントスル場合ニ於テハ互選
人タルベキ者ヲシテ其ノ者ガ覺書該當者ニ非ザル者ナルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ提出セシムベシ

第二項ノ規定ハ貴族院伯子男爵議員又ハ貴族院帝國學士院會員議員ノ選舉ヲ行フ場合ニ之ヲ準用ス但シ地方長官トナ
ルハ貴族院伯子男爵議員ニ付テハ宗族寮總裁、貴族院帝國學士院會員議員ニ付テハ選舉管理署トシ書面ノ送付ニ付テ
ハ内務大臣ノ經ルコトヲ要セザルモノトス

第六條 覺書該當者ハ衆議院議員候補者タルコトヲ得ズ
衆議院議員選舉法第六十七條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル議員候補者ノ届出又ハ推薦届出(以下届出又ハ推薦届出
ト稱ス)ヲ爲サントスル者ハ選舉長ニ對シ議員候補者タルベキ者ガ覺書該當者ニ非ザル者ナルコトヲ證スルニ足ル書
面ヲ併セ提出スベシ

東京 神奈川 山梨 長野 新潟 富山 石川 福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高松 高知 佐賀 長門 大分 熊本 鹿儿岛 鹿児島 那覇

選挙長議員候補者タルベキ者方覺書該當者ナルコトヲ確認シクルトキハ其ノ者ニ係ル届出又ハ推薦届出ヲ受理スルコトヲ得ズ

選挙長第二項ノ書面ヲ受取リタルトキハ直ニ内務大臣ヲ經テ内閣總理大臣ニ之ヲ送付スベシ

議員候補者ニ付第一條第一項ノ指定アリタルトキハ當該議員候補者ハ議員候補者タルコトヲ辭シタルモノト看做ス

第七條 各廳ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ第一條第一項ノ指定ニ關シ必要ナル調査表ヲ徴スベシ

内閣總理大臣ハ第一條第一項ノ指定ニ關シ必要ナル調査表ヲ提出又ハ事實ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第八條 第五條第一項(同條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第六條第二項ノ書面又ハ前條第一項ノ調査表ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタル記載ヲ爲シタル者及同項ノ調査表ヲ徴セラレ之ヲ提出セザル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス、各廳方第一條第一項ノ覺書ニ基キ報告書ヲ聯合國最高司令官ニ提出スル場合ニ於テ其ノ報告書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタル記載ヲ爲シタル者ニ付亦同ジ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一〇、「就職禁止、退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件

附 則、内務省令第一號 昭和二十一年二月二十八日

第一條 昭和二十一年勅令第九號(昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク就職禁止、退官、退職等ニ關スル件)以下令ト稱ス

第一條第一項ノ規定ニ基キ覺書該當者トシテ指定セラルベキ者ノ範圍ハ別表第一ニ依ル

令第一條第一項ノ規定ニ依リ指定ハ本人ニ對スル通知ヲ以テ之ヲ爲ス

内閣總理大臣前項ノ通知ヲ爲ス場合ニ於テハ衆議院議員候補者又ハ貴族院多額納税者議員五選人ニ關スルモノニ在リテハ關係地方長官ニ、貴族院伯爵男爵議員被選人ニ關スルモノニ在リテハ宗祿寮總裁ニ、貴族院帝國學士院會員議員五選人ニ關スルモノニ在リテハ帝國學士院長ニ對シ併セテ其ノ旨ヲ通知ス

第二條 覺書該當者ニシテ令第二條ノ團體ノ幹部タル職員ノ職ニ在ルモノハ當該團體ノ主管大臣ニ於テ之ヲ解任スルモノトス

第三條 令第一條第二項ノ規定ニ依リ覺書該當者ヲ留任又ハ再任セシムルハ覺書第八項又ハ第九項但書ニ該當スル場合ニ限ル

第四條 令第二條前段ノ團體及同條後段ノ團體ノ幹部タル職員ノ職ハ別表第二ニ依ル

第五條 令第五條第一項(同條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ令第六條第二項ノ書面ハ昭和二十一年内務省令第二號第三條ノ確證書ヲ有スル者ニ在リテハ別記様式(一)ニ依リ二通、其ノ他ノ者ニ在リテハ別記様式(二)ニ依リ四通(令第五條第三項ノ場合ニ在リテハ三通)提出スベシ

第六條 令第七條ノ規定ニ依リ調査表ハ左ノ各條ノ一ニ該當スル者ニ就キ主管大臣(樞密院、會計検査院、行政裁判所貴族院事務局又ハ衆議院事務局ノ職員ニ係ルモノニ付テハ内閣總理大臣、地方行政事務局部内又ハ都廳府縣ノ職員ニ係ルモノニ付テハ内務大臣以下之ニ同ジ)ニ於テ之ヲ徴スルモノトス

一、令第一條第一項ノ適當勤任待遇以上ノ者ノ占メル官職ニ在ル者

二、令第二條後段ニ規定スル法人ノ幹部タル職員ノ職ニ在ル者

三、各職担任待遇以上ノ官職又ハ令第二條前段ニ規定スル團體ノ職員ノ職ニ採用セントスル者、前項ノ調査表ハ別記様式(三)ニ依リ三通徴スルモノトシ内一通ハ主管大臣内閣總理大臣ニ之ヲ送付スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表第一

覺書該當者トシテ指定セラルベキ者ノ範圍左ノ如シ

一、戦争犯罪人

戦争犯罪人容疑者トシテ逮捕セ、レタル者但シ釋放又ハ無罪放免セラレタル者ヲ除ク

二、職業陸海軍職員ニ陸海軍省ノ特別警察職員及官吏

時期ノ如何ヲ問ハズ左ノ地位ノ何レカヲ占メタルコトアル一切ノ者

1、元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又ハ最高戦争指導會議ノ一員

2、正規陸軍將校

陸軍補充兵、陸軍補充條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ムノ正規ノ任用規定ニ依リ現役將校(從前ノ將校相當官ヲ含ム)ニ任用セラレ將校任用ノ當初ヨリ陸軍武官服役令(陸軍軍人服役令、陸軍服役條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム)ニ依リ現役ニ服シタル者

3、陸軍特別志願豫備將校

幹部候補生、操縦候補生等ヨリ豫備役將校ト爲リタル者ニシテ昭和十四年勅命第七百三十一號ニ依リ志願ニ基キ現役ニ服シタルモノ

4、正規海軍將校

海軍武官任用令(海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任用條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム)ノ正規ノ任用規定(昭和十九年勅令第四百六號及舊昭和十七年勅令第五百號ヲ含ム)ニ依リ現役士官又ハ現役特務士官ニ任用セラレ、士官又ハ特務士官任用ノ當初ヨリ海軍武官服役令(海軍特務士官服役令、海軍高等武官準士官服役令其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム)ニ依リ現役ニ服シタル者

5、海軍特別志願豫備將校

イ、召集中ノ豫備員ニシテ海軍豫備員ヨリスル海軍武官任用等特例(舊昭和九年勅令第七十三號ヲ含ム)ニ依リ志願ニ基キ現役士官ニ任用セラレタルモノ

ロ、召集中ノ豫備役ノ士官及特務士官ニシテ海軍武官服役臨時特例第二條ノ規定ニ依リ志願ニ基キ現役ニ服シタルモノ

6、憲兵隊、特務機關、海軍特務部又ハ其ノ他ノ特別若ハ秘密機關又ハ陸海軍警察機關 於テ又ハ之ト共ニ勤務スル武官、兵又ハ軍屬

7、陸軍省(但シ昭和二十年九月二日以降任命セラレタル者ヲ除ク)

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上ノ總テノ文官又ハ通常勅任官以上ノ者ニ依リ占メラルル地位ニ在ル總テノ文官

8、海軍省(但シ昭和二十年九月二日以後任命セラレタル者ヲ除ク)

大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上ノ總テノ文官又ハ通常勅任官以上ノ者ニ依リ占メラルル地位ニ在ル總テノ文官

二九

[illegible]

水戸ひろぎ塾	愛郷塾	愛郷會	一縣勤皇運動	勤皇やまとむすび茨城地方事務局	東天會	知縣	勤皇やまとむすび津島道場	野縣	信濃ひろぎ塾	島縣	福島ひろぎ塾	皇道維新塾	東天會	青森縣勤皇青年同盟	振東塾	形縣
--------	-----	-----	--------	-----------------	-----	----	--------------	----	--------	----	--------	-------	-----	-----------	-----	----

北海道國道道場
都府

勤皇まことむすび京都地方事務局
阪府

勤皇まことむすび大阪地方事務局

天 國
柱 柱
塾 國

革新青年黨

大日本猶興會

長崎創生會

鴻
縣

神農

紫姑
山
塾

4

米澤ひもろぎ塾

東 光 會
小松勸皇まことむす

山
縣

立
山
塾

聖 雄
明 姿
站 望

富山青年有志會

顯其塾

勤皇まことむすび岡山地方事務局

岡山市勤皇まことむすび

倉敷市勤皇まことむすび

津山勤皇まことむすび

中和勅皇まことひすび

八束勅皇まことむすび

三三

三三

1、大政翼賛會

中央訓練所ノ各部長及有力ナル副部長

都道府縣協力會議議長

イ、大日本勸業壯年團

都道府縣支庁ノ團長、副團長、總務、本部長及各部長

當任職出

東洋史
 神戶
 島田
 阿部
 金原
 山田
 渡辺
 飯田
 奥村
 鈴木
 杉村
 大丸
 海

副理事長
 常務理事
 理事
 事務次長
 事務局各局長
 地方支部長

ハ、其ノ他ノ關係團體

左ノ團體ノ中央本部ニ於ケル代表者及最高執行者

大日本産業報國會
 農業報國聯盟
 商業報國團
 日本海運報國團
 大日本青少年團
 大日本婦人會
 大日本勞務報國會
 國防機械化協會

3. 翼賛政治會

翼賛政治結集準備會委員
 總裁
 顧問
 常任總務
 總務
 政務調查會長
 代議士會長
 事務局局長
 會計監督
 事務局各部長

4. 大日本政治會

創立ノ籌畫ニ參シタル者
 總裁
 顧問
 總務
 幹事
 政治調查會長
 總務會長

代議士會長

會計監督

各部部長

5、翼賛政治體制立協議會構成員
6、前記1乃至5ニ掲グル團體ノ刊行物又ハ機關誌紙ノ編輯者タリシ者

備考 前記1乃至5ノ列記ハ團體ノ規約、職制等ノ改廢ニ依ル團體又ハ役員ノ名稱ニ異動アリタル場合ニ於テハ各之ニ相當スルモノヲ含ムモノトス

五、日本ノ膨張ニ關係セル金融機關並ニ開發機關ノ役員

昭和十二年七月七日ト昭和二十年九月二日トノ間ニ於テ左ノ銀行又ハ會社等ノ取締役會長、總裁社長、副總裁副社長、取締役、理事、顧問、相談役若ハ監査役監事タリシ者又ハ昭和十二年七月七日以後日本軍占領地域内ニ於テ其ノ支店ノ支配人タリシ者

南滿洲鐵道株式會社
滿洲拓殖株式會社
北支那開發株式會社
中支那振興株式會社
南洋拓殖株式會社
臺灣拓殖株式會社
滿洲重工業株式會社

東洋史
地理

靜岡 岡島 阿部 金原
富山 山崎 渡邊 山崎
滋賀 山崎 飯田 奥村
神奈川 鈴木 杉村 大丸
愛知 大丸 海

南洋興發株式會社

南洋拓殖株式會社

戰時金融金庫

資金統合銀行

南方開發金庫

外資金庫

朝鮮殖産銀行

獨逸東亞銀行

朝鮮銀行

臺灣銀行

滿洲中央銀行

滿洲拓殖銀行

朝鮮信託株式會社

其ノ他 一切ノ銀行、開發會社又ハ機關ニシテ其ノ主要目的ガ植民地若ハ日本占領地ニ於ケル植民及開發活動ニ對スル金融又ハ植民若ハ日本占領地ノ財政的資源ノ動員若ハ支配ニ依ル軍需生産ニ對スル金融ニ在リタルモノ

六、占領地ノ行政長官等

左ノ地位ニ在リタル者

1、朝鮮

東洋史
神戶 山崎 島田 阿部
富田 山崎 島田 阿部
高橋 山崎 島田 阿部
大丸 山崎 島田 阿部

昭和十二年七月七日以後ノ朝鮮總督、朝鮮總督府政務總監並朝鮮總督府中樞院ノ議長副議長顧問及參議

2、臺灣
昭和十二年七月七日以後ノ臺灣總督及臺灣總督府總務長官

3、關東洲
昭和六年九月十八日以後ノ關東長官、滿洲國駐劄特命全權大使及關東局總長

4、南洋廳
昭和十二年七月七日以後ノ南洋長官

5、蘭領印度
軍政官、海軍警備軍政地區ノ民政總監及陸軍警備軍政地區ノ陸軍司政長官ノ最上位ニ在リタル者

6、マラヤ
軍政監、陸軍軍政最高顧問及「シンガポール」市長

7、佛領印度支那
昭和十六年十二月八日以後ノ佛印特派特命全權大使佛印總督府總務長官事務取扱

8、ビルマ
印度支那銀行支配人

「ビルマ」軍政最高顧問、「ビルマ」政府最高顧問、勅任官又ハ之ニ相當スベキ地位ニ在リタル者ニシテ主任級「ビルマ」政府顧問タリシ者及「ビルマ」國駐劄特命全權大使

9、支那
南京政府最高顧問、勅任官又ハ之ニ相當スベキ地位ニ在リタル者ニシテ主任級南京政府顧問タリシ者及南京政府成立後ノ中華民國駐劄特命全權大使

10、滿洲國
總務總長官、總務廳次長及協和會中央機關役員

11、其ノ他
蒙古聯合自治政府最高顧問及同政務顧問

「フィリピン」軍政最高顧問及「フィリピン」國駐劄特命全權大使、光機關長

「タイ」國駐劄特命全權大使

七、其ノ他ノ軍國主義者及極端ナル國家主義者

一 軍國主義的政權反對者ヲ攻撃シ又ハ其ノ逮捕ニ害與シタル一切ノ者

二 軍國主義的政權反對者ニ對シ暴行ヲ使シタル一切ノ者

三 日本ノ侵略計畫ニ關シ政府ニ於テ活潑且重要ナル役割ヲ演ジタルカ又ハ言論、著作若ハ行動ニ依リ好戰的國家主義及侵略ノ活潑ナル主唱者タルコトヲ明ニシタル一切ノ者

別表 第二

令第二條前段ノ會社協會、其ノ他ノ團體

日本製鐵株式會社

帝國石油株式會社

帝國燃料株式會社

令第二條後段ノ其ノ幹部タル職員

取締役社長、副社長、取締役及監査役

總裁、副總裁、理事及監事

總裁、副總裁、理事及監事

總裁、副總裁、理事及監事

社長、副社長、理事及監事
社長、副社長、取締役及監査役
社長、副社長、理事及監事
理事長、副理事長、理事及監事
總裁、副總裁、理事及監事
總裁、副總裁、理事及監事
社長、副社長、理事及監事
社長、副社長、理事及監事
總裁、副總裁、理事及監事
總裁、副總裁、理事及監事
理事長、副理事長、理事及監事
理事長、副理事長、理事及監事
總裁、副總裁、理事及監事
總裁、副總裁、理事及監事

頭取、副頭取、取締役及監査役

四二

總裁、副總裁、理事及監事	總裁、副總裁、理事及監事	頭取、副頭取、取締役及監査役	理事長、副理事長、理事及監事	理事長、理事及監事	理事長、理事及監事	理事長、理事及監事
--------------	--------------	----------------	----------------	-----------	-----------	-----------

四三

第四條 本令ニ於テ教職トハ官立、公立又ハ私立ノ學校ノ教員其ノ他ノ職員、教育關係官公吏及教育ニ關スル法人ノ役員ノ職ニシテ主務大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第五條 各廳ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ第一條乃至第三條ノ規定ノ適用ニ關シ必要ナル調査表ヲ徴スベシ
第六條 前條ノ調査表ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタル記載ヲ爲シタル者及同條ノ調査表ヲ徴セラレ之ヲ提出セザル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一二、「教職員の除去、就職禁止及復職等の件」の施行に關する件

(附令、文部省令、農林省令、農林省令、農林省令第一號昭和二十一年五月七日)
改正(附令、文部省令、農林省令、農林省令第二號昭和二十一年五月二十五日)

第一條 昭和二十一年勅令第二百六十三號(昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツタム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件)(以下令と稱する)第一條又は第二條の規定に基いて、教職不適格者として指定を受けるべきものの範圍は、別表第一又は別表第二による、但し別表第一による指定は、別に定めるところの、審査委員會の審査判定に従つてこれを行ふ。

令第一條又は第二條の規定による指定は、本人に對する通知でこれを行ふ。

前項の通知は、大學、高等專門學校の教員その他の職員、教育關係の官公吏(視學官の職にある三級の地方事務官と

視學の職にある市吏員を除く)以下同様とする。及び教育に關する法人の役員については文部大臣が、國民學校、青年學校及び中等學校等(育學校、雙學學校及び各種學校を含める)以下同様とする)の教員と、視學官の職にある三級の地方事務官と、視學の職にある市吏員については、地方長官が行ふ。

令第一條第二項の規定により、教職に留まらざることができず、別表第二に掲げる者であつて、文部大臣が他に適任者を見出すことが非常に困難であると認めた場合に限る。但しその期間は、本令公布の日より六箇月以内とする。

第二條 令第三條の規定に基いて、教職に復することができず、指定を受けるべきものは、自由主義、反軍國主義等思想上又は宗教上の理由によつて、昭和十二年七月七日以後退官又は退職を命ぜられ(依願退官又は依願退職者を含める)或は休職を命ぜられた者であつて、現に、教職に就くに適したる者とする。

第三條 令第四條の、私立の學校の教員その他の職員、又は教育に關する法人の役員の職に在る者が、教職不適格者として指定を受けたときは、文部大臣がこれを解職又は解任する。

第四條 令等四條の、學校の教員その他の職員、教育關係の官公吏及び教育に關する法人の役員の職は、別表第三による。

第五條 令第五條の規定による調査表は、昭和二十一年附令、内務省令第一號別記様式(三)(但し、英文の記載はいらない)により、大學、高等專門學校の教員その他の職員、教育關係の官公吏及び教育に關する法人の役員については文部大臣が、國民學校青年學校及び中等學校等の教員と、視學官の職にある三級の地方事務官と、視學の職にある市吏員については、地方長官が、これを三通査しその内の一通は、別に定めるところの審査委員會に送付し、地方長官

が徴したものの内一通は、文部大臣に、送付しなければならない。

第六條 第一條、第二條及び第五條の規定において、文部大臣とあるのは、無線電信講習所にあつては、内閣總理大臣とし、水産講習所にあつては、農林大臣とし、海務學院、高等商船學校、海技專門學院、航海訓練所、商船學校、海員養成所の教員その他の職員及び運輸省の教員關係の官吏にあつては、運輸大臣とする。

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する

別表第一及び第二に掲げる範圍は、將來、教職員を採用する場合の、基準とする。

別表第一

教職不適者として、審査委員會の審査判定に従つて、指定を受けるべき者の範圍は、左の通りである。

- 一、講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて、左の各號の一に當る者。
- 1、侵略主義あるひは好戰的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者及び學說を以て大亞細亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策や、滿洲事變、支那事變又は今次の戰爭に、理念的基礎を與へた者。
- 2、獨裁主義又はナチ的あるひはファシスト的全體主義を鼓吹した者。
- 3、人種的理由によつて、他人を迫害し、又は排斥した者。
- 4、民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣傳した者。
- 5、自由主義、反軍國主義等の思想を持つ者又は何れかの宗教を信する者を、その思想又は宗教を理由として、迫害又は排斥した者。
- 6、右の何れにも當らないが、軍國主義あるひは極端な國家主義を鼓吹した者、又はその様な傾向に迎合して、教育

者としての思想的節操を缺くに至つた者。

- 二、ナチ政權あるひはファシスト政權又はその機關の顧問、囑託その他これと特別の關係を持ちその政策を行ふことに協力した者。

三、聯合國軍の日本占領の目的と政策に反對の意見を公表し、又は右の目的と政策に反對せざる爲に他人を指導した者。

四、官公吏であつて、その職務を行ふにあたり宗教を迫害し、又は弾壓した者。

五、軍國主義的又は極端な國家主義的意圖をもつて、教科用圖書又は教育に關する刊行物の編集に當つた者。

六、昭和三年一月一日以降において、日本國によつて占領された聯合軍の領土内で日本軍の庇護の下に、學問上の探検ある、は發掘事業を指揮し又はこれに参加した者。

別表第二

教職不適格者として、審査委員會にかけないで、指定を受けるべき者の範圍は次のやうである。

一、聯合國最高司令部によつて個人的に罷免の指令を受けた者。

二、昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務従事に適せざる者の公職よりの除去に關する件附屬書A號」に該當する者その他すべての職業軍人。

三、職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者。但し陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官である教官は、この限りではない。

四、昭和十二年七月七日以降次に掲げる學校又は教育施設を卒業した者。但しその後次に掲げる學校又は教育施設以外の大學高等專門學校又はこれと同等以上の學校を卒業した者は、この限りではない。

- 1、東京農林專門學校拓殖科
- 2、盛岡農林專門學校附設第一拓殖訓練所
- 3、三重農林專門學校附設第二拓殖訓練所
- 4、宮崎農林專門學校附設第三拓殖訓練所
- 5、拓殖大學商學部拓殖學科
- 6、拓殖專門學校開拓科及び司政科
- 7、福岡市立拓殖專門學校拓殖科及び拓殖土木科
- 8、興亞專門學校本科及び專修科
- 9、明治大學專門部興亞科
- 10、日本大學專門部拓殖科
- 11、東京農業大學專門部拓殖科
- 12、前十一號以外の拓殖關係の學校
- 13、東亞同文書院（學部及附屬專門部を含む）
- 14、滿洲の建國大學
- 15、興亞練成所
- 16、興南練成院第三部
- 17、滿蒙開拓指導員養成所
- 18、神宮皇學館大學祭祀專攻科

五〇

- 19、神宮皇學館大學附屬專門部
- 20、國學院大學專門部附屬神道部

21、前三號以外の神職養成を目的とする學校

五、昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日迄の間、次に掲げる官職に、通じて二年以上居た者。

- 1、内務省警保局の勅任官及び奏任官
- 2、文部省思想局又は教學局關係の事務に従事した勅任官及び奏任官
- 3、國民精神文化研究所、國民鍊成所、教學鍊成所、興亞鍊成所、興南鍊成院及び大東亞鍊成院の勅任官及び奏任官
- 4、情報局の總裁、勅任官及び奏任官
- 5、特別高等警察の經歷を持つ官吏
- 6、思想警察又は保護觀察、豫防拘禁に關係のあつた官吏

- 六、次のやうな團體の何れかに對し、時期を問はず次のやうな關係のあつた者。
- 1、創立者、役員又は理事であつた者
- 2、要職を占めた者
- 3、すべての刊行物又は機關誌紙の編輯者
- 4、自發的に多くの寄附（寄附した金額又は財産の價格が絶對的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの）をした者。

昭和二十一年勅令第百一號第二條及び第四條の規定による團體

原理日本社

日本學生協會

朱光會

全國大學教授聯盟

日本法理研究會

七生社

別表第三

學校の教員その他の職員、教育關係官公吏及び教育に關する法人の役員の職は次のやうである。

- 一、官立、公立及び私立の學校（無線電信講習所、水産講習所、海務學院、海技專門學院、航海訓練所及び海員養成所を含める―以下同様とする）の校長及び教員の職
- 二、大學、高等專門學校又はこれと同等以上の學校で普通二級官待遇以上の職員が占める職及び私立の大學、高等專門學校の職員であつて二級官以上に相當するもの占める職（事務長等を言ふ）
- 三、文部省及び教育研究所の官吏、並びに運輸省海運總局における教育主管課長、教育主管課關係官であつて、普通二級官待遇以上の者の占める職
- 四、東京都教育局の局長と各課長及び道府縣内務部長（教育民生部が設けられて居る府縣では教育民生部長）、道府縣の教育主管課の課長（社會教育を含める）及びその課で普通二級官待遇以上の者の占める職、並びにその課と東京都の區、地方事務所に勤務する視學官である三級の地方事務官の職
- 五、市の教育主管部局課の長と視學である市吏員の職
- 六、學校の設立者又は學校を經營する法人、大日本教育會及び大日本育英會の役員の職。

一三、教職員の適格審査をする委員會に關する規程

（文部省訓令第五號 昭和二十一年五月七日）

第一條 教職員の適格審査をする委員會（以下教職員適格審査委員會と言ふ）はこれを分り、都道府縣教職員適格審査委員會、學校集團教職員適格審査委員會、大學教職員適格審査委員會、教育職員適格審査委員會及び中央教職員適格審査委員會とする。

都道府縣教職員適格審査委員會は地方長官が設け、都道府縣内の國民學校、青年學校及び中等學校等の教員と視學官の職にある三級の地方事務官及び視學の職にある市吏員を、學校集團教職員適格審査委員會は學校集團長が設け、北海道と各地方行政事務局所管區域内の高等專門學校の教員を、大學教職員適格審査委員會は大學總長又は大學長が、大學別（數個の學部を置く大學では各學部別）に設けその大學の教員を、教育職員適格審査委員會は文部次官が設け、大學及高等專門學校の校長と「教職員の除去、就職禁止及び復職等の件」の施行に關する件（以下施行規則と言ふ）別表第三の二乃至六の各項の一（視學官の職にある三級の地方事務官及び視學の職にある市吏員を除く）に當る者を、中央教職員適格審査委員會は、施行規則別表第三の各號の一に當る者をそれぞれ審査する。

第二條 都道府縣教職員適格審査委員會は、次の審査委員で組織する。

- 一、教員代表 都道府縣内の國民學校、青年學校及び中等學校の教員の中から大日本教育會が推薦した者七人
- 二、各界代表 教育團體、産業團體及び宗教團體等であつて、地方長官が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者六人

第三條 學校集團教員適格審査委員會は、次の審査委員で組織する。

- 一、教員代表 北海道と各地方行政事務局所管區域内の高等専門學校で、學校別毎に教員が互選した者六人
- 二、各界代表 教育團體、産業團體及び宗教團體等で、學校集團長が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者六人

三、教育職員代表 校長、學校管理者又は學校設立者等の中から學校集團長が委嘱した者三人

第四條 大學教員適格審査委員會は、教授及び助教授の實人員の三分の一に相當する員數で、教授五、助教授二の比率を以て互選した審査委員で組織する。

第五條 教育職員適格審査委員會は次の審査委員で組織する。

- 一、教員代表 教員の中から大日本教育會の推薦した者六人
- 二、各界代表 內務省の官吏の中から文部次官が委嘱した者一人、及び教育團體、産業團體、宗教團體等で文部次官が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者六人
- 三、教育職員代表 文部省の官吏、校長、學校管理者又は學校設立者の中から、文部次官が命じ、又は委嘱した者四人

第六條 中央教職員適格審査委員會は、次の審査委員で組織する。

- 一、教員代表 教員の中から大日本教育會が推薦した者六人
- 二、各界代表 內務省の官吏の中から、文部大臣が委嘱した者一人、及び教育團體、産業團體、宗教團體等で文部大臣が適當と認めた團體の役員の中から選ばれた者五人
- 三、教育職員代表 文部省の官吏、校長、學校管理者又は學校設立者の中から文部大臣が命じ、又は委嘱した者四人

四、學識経験のある者、帝國學士院長が推薦した者五人

第七條 各審査委員會は幹事、書記各若干名を置くことができる。

第八條 審校委員會を設置したときは、設置者は審査委員の名簿を添へ直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならぬ。委員を補充したときも同様である。

第九條 文部大臣が審査委員會の組織を不適當であると認めたときは、審査委員の全部又は一部の變更を命ずることが出来る。

第十條 各審査委員會は設置者が招集する。

第十一條 各審査委員會の委員長は、審査委員の互選によつて定める。

第十二條 各審査委員會の審査委員が、審査に付せられたときはその審査委員は職務の執行から除かれる。

第十三條 審査委員會の審査は、原則として書面とする。但し審査に付せられた者、又は再審査の請求をした者を審査委員會に出頭させ、事實の陳述をさせても差支へない。

審査委員會が必要と認めたときは現地について事實の調査その他の資料を集めることができる。

第十四條 審査委員會が必要と認めたとき、又は審査に付せられた者の請求があつた場合、關係人を審査委員會に招いて事實の陳述をさせることができる。

第十五條 審査委員會の審査判定は審査委員の過半數でこれを決する。但し可否が同數のときは審査委員長がきゝるところによる。

表決は無記名投票による。

第十六條 審査委員長は審査委員會の審査判定の結果を大學、高等専門學校の教員、その他の職員、教育關係官吏及

び教育に關する法人の役員については文部大臣に、國民學校、青年學校、及び中等學校等の教員並びに視學官の職にある三級の地方事務官及び視學の職にある市吏員については、文部大臣と地方長官に知らせなければならない。

第十七條 審査委員長は適格の判定を受けた者が申請した場合別記様式判定書を與へなければならない。

第十八條 審査委員會の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

一、調査表

二、審査記録

三、適格者名簿

四、不適格者名簿

五、解職者及び復職者名簿

六、其の他審査に關する一件書類

第十九條 都道府縣教員適格審査委員會、學校集團教員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會、又は教育職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は中央教職員適格審査委員會に再審査を請求することが出来る。

第二十條 中央教職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、文部大臣に特別の審査を請求することが出来る。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格と判定することが出来る。

第二十一條 都道府縣教員適格審査委員會、學校集團教員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會、又は教育職員適格審査委員會の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めたときは、中央教職員適格審査委員會に再審査を

請求することが出来る。

第二十二條 中央教職員適格審査委員會の判定について、文部次官、又は地方長官が不當と認めたときは、文部大臣に特別の審査を請求することが出来る。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めたときは、適格又は不適格と判定することが出来る。

第二十三條 前四條の再審査又は特別の審査の請求は、判定を受けた日から三週間以内にしなければならない。

第二十四條 都道府縣教員適格審査委員會、學校集團教員適格審査委員會、大學教員適格審査委員會又は教育職員適格審査委員會に於て不適格の判定を受けたものが、中央教職員適格審査委員會に再審査の又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査判定が確定する迄、職務の執行を停止される。

第二十五條 各審査委員會の審査委員その他の關係者は、昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行ふ個人的責任を負ふ。

別記様式

第 號

判 定 書

住 所

氏 名

生

年

月

日

名

右の者は昭和二十一年勅令第二百六十三號の規定に依つて提出した書面を審査したところ昭和二十年十月二十二日附聯合國最高司令官覺書日本教育制度に關スル管理政策、同月三十日附同教員及教育關係官ノ調査、除外、認可ニ關ス

ル件及昭和二十一年一月四日附同公務従事ニ關セザル者ノ公職ヲリノ除去ニ關スル件に掲げてある條項に當らない者であると判定する

年 月 日

五八

備考 この判定書は本人の提出したところの昭和二十一年勅令第二百六十三號に規定する畫面にいつわりのことを書いてあつたり又は書かねばならないことを書いてなかつたときは其の效力はない。

一四、教職員の適格審査に就て（文部大臣談）

文部省では昨年十二月二十二日と同月三十日の二度にわたる教育界の刷新を目的とする聯合國最高司令官の二の覺書に基き、その實施に必要な法令の準備をして居りましたが今般漸く、成案を得、聯合國最高司令官の諒解を得ましたので勅令案に付ては樞密院の御諮詢を仰ぎ、これと共に關係法令を本日公布することになりました。

この法令によつて全國約四十萬の教育關係者はすべて適否の審査を受け不適格者はその地位を去らなければならぬことになつたのであります。又思想的理由で教職から追はれた者にも復職の道が開かれることになりました。多年に亘つて我が國の教育界を毒して來た軍國主義的及び極端な國家主義的の要素を全面的に排除し教育界を肅正致しますことは、ひとり我が教育界の健全な發達の爲の不可欠な前提であるのみならず、民主主義的平和主義的國家の建設のために至大の關係を有してゐる事柄であります。従つてこの教育界肅正工作は莫大な困難、犠牲を賭しても徹底的にやりとげなければなりません。

尚ほ、このことは、政府に於て聯合國側の要求があつたが故に止むを得ずなすといふわけではなく教育や文化の本來の使命に鑑み自發的に熱意を以てなさなければならぬ所でありませぬ。

審査は迅速、公正且つ良心的に實施しなければなりません。審査そのものは極めて簡單だから色々疑問も起り得ると思ひますが、常識を以て解釋し適正に運用しなければなりません。關係者は運用に付いて、黨派的動機や個人的反感などからこの機會を利用して故意に他人を陥れる様なことがあつてはなりません。と同時に當然排除すべき人々を情實から不當にかばふ様なことがあつてもなりません。

判斷の資料たるべき事實は出来るだけ廣く集めたいと思ひます。この意味に於て父兄その他事情に通ずる各方面の人々に對し眞面目な支持と協力とを求めたいと思ひます。即ち適當の判定を下すのに參考となる様な信頼に値する正確な事實を、責任を明かにした署名文書等によつて文部省その他關係方面に提供される事を希望したのであります。

實施について注意しなければならぬのは、教職員が戦時中傍觀的態度をとらず一國民として持つべき當然の愛國心の發露からその地位、その立場に於て戦争に協力したこと、例へば前線、工場等に動員された學徒を激勵し、或は將兵のため義捐金を募集する演説をしたこと等まで糾弾する意味ではないのであります。

しかし、例へば平和主義者、自由主義者等を、時局に便乗して迫害した者や、學問的思想的立場から軍國主義的、又は極端な國家主義的傾向を鼓吹した者や、上の傾向によつて日本の東亞政策や、今次の戦争の遂行に理念的基礎を與へた者や戦争中軍や官僚の政策に迎合し終戦後巧妙に看板の塗り代へを行つた様な時局便界の徒も、教育者としての品位節操を缺いたものとして責任を免れないのであります。

要するに、今回の教育界の肅正に就て文部省は聯合國最高司令部に對し重大な責任を負つて居るのであります。こ

の成否は世界の注目の的となつて居ります。これは、我が國民の民主主義訓練の一つの方法でもあり、是非とも良心的且つ效果的にやりとげなければならないのであります。この意味で大方の心からなる協力を切望してやまない次第であります。

六〇

一五、教育者中ヨリ本業トシテノ陸海軍人タル經歷ヲ有スル者等ノ整理ニ關スル件

(昭和二十年十月二十七日發學六號 文部次官通牒)

(イ)

今般教育界ヨリ本業トシテノ陸海軍人タル經歷ヲ有スル者及軍國主義的乃至極端ナル國家主義的傾向ヲ有スル者ヲ概テ左記要領ニ依リ整理スルコトヲ相成タル處本件ニ關シテハ近ク具體的基準取扱細目等正式決定ノ上通牒相成ベキニ就テハ豫メ御了解ノ上之方措置ニ關シ萬遺憾ナキ様御準備相成度此段依命通牒ス

一、本業トシテノ陸海軍ノ將校士官又ハ下士官タルノ經歷ヲ有スル者(其ノ細目ハ追テ指示ス)ハ學校ノ教員其ノ他教育上ノ指導的地位ニ在ルコトヲ得ズ之方取扱方ニ付テハ追而指示ス

(備考) 例ハ國民學校教員カ應召シテ下士官又ハ將校トナリ復員ニ依リ復職シタルモノ等ノ如キハ本項ノ「本業トシテノ陸海軍將校士官又ハ下士官」ニ包含セラレザルニ付爲念

二、經理、衛生、技術等ニ關スル本業トシテノ陸海軍將校、士官又ハ下士官ノ經歷ヲ有スル者ノ大學高等專門學校ノ教

員ニ關シテハ特別ノ取扱ニ付追而指示スル見込

三、特ニ軍國主義的乃至極端ナル國家主義的傾向ヲ有スル者ニ付テモ前項同様ニ措置ス之方取扱ニ付テハ追而指示ス

四、第一項乃至第三項ノ該當者ト雖モ何分ノ指示アル迄ハ其ノ儘在職セシメテ差支ナシ、但シ兼ニ電信ヲ以テ通牒ノ通り何分ノ指示アル迄ハ復員ノ陸海軍人ヲ教員又ハ教育上ノ指導的地位ニ新規ニ採用セザルコト

(備考) 本項ノ「復員ノ陸海軍人」ハ一切ノ復員軍人ヲ包含シ本業トシテノ陸海軍人ノ將校士官又ハ下士官ニ限定セラレザル儀

三、同、何分ノ指示アル迄ハ聯合國軍制トノ折衝ノ際次第ニ之ヲ爲ス見込

(ロ) 同 前

(昭和二十年十一月一日發學一七號 文部次官通牒)

反軍國主義的乃至軍國主義的傾向又ハ言動ノ故ヲ以テ罷免、休職又ハ退職セシメラレタル教員及教育關係官公吏ノ再任用ニ關シテハ之ノ資格者トシテ取扱フコトト相成度尙該當者ニシテ現ニ教員又ハ官公吏タルニ適スルモノハ之方優先再任用方可然御取計相成此段依命通牒ス

(ハ) 同 前

(昭和二十年十一月一日發學一八號 文部次官通牒)

十月二十七日發學六號ヲ以テ教育者中ヨリ本業トシテノ陸海軍人タル經歷ヲ有スル者等ノ整理ニ關シ通牒相成タル處軍國主義的乃至極端ナル國家主義ナルコト又ハ聯合國進駐軍ノ目的及政策ニ反對的ナルコト明ナル者ハ直ニ處理致スコト相成タルニ付テハ右該當者ニ付テ調査ノ上至急解職ノ御取運相成度此段依命通牒ス

追而右處置ヲナシタルトキハ至急本省ニ御報告相成度

一六、教職員退官退職措置に關する件

(昭和二十一年五月十日發學二二二號 文部省學校教育局長通牒)

(イ)

費管下の公立私立學校教職員で本月七日以後に退官退職をしようとするものに付ては病氣その他眞に止むを得ない一身上の理由に基くものを除き昭和二十一年勅令第二六三號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク教職員ノ除名就職禁止及復職等ノ件(五月七日官報登載)の規定に基きすべて調査表を徴し又は適格審査委員會の審査に付する等の手續をふんだ後處理するやうになつてをるので遺漏なく御取計下さい

(ロ) 同 前

(昭和二十一年五月十三日秘一八一號 大臣官房秘書課長通牒)

官公立の學校教職員等で本年五月七日以後退官退職をしようとするものに付ては病氣、その他止むを得ない一身上の理由に基くものを除き勅令第二六三號教職員の除名就職禁止及復職等の件の規定に基きすべて調査表を徴し、又は適格審査委員會の審査に付する等の手續をふんだ後處理するやう特に御留意せられたい
尙前記の病氣その他止むを得ない一身上の理由に基き退官、退職する場合には詳細理由書を具して内申せられたい

一七、復員軍人の復職又は採用等に關する件

(昭和二十一年五月二十七日發學二五一號 文部省學校教育局長通牒)

今般標記の件について聯合國最高司令部より別紙寫の通り指令があつたから御承知の上遺漏なく實施して下さい。尙この指令は昨年十月二十五日發電信、同年十月二十七日附發學六號及び本年一月七日附發學一號の通牒の一部が解除されたものであるが、その復職又は採用については審査をうけなければならぬ。該當者は五月七日附で公布された教職員適格審査の關係法令に基つて審査の上措置されるのであるから左記事項參照の上よろしく御取計下さい。

記

一、教員は職の如何に拘らず凡て審査をうける。

昨年十月二十七日附發學六號及び本年一月七日附發學一號通牒に依つて授業擔當を留保されてゐる者及び復員軍人で新に教職につかうとする者も、凡て他の一般教員の場合と同様五月七日附の教職員適格審査に關する規定の適用を受け、同日附同令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第二に掲げてある範圍に屬する者は當然不適格者として教職につけないことになる。それ以外の者は適格審査委員會の審査を受け適格の判定があつた場合には授業を擔當することが出来、又新に採用せられることが出来る。

二、教育關係官公吏等で本年五月七日附同令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第三に掲げてある者は凡て審査を受ける。

昨年十月二十七日附發六號及び本年一月七日附發學一號通牒に依つて右職務に従事することを留保されてゐる者、及

復員軍人等若し右職に就かうとする者も、凡て一般教育關係官公吏等と同様五月七日附教員資格審査に關する規定を受け、同日附閣令、文部省令、農林省令、運輸省令第一號別表第三に掲げてある範圍に屬する者は當然不適格者として其の職に從事することは出来ないことになる。それ以外の者は資格審査委員會の審査を受け適格の判定があつた場合にはその職務に從事することが出来、又新に採用されることが出来る。

右法令第一號別表第三に掲げてある職以外の教育關係官公吏等は資格審査委員會の審査を受けないが、資格審査に關する法令の趣旨に照し協議し差支なき場合に職務に從事することを留保されてゐる者は復職することが出来、又新に採用されることが出来る。

三、官公私立學校等の教職員の新規採用の場合は「便宜措置」として本年七月七日附閣令、文部省令、農林省令第一號別表第二の各項に該當しないと見做せられる者に限り取敢へず任用し、任用後其の教職の適格、不適格を審査すれば良い。

但し復員軍人については本年五月二十二日附の聯合國最高司令官覺書「復員軍人の教職從事に關する件」により必ず先づ審査を終了したる後でない就職することは出来ない。

聯合國最高司令官總司令部第三五號 民間情報教育部

昭和二十一年五月二十二日

日本政府宛覺書終戦連絡中央事務局經由

高級參謀部長 陸軍代將 B・M・フイツチ

復員軍人教職に採用の件

一、昭和二十年十月三十日附聯合軍最高司令官總司令部官民間教育情報部發第三二號「教員及教育關係官の調査除外、

可に關する件」第一項のC參照。

二、日本軍隊より復員する人々は皆、昭和二十一年五月七日に公布された勅令第二百六十三號に規定された資格審査に合格して認可を得れば、直に教職に就くことが出来るものである。

一八、恩給及惠與ニ關スル聯合軍總司令部ノ覺書ニ關スル件

昭和二十年十二月五日發令一〇九號 文部次官通牒

今般恩給及惠與ニ關シ聯合軍總司令部ヨリ別紙ノ通指令有之タルニ付テハ左記御了知ノ上右指令履行方ニ關シ萬般注意ヲ期セラレ度右通牒ス

記

一、覺書一ノ「一九四六年一月一日以降可及的速ニ」トアルハ本覺書ニ依ル措置完了ノ期限ヲ示シタルモノナルニ付覺書ノ各號ニ該當スル者ニ對シ支拂ハルベキ公私ノ恩給金其ノ他ノ給與金若ハ惠與ハ其ノ種類ノ如何及何人ニ對スルモノタルトノ間ハ本覺書指令ノ日タル本年十一月二十五日以降絕對ニ之カ支拂ヲ爲サザルコト但シ恩給等一シテ本年十一月二十五日以前引續キ支給サレツツ者ニ付テハ來年一月一日迄之カ支給差支ヘナキモ同年二月一日以後ハ之カ支給ヲ停止スルコト

二、萬一前項(但書ノ除ク)ニ反シ本年十一月二十五日以降ニ於テ支拂ヒタルモノニ付テハ直ニ之カ返納ヲ爲サシムルコト

三、覺書三ノ公私恩給金證書等ノ無効宣言ニ付テハ關係處ニ於テ法令的措置を講ズル豫定ナルヲ以テ官報等ニ留置スル

ト共ニ之ガ施行方に付積極的措置ヲ講ズルコト

四、本覺書ハ貴官下ノ諸團體（校友會、父兄會、後援會等ノ團體ノ含ム）ニモ適用サルベキニ付右ニ對シテモ至急之ガ徹底ヲ計ルコト

五、本覺書ニ關シ必ズ左ノ報告ヲ文部大臣官房秘書課長宛提出スルコト

1 今後覺書一ノ各號ニ該當スル者アリタルトキハ直ニ其ノ官職氏名及該當セル事實アリタル日

2 本年八月十五日ヨリ十一月十五日迄ニ覺書一依リ禁止セラレタル恩給並其ノ他ノ給與金等ヲ支拂ヒタル向ニ在リ

テハ覺書四ノ1ノABCノ區分一依ル金額、給與金ノ種類、受給者ノ氏名及覺書一ノ各號ニ該當セル事實アリタル日

一九四五年十一月二十五日

覺書 對日本帝國政府 經由 東京中央連絡事務局 題目 恩給及惠與

一、一九四六年二月一日以降可及の速ニ日本帝國政府ハ當司令部ニ依リ機關ヲ與ヘラレタル場合ヲ除キ左ノ事由ニ基キ下付又ハ授與サルル公私ノ恩給金其他ノ給與金若クハ惠與ハ其ノ種類ノ如何及何人ニ對スルモノタルヲ問ハズ之ガ支拂ヲ禁止スベキ旨指令セラレ

イ、軍務ニ從事シタルコト、此ノ場合離職金若クハ退職金又ハ同様ノ賞與金若クハ手當ヲ含ム、但シ受給者ノ就業能力ヲ制給スルガ如キ身體不具ノ場合、非軍事的原因ニ依リ生ジタル、同程度ノ不具者ニ對スル報償金ノ數額率ヲ指

エザル割合ヲ以テ支給スル報償金ハ此ノ限リニ在ラズ

ロ、聯合軍最高司令部ノ命令ノ結果解散若クハ停止セラレタル社團、組合、又ハ其他ノ機關ノ構成員又ハ之等ノ勤務者タルコト

ハ、聯合軍最高司令部ノ命令ノ結果職務又ハ地位ヨリ解任セラレタル者

ニ、聯合軍最高司令部ノ命令ノ結果拘禁又ハ逮捕サレタル者ニアリテハ其ノ拘禁又ハ逮捕期間中、又ハ後日有罪ニ決定シタルトキハ永久ニ

定シタルトキハ永久ニ

三、前條一ノイノ制限ハ軍務ヨリ解カレタル以前ニ發生セル經常的支拂生活費、旅費其他ノ通常ノ手當ニハ適用セズ

三、一九四六年二月一日以降可及の速ニ本覺書一依リ禁止セラレタル恩給金、其他ノ給與金、若クハ惠與ニ關スル權利、又ハ後日拂フ證明スル證書又ハ其他ノ書類ハ無効タルコトヲ直チニ宣言シ、政府ハ斯ル支拂ノ爲メ別除サレ居リタル

金額又ハ預金ハ凡テ爾後之ヲ回收スベシ

四、本覺書受領後十日以内ニ左記ニ關スル詳細ナル報告書ヲ當司令部ニ提出スベシ

イ、軍事恩給金其ノ他ノ給與金

1、恩給

A、一千九百四十五年八月十五日ヨリ、同年十一月十五日ニ至ル期間中ニ、期限到來シ支拂ハルベキ金額ノ合計

B、一千九百四十五年八月十五日ヨリ、同年十一月十五日ニ至ル期間中ニ現金ヲ以テ支拂ハレタル金額ノ合計

C、證書、其ノ他斯ル支拂ニ對スル權利ヲ證明スベキ書類ニ依リ表示サレタル金額ノ合計、及ビ斯ル支拂ノ爲メ

別除サレ又ハ預金シアリタル金額ノ合計

2、離職金及退職金ニ付、前條(1)ト同一項目ニ類別シタルモノ

- 3、其ノ他凡ニル性質ノ手當、賞與又ハ惠與一付、前掲(1) 同一項目「類別シタルモノ」
- 4、非軍事的ナル公私ノ恩給金、其ノ他ノ給與金又ハ惠與ニシテ本覺書ニ依リテ禁止、レタルモノノ前掲(イ)(1)ト同一項目「類別シタルモノ」
- ハ、本覺書ニ從フモノニ取ラレタリ處置
- 五、前記ノ報告書ハ六通ノ當司令部ニ提出スベシ
- 六、本覺書ニ依リ、必要トナリタル許可申請ノ爲サンヒスモトキハ大蔵省ノ經由シ、書面ノ當司令部ニ提出、ハシ
- 七、本覺書受領ノ確認ヲ爲スベシ

最高司令部代理

一九、教職員の適格審査に就て(文部大臣談)

既往二十年に亘つて、我が國の教育は軍國主義的、極端な國家主義的の方向に托げられて参りました。これを軍國主義的、民主主義的方向に是正することは短時日には爲し得ない容易な仕事であります。

其の國に於て對して參つた罪惡と過誤とか、其の原因を追究し結局教育の正し、行はれてゐなかつたことに歸着することは今日識者の均しく承認するところであり、従つて全國民は朝野を擧げて一層教育を尊重し、既往の教育について深く反省し、正しい理念に基いて教育を再建設しなければなりません。

教育の理念に關し英國では眞理(Truth)と平和(Peace)と云ふ二つのことがモットーとなつてゐるやうであります。眞理の尊重と平和の愛好、此の二者は單に英國に於てのみならずどの國に於ても現代に於てのみならず何時の世に

於ても變らないところの教育の普遍安當の理念であります。

教育者を合めて全國民は敗戦に依つて眞理と平和とに目醒めたのにしても、これ等のものが教育理念であることは、戦争の結果如何に拘らず本來さうであること、即ち世の始から世の終りまで變らない教育の根本原理であることを明瞭に自覺しなければなりません。我々は聯合國側から教へられなくとも、又要求せられなくとも、自發的に積極的に眞理と平和とを追求しなければなりません。

教育の改革の積極的方面は眞理への奉仕であります。我々は此の方向に教育制度並びに教育内容を改革しなければなりません。然し其の完遂は一朝一夕では達し得られない、氣長な忍耐強さを要する建設的事業であります。教育改革の消極的方面は、今日速急に實現することを要するところの、教育から軍國主義的、極端な國家主義的要素を拂拭することであり、これは教育に於ける平和の理念よりする當然の要請であります。

教育の各方面から軍國主義的、極端な國家主義的要素を拂拭する仕事は、教育内容の方面に關する限り、既に聯合國側の助力に依つて着々と進捗致しつつあります。此のことは例へば神社や武道や軍事教練に對して取られた數々の措置、従来の修身、歴史、地理等の授業の一時停止、教科書の改訂等に見受けられます。然しながら我々軍國主義的、極端な國家主義的要素の拂拭を單に教育内容に於て遂行するに止まらず、教育者の方面に於ても實行しなければなりません。蓋し教育に於て最も重要しなければならぬのは、被教育者に重大な影響を及ぼす「人」であるからであります。

蓋し「人」が宜しきを得なければ教育の民主化は決して行はれ得ないからであります。或る種の教育者は過去に於て軍國主義的、極端な國家主義的傾向を鼓吹したことの爲に教職から排除せられなければなりません。又他の種の教育者は、斯様な言動があつたと否とに拘らず、其の地位や経歴から見て軍國主義的、極端な國家主義的政策に協力しなければならぬ立場にあつたものであり、従つて將來平和主義的民主主義的教育を建設するの

に適當とは認められないのであります。是に於てか教職員の適格審査が我が教育の建設の爲めに急速に實現しなければならぬ缺くべからざる條件となつて参るのであります。

文部省では、昨年十月二十三日と同日三十日の兩度に亘る、我が教育界の刷新を目的とする聯合國最高司令官の二の覺書に基き、其の實施に必要な法令の準備をして参りましたが、先般漸く成案を得、聯合國最高司令官の内閣を得ましたので、勅令案に付ては、樞密院の御諮詢を仰ぎ、これと共に關係各省法令が昭和二十一年勅令第二百六十三號開令及び關係各省の省令第一號、文部省訓令第五號が五月七日公布せられました。此の法令に依つて全國約四十萬の教育關係者は總て適否の審査を受け、不適格者は其の地位を去らなければならぬことになつたのであります。又思想的理由で教職から追はれた者にも、正義の要求からして復職の道が開かれることになりました。

此の教育界の肅正工作は、先に述べましたや、非常に重要性を持つてゐます爲に、莫大な困難犠牲を賠しても徹底的にやりとげなければなりません。尙ほ、此のことは、政府に於て聯合國側の要求があつたが故に止む得ずなすといふわけではなく、教育や文化の本來の使命に鑑み、自發的に熱意を以てなさなければならぬところであり得ます。

審査は迅速、公正且つ良心的に實施しなければなりません。規定其のものは極めて簡略に出来て居り、従つて其の具體的適用に就ては色々疑問も起り得ることと思ひますが、常識を以て解釋し適正に運用しなければなりません。關係者は其の運用に就て人情の弱點に動かされ、黨派的動機や個人的反感などから此の機會を利用して故意に他人を陥れる様なことがあつてはなりません。と同時に當然排除せらるべき人々を情實から不當にかばふ様なことがあつてもなりません。

判斷の資料たるべき事實は出来るだけ廣く集めたいと思ひます。此の意味に於きまして、父兄學生其の他の事情に通ずる各方面の人々に對し眞面目な支持と協力とを求めたいと思ひます。即ち適否の判定を下すのに參考となるやうな、

情報に値する正確な事實を、責任を明かにした署名文書等によつて文部省其他關係方面に提供されることを希望致したいのであります。

實施に就て特に注意しなければならぬのは、教職員が戰時中傍觀的態度をとらず、一國民として持つべき當然の愛國心の發露から其の地位、其の立場に於て戰爭に協力したこと、例へば前線、工場等に動員された學徒を激勵し、或は將兵の爲に義捐金を募集する演説をしたこと等まで糾弾する意味ではないのであります。然し例へば平和主義者、自由主義者等を、時局に便乗して迫害した者や、學問的思想的立場から軍國主義的、又は極端なる國家主義的傾向を鼓吹した者や、學者であつて學問的立場から日本の東亞政策や、今次の戰爭の遂行に理念的基礎を與へた者や、戰爭中軍部や官僚の政策に迎合し終戦後巧妙に看板の塗り代へを行つたやうな時局便乗の徒も、教育者としての品位節操を缺いたものとして責任を免れないのであります。

此の教職員の適格審査は、從來に前例のない大規模な教育界の肅正であります。文部省は全國民に對してのみならず聯合國最高司令部に對し重大な責任を負つてゐるのであります。此の成否は日本國民の民主主義實現の能力を卜知する試金石として全世界の注目の的となつてゐるのであります。直接關係者は勿論のこと國民各位は事柄の重大性を十分認識せられて、最大の誠實さを以て良心的且つ效果的にやりとげなければならぬのであります。この意味で我々は國民各位の心からなる御協力を切望して止まない次第であります。

(昭和二十一年六月十一日新聞發表)

二〇、勅令第二六三號三により免ぜられる者の辭令式について

(昭和二十一年六月十二日勅令第二三三號 文部大臣官房秘書課長通牒)

昭和二十一年勅令第二六三號(所謂教職追放令)の施行に關する五月七日の文部省令第一號の別表第二に該者する者で本官(職)を免ぜらるる場合の辭令式は左記の通りにつき御了知願ひたい。

尚貴官限りで發令されたものはその事項を御報告願ひたい。

記
官(職)名 何 其

昭和二十一年勅令第二六三號第一條第一項に依り本官(職)ヲ免ス

二一、教職員適格審査に於ける軍關係者審査規準に關する件

(昭和二十一年七月六日發通八號 文部大臣官房通格審査規準長通牒)

勅令第二六三號「昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件」ニ基ク教職員ノ除去、就職禁止及復職等ノ件」に基ク教職員の適格審査に於ける軍關係者の審査規準を定めましたから之に依り審査をして下す。

適格審査に於ける軍關係者審査基準

一、陸軍關係者審査基準

1、正規陸軍將校

イ、閣 令 第一號別表第一の二の2條文

陸軍補充令(陸軍補充條例其の他之に相當する舊法令を含む)の正規の任用規定に依り現役將校(従前の將校相當官を含む)に任用せられ將校任用の當初より陸軍武官服役令(陸軍軍人服役令、陸軍服役條例其の他之に相當する舊法令を含む)に依る現役に服したる者

ロ、該 當 者

- (一) 陸軍士官學校出身者であつて少尉に任官した者
- (二) 陸軍航空士官學校出身者であつて少尉に任官した者
- (三) 陸軍經理學校出身者であつて少尉に任官した者
- (四) 専門學校以上の學校の卒業者であつて志願に依つて現役各部將校に任官した者
- A、依託生制度に依る者 専門學校以上の學校に在學中軍に奉職を希望した者で其の成績が優秀なものに對し軍で學費を補助し卒業後將校に任官したもの
- B、A、の外専門學校以上の學校を卒業した者の中より銓衡に依り採用され直に見習士官に任ぜられ二乃至三ヶ月の後各部將校に任官した者
- (五) 陸軍憲兵學校を卒業した憲兵少尉候補者であつて少尉に任官した者
- ハ、該當しない者

(一) 専門學校以上の學校卒業者にして志願に依り技術候補生或は軍醫候補生より現役將校に任官した者(所謂

短期現役將校と稱するもの)

七四

昭和十四年勅令第四八六號(昭和八年勅令第六號)第七條(第四條)には「技術候補生より將校となりたる者(……衛生部醫官に任ぜられたる者)の現役期間は任官の日より起算し二年とし其の現役期間満つる日の翌日より之を豫備役に服せしむ

但し引續き現役に服することを志願する者あるときは陸軍大臣之を許可することを得

前項但書の規定に依り引續き現役に服することを許可せられたる者の爾後の服役は陸軍武官服役令に依る」

と規定され、技術候補生、衛生部醫官候補生から將校となつた者は服役延期の有無に拘らず「任官の當初より武官服役令に依る現役に服した者ではないので従つて正規陸軍將校には該当しない

(一) 一般の幹部候補生(これは任官即日豫備役編入となるため)

(三) 特別甲種幹部候補生(同右)

(四) 陸軍武官(兵師、法務官等)より陸軍技術部、經理部及法務部等各部現役將校に任用せられた者

2、陸軍特別志願將校

イ、附省令 第一號別表第一の二の三條文

幹部候補生、豫備候補生等より豫備役將校となりたる者にして昭和十四年勅令第七百三十一號に依り志願に基き現役に服したる者

ロ、該当者

(一) 特別志願將校であつて更に志願に依り現役に服した者

特別志願將校とは豫備役將校中長期軍に服務を希望する者の中より銓衡に依り許可せられたものであつて身分

は豫備役である(昭和八年勅令第十二號に依る)特別志願將校中志願に依り採用せられ陸軍憲兵學校、陸軍士官學校、仙臺陸軍飛行學校、陸軍兵器學校、陸軍經理學校、陸軍軍醫學校、陸軍獸醫學校又は陸軍大臣の定むる部隊に於て概ね一年間必要なる學術を修得した後(これを通常丁種學生と云ふ)現役に服した者

ハ、該当しない者

(一) 幹部候補生(一年志願兵、一年現役兵を含む)、特別機軸見習士官、特別甲種幹部候補生、豫備候補生又は機軸候補生出身者たる將校であつて昭和八年勅令第十二號に依る特別志願をした者であつても更に前記ロ、の(一)の經過を経て現役に服したものでない者は該当しない

3、其の他の職業軍人と認められる者

イ、共同省令第一號別表第二の二の條文

昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺書「公務従事に適せざる者の公職よりの除去に關する件附屬書A號」に該当する者其の他すべての職業軍人に該当する者

ロ、前項の「その他の職業軍人」に該当する者

(一) 陸軍補充令の正規の任用規程により現役下士官に任ぜられた者

A、兵より志願に依り下士官候補者となり現役下士官に任ぜられた者

B、特定の軍學校生徒の課程を卒業し下士官候補者を経て現役下士官に任ぜられた者(特定の學校とは陸軍少年戰車兵學校、陸軍野戰砲兵學校、陸軍重砲兵學校、千葉陸軍防空學校、陸軍少年通信兵學校、陸軍飛行兵

學校、陸軍兵器學校等をいふ)

ハ、「その他の職業軍人」に該当しない者

七五

(一) 兵、但し憲兵隊、特務機關等に勤務した者(閣令第一號別表第一の二の六に該当する者)を除く(三、参照のこと)

(二) 特別陸隊候補生出身の下士官

特別陸隊候補生は一年半の教育の後六ヶ月間下士官として現役に服する制度の特等出身者は必ずしも永く軍務に服し度い希望を付つたものとは限らないから、ある(昭和十八年勅令第九二二號)

二、海軍関係者審査基準

1、正統海軍將校

イ、閣令第一號別表第一の二の4條文

海軍関係者任用令(海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任用條例其の他之に相當する舊法令を含む)の正統の任用規定(昭和十九年勅令第四百十六號及舊昭和十七年勅令第五百二號を含む)に依り現役士官又は現役特務士官に任用せられ上又は特務士官の當初より海軍武官服役令(海軍特務士官服役令、海軍高等武官、準士官服役令其の他之に相當する舊法令を含む)に依る現役に服した者

ロ、該當者

- (一) 海軍兵學校生徒教程を終了し海軍少尉候補生より海軍少尉に任用された者
- (二) 海軍機關學校生徒教程を終了し海軍機關少尉候補生より海軍機關少尉に任用された者
- (三) 昭和十七年機關科士官の名稱は廢止せられ海軍機關少尉は海軍少尉となつた
- (四) 海軍經理學校生徒教程を終了し海軍主計少尉候補生より海軍主計少尉に任用せられた者
- (五) 文部省所管の諸學校を終了後永久服役の海軍軍醫科、藥劑科、主計科、齒科醫科、技術科、法務科の武

官に任用せられ直ちに現役に服した者

(五) 特務士官(海軍の兵より出身し武官に任用せられた者)

ハ、該當しない者

(一) 短期(二年)現役の上官(軍醫、藥劑、主計、齒科醫、技術、法務)右の上官の中引續き現役武官に轉官したる者該當者ではない

(二) 文官、法務官、技師、理事官、法務官候補、技手、屬等)より武官(主計、技術、法務)に轉官した者

2、海軍特別志願豫備將校

イ、閣令第一號別表第一の二の5條文

(一) 召集中の豫備員にして海軍豫備員よりする海軍武官任用等特例(舊昭和九年勅令第四百七十三號を含む)に依り志願に基き現役士官に任用せられたるもの

(二) 召集中の豫備役の士官及特務士官にして海軍武官服役臨時特例第二條の規定に依り志願に基き現役に服したる者

ロ、該當者

(一) 召集中の豫備員より現役に轉官した者
豫備員とは高等商船學校(水産講習所遠洋漁業科等を含む)を卒業し海軍少尉(豫備士官)に任用せられた者及大學令に依る大學の學部若は豫科、高等學校高等科、專門學校若は海軍大臣に於て之と同等以上と認める學校を卒業した者であつて海軍豫備學生又は海軍豫備生徒教程を終了し海軍少尉(豫備士官)に任用せられた所謂學徒出身者である

これらの候補員より現役に轉官した者は該當者である

(二) 召集中の豫備役の士官及特務士官 あつて海軍武官服役臨時特例第二條の規定に依り志願に基き現役に役した者の全部

ハ、該當しない者

(三) 召集中の豫備員の中現役に轉官した實数は極めて少數であつて大部分の豫備士官は該當しない者と取扱つてよい

3、其の他の職業軍人と認められる者

イ、共同省令第一號別表第二の二條文

昭和二十一年一月四日陸海軍合同最高司令官覺書「公務従事に適せざる者の公職よりの除去に關する件」附屬書八號一に該當する者その他すべての職業軍人

ロ、前項の「その他すべての職業軍人」に該當する者

(一) 特定の軍學校を卒業し現役下士官となつた者
特定の軍學校例へば海軍砲術學校高等科練習生、海軍通信學校電信術練習生、海軍水雷學校高等科練習生等の教程を謂ふ

(二) 志願に依り現役の下士官となつた者

(一) 及 (二) に謂ふものは海軍武官任用令第二十二條の二第一項第一號に該當の者である
但し兵役法第十九條によるもの、海軍志願兵令第十四條によるもの及海軍武官任用令第二十二條の二第一項第二號によるものは除外する

ハ、「その他すべての職業軍人」に該當しない者

(一) 兵役法第十九條に依る服役延期をした兵又は下士官であつて現役の延期が本人の志願に依らない所謂「服延」である現役にあつた者

(二) 海軍志願兵令第十四條第一項第一號に依る本人の志願に依らない所謂「服延」である現役に服した者
右に依り所謂海軍の志願兵の全部が該當不適格者となるものではない

(三) 兵は憲兵隊、特務機關等に勤務した者(内務省令第一號別表第一の二の6に該當する者) 以外は不適格者とならない

三、前記一、及二、に依らない軍關係者審査基準

イ、内務省令第一號別表第一の二の1、6、7、8、條文

1、元帥府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又は最高戰爭指導會議の一員

6、憲兵隊、特務機關、海軍特務部又は其の他の特別若は秘密機關又は陸海軍警察機關に於て又は之と共に勤務する武官、兵、又は軍屬

7、陸軍省(但し昭和二十年九月二日以降任命せられたる者を除く)

大臣、次官、政務次官、參事官、高級副官、勅任官以上の總べての文官又は通常勅任官以上の者に依り占めらるる地位に在る總べての文官

8、海軍省(但し昭和二十年九月二日以後任命せられたる者を除く)

大臣、次官、政務次官、參事官、高級副官、勅任官以上の總べての文官又は通常勅任官以上の者に依り占めらるる地位に在る總べての文官

ロ、該當者
前項條文記載の者 但しハ、を除く
ハ、該當しない者

- (一) 前項條文に掲げる者以外例へば陸軍連絡部、北支特別警備隊等に勤務した者
- (二) 前項條文に掲げる者以外例へば陸軍連絡部、北支特別警備隊等に勤務した者
- (三) 聯合軍艦隊等臨時其の承認の下に治安維持の目的を以て一時一般軍隊を臨時憲兵隊に改編したが右臨時憲兵隊に勤務した者
- (四) 補助憲兵 一般軍隊の普通の將校、下士官又は兵を憲兵の補助に當らせたるものを謂ひ本來の憲兵ではない
- (五) 陸軍省、海軍省と前記の條文にあるは各その本省のみを指すものではない 陸軍省關係、海軍省關係の總べての機關、學校等を指すものである

一、第一復員部

下士官候補者養成學校名 (其一、地上部隊關係)

陸軍憲兵學校	憲兵 下士官	陸軍輜重兵學校	輜重兵 下士官
陸軍戰車學校	戰車兵	陸軍兵器學校	兵器 兵技
陸軍騎兵學校	騎兵	陸軍經理學校	經理
陸軍野砲兵學校	野砲兵	陸軍獸醫學校	獸醫

陸軍重砲兵學校	重砲兵 下士官	陸軍戸山學校	軍 下士官
陸軍防空學校	防空兵	陸軍少年戰車兵學校	戰車兵
陸軍工兵學校	工兵	陸軍少年通信兵學校	通信兵
陸軍通信學校	通信兵		

備考 歩兵下士官の養成は陸軍教導學校にて教育しありしも昭和十六年頃より内地及外地各軍団に教育隊を設け、教育せり。

下士官候補者養成學校名 (其二、航空部隊關係)

東京陸軍少年飛行兵學校	航空現役下士官たるべき少年飛行兵の一般教育
大津陸軍少年飛行兵學校	
大分陸軍少年飛行兵學校	
熊谷陸軍飛行學校	(操縦) 昭二〇、二重隊化す
太刀洗陸軍飛行學校	(同右)
宇都宮陸軍飛行學校	(同右) 昭一九、秋閉鎖
所沢陸軍航空整備學校	(整備) 昭二〇、二重隊化す
岐阜陸軍航空整備學校	(整備)

陸軍航空通信學校	(通信)
岐阜陸軍飛行學校	(操縦) (豫備役下士官教育)

備考 各航空軍(第一、内地、第二、満洲、第三、南方、第五、支那、朝鮮)は航空下士官候補者隊を有す。

二、第二夜員

下士官養成を目的とする特定の軍學校

海軍經理學校高等科練習生教程	(經理學、水産學)
海軍砲術學校	(砲術、測的)
" 水雷學校	(水雷術)
" 對潛學校	(水測術、機雷術)
" 航海學校	(運川術、信託術)
" 氣象學校	(氣象術)
" 通信學校	(電信術、暗號術)
" 電測學校	(電測)
" 潜水學校	(潜航術、水雷、操縦、内火、機)
" " 特修科水測術練習生	

海軍工機學校高等科練習生教程	(内火術、電機術、機關術)
" 工作學校	(工作術)
" " 專修科工作術練習生	
" 練習航空隊	(飛行術練習生、高等科飛行機練習生、兵器)
" 衛生學校高等科看護術練習生	
海兵團高等科軍機術練習生	
" 法務術	

二二、審査委員會の審査委員について

(昭和二十一年七月十六日發通一〇號 文部大臣官房通格審査室長通達)

審査委員は形式的に公職追放令又は教職よりの除去に關する規定に觸れない人であることは勿論、實質的にも大政翼賛會等の團體の關係者例へば大政翼賛會の府縣協力會議の議員であつたやうな人はなるべく委員とはしないやうに關係方面と連絡の上慎重を期して下さい。

昭和三十二年 文部省令 第一號昭和二十一年勅令第二百六十三號（昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツタム」宣言ノ受
農林省令 運輸省令
諸事件ニ發スル命令ニ關スル件）ニ基ク教職員ノ除六、就職禁止及復職等ノ件）ノ施行に關する件ノ別表第二ノ第二項
及び第六項團體等ノ該當者ノ範圍を次ノやうに決定したから御了知下さい。
（一）別表第二第二項ノ大政翼賛會ノ關係團體

(二) 別表第二第六項の團體

八五

16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
同 國粹大衆黨支部	同 國際政經學會	同 國際反共聯盟	同 金鵲學部	同 建國會	同 鶴鳴莊	同 時局協議會	同 玄洋社	同 大日本言論報國會	同 大東亞協會	同 大東亞協會	同 大東亞協會
部長 東西本部長、府縣聯合支幹事長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長	部長 府縣支部長
幹事	顧問、幹事	顧問	幹事	幹事	顧問	部長、幹事	部長、幹事	顧問、課長	顧問、同人	顧問、同人	顧問、同人

25	24	23	22	21	20	19	18	17
同 振興至自昭六三〇七〇	同 東方同志會	同 東亞聯盟同志會	同 大行會	同 大行會	同 尊德同志會	同 尊德同志會	同 尊德同志會	同 尊德同志會
部長 總理、參事、常任理事、監事	部長 府縣聯合支部長、府縣支幹事	部長 府縣支部長、府縣支幹事	部長 府縣支部長、府縣支幹事	部長 府縣支部長、府縣支幹事	部長 府縣支部長、府縣支幹事	部長 府縣支部長、府縣支幹事	部長 府縣支部長、府縣支幹事	部長 府縣支部長、府縣支幹事
顧問	顧問、評議員、部長	顧問、評議員、部長	顧問、評議員、部長	顧問、評議員、部長	顧問、評議員、部長	顧問、評議員、部長	顧問、評議員、部長	顧問、評議員、部長

75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62
倉敷市勤皇まことむすび	岡山市勤皇まことむすび	岡山地方事務局	岡山地方事務局	岡山地方事務局	小松勤皇まことむすび	東天	美城地方事務局	青森縣勤皇青年同盟	東天	皇道維新	福島ひろき	津島道場	一縣勤皇運動
世話人	主幹、世話人	主幹、世話人	主幹、世話人	主幹、世話人	主幹者、世話人	幹事長、副幹事	主幹者、世話人	會長、副會長	事務長、學監、學頭、總令、輔佐	學長	責任者	主幹者、世話人	主幹者、理事
						幹事			評議員、學長代理、總令輔佐				

61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47
愛郷會	愛郷會	水戸ひろき	紫山	青農	國柱	大阪地方事務局	京都地方事務局	至心寮	大造	一心	皇道實業青年聯盟	直心道場	振東塾	アジア青年社
主幹者、常任書記	主幹者、常任書記	主幹者	學長、責任者	學長、學監、學頭、顧問、評議員	總務會長、常任總務	主幹者	主幹	主幹	學長、學監	學長	委員長、常任委員	總令、道場主、道場	學頭、學監	主幹、同人
本部指導員	指導者					世話人					委員	學生長、長老		

104	103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91
興亞滅共聯盟	亞細亞大陸協會	大亞細亞協會	大東亞運動研究會	大東亞青年隊	大東亞建設協會	東亞新秩序研究會	東亞協會	東南亞細亞民族解放同盟	皇國同志會	全日本國民特攻隊總部	聖戰完勝會	政教社	南鳴會
理事長、副會長、理事長、理事	理事長、常任理事	會頭、副會頭、理事長、常任幹事	會長、理事長	隊長、副隊長	理事、常務理事、理事	幹事長	幹事	會長、主幹、理事長、理事	理事長、理事、會長	主幹、發起人	主幹者、本部責任者	社長、主幹、主幹	會長、幹事長
顧問	調查部長	支部長	幹事			幹事		常務	顧問	幹部社員	顧問、參議、同人	部長、幹部	幹事

90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76
東亞思想戰研究所	青年亞細亞同盟	日本思想研究會	事變處理研究會	勤皇維新同盟	東京創生會	勤皇護國會	大日本勤皇會	大和俱樂部	興南青年會	香川勤皇まことむすび	八重勤皇まことむすび	中勤勤皇まことむすび	津山勤皇まことむすび	日氣勤皇まことむすび
主幹、理事	主幹	主幹、理事	主幹者	主幹、理事	會長、幹事	會長、主幹、總務	會長、副會長、理事長、理事	世話人	會長、事務長	世話人	世話人	世話人	世話人	世話人
		相談役				顧問、部長	顧問		講師					

118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105
國民生活研究所	富山縣青年有志會	聖明塾	立山塾	東光會	米澤ひもろぎ塾	振東塾	信濃ひもろぎ塾	長崎創生會	天柱塾	北海道國民道場	同仁會	對支同志會	興亞運動同志會
所長、理事、主事	代表	塾長	塾頭	會長	主幹	主幹	主幹	主幹	塾長	塾頭、指導局長、録成局長、出版部長	會長、副會長、專務理事、理事、監事	主幹、世話人	主幹、理事
顧問、參事	連絡員		幹部		中心人物	發起人				相談役、總務局長、事務局局長、各部長、顧問	評議員	常任實行委員	

127	126	125	124	123	122	121	120	119
七生社	日本法理研究會	全國大學教授聯盟	朱光會	日本學生協會	原理日本社	佐賀縣維新同志會	大亞托士義塾	男建會
主幹、幹事、同人	會長、顧問、有力なる會員、幹事	會長、常務顧問、監事、理事	責任者、委員	理事長、理事、顧問	社長等	會長、有力幹部	塾長	會長、常任理事、理事
會員	一般の會員	幹事、評議員	會員				主事	

二四、教職員の適格審査について

(昭和二十一年七月二十三日文部大臣官房適格審査室長通牒)

委員會に於ける審査に付ては次のことに御留意の上審査を進められたい。
 追而一、三、のことは大々規定の上で明示するやうに手續を進めてゐるが取敢へず通牒する。尙本件に關しては、司

令部とも打合せ済みである。

九六

記

- 一、審査委員会に於ける審査は公開しないこと
- 二、外國人の教職員も（聯合國人であつても）全部審査すること
- 三、中等學校以下の學校の設立者又は學校を經營する法人の役員の審査は、その學校所在の都道府縣教員適格審査委員會にて審査すること。

二五、適格審査の件

（昭和二十一年七月二十四日發通一三號 文部大臣官房適格審査室長通牒）

貴管下に於ける教職員の適格審査のことに關しては着々御進行のことと思ひますが今回聯合國司令部の指令によつて必要がありますので、本年七月三十日迄に

- 1、適格審査を受けた教職員（教員及教育官吏）の總數
- 2、審査の結果罷免せられた教職員の總數
- 3、適格審査の結果復職せし教職員の總數

を八月二日までに必らず當室に届くやう電報にて御報告下さい。

省令別表第二により自動的に排除せられる者の數をも併せて至急電報にて御報告下さい。
尙右の様式により毎月御報告を御願ひ致します。

二六、一級官たる教員の適格審査について

（昭和二十一年七月二十六日發通一四號 文部大臣官房適格審査室長通牒）

貴管下に於て適格審査中の教職員の中一級官に關する審査は公職追放令の關係がありますので至急之を完了せられその判定の結果を報告して下さい。

二七、適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件

昭和二十一年八月六日發通一五號 文部大臣官房適格審査室長通牒

七月六日附發通第八號により通牒した軍關係者の審査基準の三のハの五の解釋は左記の通りに付念のため通牒する。

記

陸軍省、海軍省と前記の條文にあるは各本省の文官を意味するのであるが本省以外の者でも本來の陸海軍部内の文官として奉職し勲任官となつた者は含まれる。

二八、教職員適格審査施行規則に關する件

（昭和二十一年八月七日發通一七號 文部大臣官房適格審査室長通牒）

右の件につき左記の通り別表第一第六項の解釋が決定しましたから御承知下さい。

九七

記

「昭和二年一月一日以降に於て日本軍によつて占領された聯合國の領土内で日本軍の庇護の下に學術上の探検或は發掘事業を指揮し又はこれに参加した者」の解釋は大體次の通りである。

- 一、舊滿洲國、中華民國、南方諸地域等で軍の庇護の下に純粹に軍事上の目的のため學術上の探検或は發掘事業を指揮し又はこれに参加した場合は一應該當するのであるが世界文化の進展に寄與するが如き純粹に學術上の研究が主である場合は該當しない。
- 二、資源或は貴重なる物件を奪取する目的で考古學等に關する學術上の探検又は發掘事業を指揮し又はこれに参加した場合は該當するがそれらの物件を發掘したとしても科學的に分類整理して世界の學術に役立て公共の利用に供し得るやうに取扱つたものであつて之を私利の爲めに私蔵したものでなければ右に該當しないのである。

九八

二九、教職不適格者の新規採用禁止に就いて

(昭和二十一年八月十七日號二八二號 文部次官通牒)

今回の教職員除去の規定は教員全部と二級官以上の教育行政官と官公立學校の職員、私立學校の職員で二級官以上に相當する者及び學校法人の役員等に適用がありそれ以外の者には一應適用がないのであるが今回の規定の趣定により昭和二十一年勅令第二百六十三號の規定によれば當然不適格となるべきもの又は今回の規定によつて教職不適格者と判定されたものを左記の地位に新規採用せぬ様特に御留意願ひたい。

記

- 一、官公立學校の三級官(囑託も含む)の職員
- 二、私立學校の三級官に相當する職員
- 三、教育行政を擔當する職員(職員を除く)にして三級官及びこれに相當する者
- 四、私立學校を經營する法人の職員

三〇、教職員適格審査施行規則に關する件

(昭和二十一年九月九日發通二五號 文部大臣官房適格審査部長通牒)

右の件につき別表第二の第二項並に第四項の第十八號、第十九號及び第二十一號の取扱は左記に依ることに決定しましたから御承知下さい。

記

- 一、海軍特務部に於て特別若は秘密情報又は警察以外の一般の勤務に服した者は教職不適格者 はない。
- 七月六日發通八號適格審査に於ける軍關係者審査基準の三のハの(一)の「特務機關」の下に「又は海軍特務部」を加へる。
- 二、舊關東の神宮學館については禁絶専攻科の前身である神道實習科及び附屬専門部の前身である普通科の卒業者は不適格該當者である。
- 三、愛知國學院(中部神祇學校)の卒業者については専修科の卒業者は不適格該當者となるが、本科卒業者は教員養成の目的のものであるから不適格者とはならない。

九九

三二 審査委員會の結果の公表について

(昭和二十一年九月十七日發通二九號 文部大臣官房資格審査室長通牒)

審査委員會に於ける審査そのものの非公開に付ては、本年七月二十三日附「教職員の適格審査について」にて通牒してあるが、審査の結果に付ては左記の要領等によつて之を公表して下さい。

記

- 一、毎月の最後の委員會の席上に於て、委員長又は副委員長は其の月の審査の結果(又は審査開始より月別の審査の結果)特に審査人員、不適格判定者の氏名、官職、不適格の理由(該當條文)等を公表すること。
- 二、右の場合不適格者に付ては、再審査請求の途あることを特に附言すること。
- 三、公表の場合、其の日時、場所等を少くとも一週間前に一般に豫告すること。

三二 教職不適格者指定に關する件

(昭和二十一年九月十八日發通三一號 文部大臣官房資格審査室長通牒)

五月七日附勅令第二六三號に基き教職不適格者として指定せられた者に對する通知の傳達は特に慎重を期せられ、施行規則別表第二の該當者に對する教職不適格者である旨の指定通知並に各審査委員會に於ける審査の結果教職不適格者と判定せられた者に對する判定結果の通知は、本人に直接手交するか又は配達證明郵便による等の處置により確實に

當人に到達し並にその到達したる時日を確認する様考慮を拂はれたる念のため通牒する。

三三 適格審査に於ける軍關係者審査基準に關する件

(昭和二十一年十月二日發通八號 文部大臣官房資格審査室長通牒)

七月六日附發通第八號により通牒した軍關係者の審査基準の二の3のロの(二)但書に謂ふ「海軍武官任用令第二十二條の二第一項第二號に依るものは除外する」の解釋は左記の通りに付念のため通牒する。

記

海軍武官任用令第二十二條の二の條文は次の通りであつて第一項第二號の師範徴兵の者は不適格にはならないのである。

「二等下士官ハ下士官タラント志願スル兵長中左ノ各號ノ一ニ該當シ技術優秀ニシテ任用試験ニ合格シタル者ヨリ拔擢ニ依リ各科別ニ從ヒ之ヲ任用ス但シ戰時又ハ事變ノ際其ノ他補充上必要アルトキハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ實役停年ヲ短縮シ又ハ任用試験ニ依ラズ之ヲ任用スルコトヲ得

一、飛行機科練習生、同出身ノ飛行機練習生又ハ飛行機練習生教程卒業ノ飛行兵タル者ニシテ一年二月ノ實役停年ヲ有スルモノ

二、師範學校ヲ卒業シ國民學校ノ教職ニ就クノ資格ヲ有スル者ニシテ九月ノ實役停年ヲ有スルモノ

三、前二號以外ノ者ニシテ一年四月ノ實役停年ヲ有スルモノ公務ニ因ル傷病又ハ疾病ノ爲危篤ニ陥リタル者ニ付テハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ前項ノ試験ニ依ラサルコトヲ得

任用試験ニ關スル規定ハ海軍大臣之ヲ定ム

尙當人が師範徴兵かどうか分明でない時にはその所屬してゐた横須賀、吳、佐世保又は舞鶴の地方役員局人事部に問ひ合はせると履歴原簿が保管してあるので明らかになる。當人が軍隊手帳を所持する時には師範徴兵の者であれば「師範」と記入してあるので一覽して明瞭である。

師範徴兵の者が昭和十八年十一月一日附勅令第七百九十七號海軍下士官任用特例により海軍下士官候補者より下士官に任用された場合に於てもその者の身分は師範徴兵のまゝであるから不適格者とはならない。

三四 再審査の請求について

(昭和二十一年十月二日發通三七號 文部大臣官房資格審査委員長通牒)

各資格審査委員會で試験不適格者と判定せられた者が中央教職員資格審査委員會に再審査を請求する場合の手續等は左記に依られたく尙この事は關係方面にも周知せしめられたい。

記

一、再審査は文書を以て本人が直接に中央教職員資格審査委員長に請求し、此の際必ずその旨を既に判定を承けた委員會の委員長及び勤務する學校長又は所屬官廳の長に通知すること。

二、再審査の請求には請求理由書、理由書に記載された事實に關する參考資料、不適格者と判定された判定書寫等を添附すること。

三、再審査の請求をなした旨の通知を受けた委員長はその者に關しての判定の理由、審査經過記載書、判定資料となつ

た書送、文書、調査事項等の資料等を直ちに中央資格審査委員會に提出すること。

三五 「教職員ノ除去 就職禁止及復職等ノ件」施行に關する件改正

(昭和二十一年十月三日文、農、林、海、陸、外務、司法、大蔵、逓信、厚生、内務省令第一號)

第一條第三項中「教育に關する法人」の下に「中等學校以下の學校の設立者又は中等學校以下の學校を經營する法人を除く」を加へ「聾啞學校及び各種學校を含める」を「聾啞學校、各種學校及び國立少年教養院以外の少年教養院を含める」に「視學の職にある市吏員」を「視學の職にある市吏員と中等學校以下の學校の設立者又は中等學校以下の學校を經營する法人の役員」に改める。

第五條中「教育に關する法人」の下に「中等學校以下の學校の設立者又は中等學校以下の學校を經營する法人を除く」を加へ「視學の職にある市吏員」を「視學の職にある市吏員と中等學校以下の學校の設立者又は中等學校以下の學校を經營する法人の役員」に改める。

第六條中「第一條、第二條及び第五條の規定において」を「第一條乃至第三條及び第五條の規定において」に「無線電信講習所にあつては、内閣總理大臣とし」を「電信講習所、無線電信講習所及び電信青年訓練所にあつては、逓信大臣とし」に改め「農林大臣とし」の次に「鐵道教習所、鐵道局工機部技能者養成所、鐵道青年學校」を加へ「海員養成所」の次に「燈塔官吏養成所、水産部技術官養成所、中央氣象臺附屬氣象技術官養成所」を加へ「運輸大臣とする」を「逓

輸大臣とし、に改め、其の下に「外務官吏研修所」につては外務大臣とし、司法研修所及び刑務官練習所にあつては司法大臣とし、税務講習所にあつては大蔵大臣とし、少年教護關係の者、特設中等教員養成所及び特設國民學校訓導養成所にあつては厚生大臣とし、警察講習所、警察練習所及び消防練習所にあつては内務大臣とする」を加へる。

別表第三第一項中「無線電信講習所」を「電信講習所、無線電信講習所、通信青年訓練所」に、「水産講習所」の下に「鐵道講習所、鐵道局工機部技能者養成所、鐵道青年學校」を加へ、「及び海員養成所を含める」を「海員養成所、燈臺官吏養成所、水路部技術官養成所、中央氣象臺附屬氣象技術官養成所、地方刑務官練習所、少年教護院、特設中等教員養成所、特設國民學校訓導養成所、警察講習所、警察練習所及び消防練習所を含める」に改める。

別表第三第三項中「運輸省海運總局」を「運輸省」に改め「教育主管課關係官」の下に「外務官吏研修所、司法研修所、中央刑務官練習所、税務講習所の教職員及び厚生省の教護官」を加へる。

別表第三第六項中「學校を経営する法人」の下に「の役員（少年教護院の設立者又は少年教護院を経営する法人の役員を除く）を加へ「大日本教育會」を「日本教育會及びその組織團體の主要な役員、職員」に改める。

附 則

この省令は公布の日からこれを施行する

三六 教職員の適格審査をする委員會に關する規程改正

（昭和二十一年十月三日 文部省訓令第七號）

第一條第二項中「及び視學の職にある市吏員」を「と、視學の職にある市吏員及び中等學校以下の學校の設立者又は中

等學校以下の學校を経営する法人の役員」に改める。

第一條に次の一項を加へ第三項とする。

都道府縣教員適格審査委員會、學校集團教員適格審査委員會、教育職員適格審査委員會及び中央教職員適格審査委員會は前項に規定するもの他施行規則別表第三に規定する文部省所管以外の教育施設及びその所管官廳の教職員を審査することができる。

第二條に次の二項を加へ第二項及び第三項とする。

前條第三項の規定による審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から二名以内を地方長官が委嘱する。

第三條に次の二項を加へ第二項及び第三項とする。

第一條第三項の規定による審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から二名以内を學校集團長が委嘱する。

第四條に次の二項を加へ第二項及び第三項とする。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から二名以内を文部次官が委嘱する。

第六條に次の二項を加へ第二項及び第三項とする。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から二名以内を文部大臣が委嘱する。

第十條に次の一項を加へ第二項とする。

審査委員会に副委員長を置くことができる。

第十三條第一項中「審査委員会の審査は、」の下に「非公開とし」を加へる。

第十四條中「審査に付せられた者の請求があつた場合、」の下に「審査に付せられた者又は」を加へる。

第十八條中第五号「解職者及び復職者」を削除し、第六号を第五号とする。

附 則

この訓令は公布の日から之を施行する。

三七、省令、訓令改正に伴ふ各省關係者の適格審査施行に關する件

昭和二十一年十月三日發達三六號 文部大臣官房適格審査室長通牒

昭和二十一年十月三日附公布の共同省令第一號により、選考省外六省所管の教育施設等の教職員に審査を受けることになつたが審査の實際に當つては左記により、適格なきを期、られ度い。尙文部省以外の他省所管施設、局課の審査を要するもの及びその審査をすべき各適格審査委員会は附表のやうになる。

記

一、各審査委員会に於て審査すべき文部省所管以外の他省關係所管施設等の關係者（以下他省關係要審査者といふ）の審査に就いては關係官廳並びに當該施設と直接に連絡して調査表の受理等を圓滑迅速にすること。

二、他省關係要審査者の審査に當つては二名以内の臨時委員を置くこと。出來ることになつてゐるから關係官廳に連絡

しその推薦を受けた者より臨時委員を委嘱すること。尙此の場合直ちに本省に報告すること。

三、臨時委員は當該關係官廳の要審査者を審査するときのみ委員会の審査に加はること。但し他省關係要審査者の審査をする際、本來の委員の数を臨時委員の数に減ずる等のことはしない。

四、審査委員長は總べて審査を請求したものを通じて、その審査結果を主務大臣及び要審査所屬の長（校長又は所長等）を経て本人に通知すること。

通信關係のものについては通信大臣並びに關係各通信講習所長、無線電信講習所長又は通信青年訓練所長宛に（通信青年訓練所については關係所管通信局長又は通信管理部長宛にも）通知すること。

五、他省關係要審査者の審査をする適格審査委員会の設置者は委員會の名稱を關係官廳の主務大臣に通知すること。

六、警察講習所、警察練習所、消防練習所の教職員の審査は、警察官並びに警察官出身官吏につき再度に亘り不適格者の除外を實施し、あるから今般は適格審査は實施しない。

七、昭和二十一年十月三日文部省訓令第七號をもつて、一部改正された教職員の適格審査をする委員會に關する規程に、おいて「關係各廳の官吏」とあるは、待遇官吏を含むものである。

八、少年教護院教員の適格審査をするため、教職員の適格審査をする委員會に關する規程第二條第三項の規定により委嘱する臨時委員は、管下少年教護院員のうちから委嘱するのが適當と認められる。

九、其他、他省關係要審査者の審査に於ける議事規則、審査の標準等は五月七日附公布の教職員適格審査に關する施行規則並に委員會に關する規程に據ること。

一〇、都道府縣教員適格審査委員會に於て審査すべき通信有關施設の施設に付ては、通信局所在の都道府縣審査委員會に、同通信局管轄の他の都道府縣に所在する教育施設の職員に審査を實施する様請求のあつた場合は、當該委員會に

於てその審査をすること。

附 表

所管官廳	教育施設、局課	審査を委託される教職員適格審査委員會
農林省	水産講習所	學校集團委員會
逓信省	鐵道講習所	教育職員委員會（職員二級以上）
	鐵道局工機部技能者養成所	都道府縣委員會（職員二級以上）
	鐵道青年學校	都道府縣委員會
	海務高等專門學校	學校集團委員會
	航海專門學校	學校集團委員會
	商船養成所	都道府縣委員會
	海員養成所	都道府縣委員會
	燈臺官吏養成所	學校集團委員會
	水路部技術官養成所	學校集團委員會
	中央氣象臺附屬氣象技術官養成所	教育職員委員會（職員二級以上）
	鐵道總局職員局教育課	學校集團委員會

運輸省	外務省	司法省	大藏省	逓信省	厚生省
海運總局職員局教育課、各 院、校、所の長及職員であ る者つて普通二級官待遇以上の 者の占める職	外務官吏研修所	司法研修所 中央刑務官練習所 地方刑務官練習所	稅務講習所 高等逓信講習所	普通逓信講習所 無線電信講習所 逓信青年訓練所	都道府縣立少年救護院 認可少年救護院 國立少年救護院 國立少年救護院長、救護官 特設中等教員養成所 特設國民學校訓導養成所
教育職員委員會	教育職員委員會	教育職員委員會 教育職員委員會 學校集團委員會	教育職員委員會 （所長、職員二級以上） 學校集團委員會 都道府縣委員會 教育職員委員會（所長、職員二級以下） 學校集團委員會 都道府縣委員會	都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會	都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會 都道府縣委員會

内務省	警察講習所	警察講習所	警察講習所
消防練習所			

二一〇

三八 教職不適格者と判定された者の身分関係等について

(昭和二十一年十月五日發通四一號 文部大臣官房資格審査室長通牒)

教職不適格者と判定された教職員の身分関係等は左記によつて御了知せられたい。

記

一、別表第一の場合

- 1、教職員が審査委員会で不適格の判定を受け教職不適格者と指定された場合、免官(職)發令(退官(職)願不要)迄は其の者の身分関係には何等變更はない。
- 2、教職員が審査委員会で教職不適格者と判定された場合(再審査を請求した場合でも)爾後教職の實務に従事することは出来ない。(昭和二十一年文部省訓令第五號二十四條)勿論再審査の結果適格者と判定された後は差支へない。
- 3、教職員を審査委員会で不適格の判定をした場合、本人に通知し再審査請求の期間を経てから又は再審査請求期間内に再審査を請求しないことの意志表示のあつた場合に教職不適格者として指定し、免官(職)の手續をとること。(退官(職)願不要)

二、別表第二の場合

- 1、別表第二の該當者が不適格者として指定された場合、免官(職)發令(退官(職)願不要)迄は其の者の身分には何等變更はない。
 - 2、別表第二の該當者が不適格者として指定された場合(留任を申請した場合でも)以後教職の實務に従事することは出来ない。勿論留任許可の通知を受けた者はその時から教職の實務に従事しても差支へない。
 - 3、別表第二の該當者と認められる場合は、地方長官は直ちに教職不適格者の指定をなし、免官(職)の手續をとること。(退官(職)願不要)
- 専門學校以上の學校の場合は、直ちに文部大臣に指定申請をすること。
- 三、地方長官のなす教職不適格の指定は次の様式によること。

官 職 氏 名

右の者は昭和二十一年勅令第二百六十三號に基いて同令第一條の教職不適格者と指定する。

年 月 日

補遺

一一二

一、「就職禁止、退官、退職等ニ關スル件」施行ニ關スル件改正

(閣令内務省令第二號 昭和二十一年三月二十九日)

昭和二十一年閣令第一號中左ノ通改正ス
別表第一中五ヲ左ノ如ク改ム

五、日本ノ膨脹ニ關係セル金融機關並ニ開發機關ノ役員

1、昭和十二年七月七日ト昭和二十年九月二日トノ間ニ於テ左ノ銀行又ハ會社等ノ取締役會長、總裁社長、副總裁副社長、取締役理事、顧問相談役若ハ監査役タリシ者又ハ昭和十二年七月七日以後日本軍占領地域内ニ在ル其ノ支店ノ支配人タリシ者

南滿洲鐵道株式會社	滿洲拓殖公社	北支那開發株式會社
南洋拓殖株式會社	臺灣拓殖株式會社	滿洲重工業株式會社
南洋興發株式會社	東洋拓殖株式會社	戰時金融金庫
資金統合銀行	南方開發金庫	外資金庫
朝鮮殖産銀行	獨逸東亞銀行	朝鮮銀行

臺灣銀行	滿洲中央銀行	滿洲興産銀行
朝鮮信託株式會社	中國聯合準備銀行	蒙疆銀行
中央儲備銀行	樺太開發株式會社	滿洲投資證券株式會社
朝鮮金融組合聯合會	泰國銀行	華南銀行
橫濱正金銀行		

2、昭和十二年七月七日ト昭和二十年九月二日トノ間ニ於テ日本軍占領地域内ニ在ル日本銀行ノ支店又ハ代理店ノ支配人又ハ代表者タリシ者

別記様式(三)第一頁日本文中「官等ヲ附記スルコト」ヲ「官等ヲ附記シ職務内容ヲ明示スルコト」ニ、同頁英文中「Grade」ヲ「Grade (specifying duties and responsibilities involved)」ニ改ム

同様式第三頁日本文中「以後」ノ下ニ「就キタル職業並ニ同日以後」ヲ「地位」及「官等等級」ノ下ニ各「及職務内容」ヲ加ヘ同頁英文中「B. CHRONOLOGICAL RECORD OF EMPLOYMENT」ヲ「B. CHRONOLOGICAL RECORD OF PROFESSION, EMPLOYMENT」ニ「your employment」ヲ「your profession or employment」ニ「[1931]」ヲ「[1931, and specifications of duties and responsibilities]」ニ「governmental positions (specifying duties and responsibilities involved)」ニ改ム

同様式第五頁日本文中「有無及其ノ地位」ヲ「有無並ニ其ノ地位及職務内容ニ同頁英文中「any of them」ヲ「any of them, specify duties and responsibilities involved」ニ改ム

同様式第六頁日本文中「尙右が秘密結社ナルヤ否ヤヲ記載スベシ」ヲ削リ「團體名」ノ下ニ「(英文欄ニハ英譯及ローマ字ヲ以テスル表示ヲ記載スベシ)」ヲ、其ノ地位」ノ下ニ「及職務内容」ヲ、「並ニ」ノ下ニ「右團體ノ」ヲ加ヘ末尾ニ

一一三

左ノ一項目ヲ加フ

前二項ノ記載ニハ此等ノ諸團體ト關係アリタル期間ヲ明記スベシ

同頁英文中「report any other party」ヲ「report the name in English and Romaji of any other party」ニ改メ
「Make this report whether of not this society was secret」ニ削リ「publications」ヲ「publications. If you were,
give job specifications as well as titles」ニ改メ末尾ニ左ノ一項目ヲ加フ

In reporting the above, clearly indicate dates of all these affiliations

同様式第一〇頁日本文記載欄中「職務」ヲ「職務内容」ニ同頁英文中「Duties」ヲ「Duties and responsibilities」ニ改ム

同様式第一頁日本文中「名稱」及「主題」ノ下ニ各一横線、目的、ヲ加ヘ同頁英文中「titles, résumé, purpose」ヲ「subject」ヲ「subject, purpose of aim for which addresses were made, résumé」ニ改ム

同様式第二二頁日本文記載欄中「地位」ヲ「地位及職務内容」ニ同頁英文中「Position Held」ヲ「Position Held Including Duties and Responsibilities」ニ改ム

同様式第三頁中「第一三頁」ヲ「第一四頁」ニ、同頁日本文中「ト」ヲ「デ」ニ「二三」ヲ「二四」ニ、同頁英文中「(G)」ヲ「(H)」ニ「23」ヲ「24」ニ改メ同頁ヲ同様式第一四頁トス

同様式第一四頁中「第一四頁」ヲ「第一五頁」ニ改メ同頁ヲ同様式第一五頁トス
同様式第一二頁ノ次ニ左ノ一頁ヲ加フ

第二三頁

(記載項目)

(記載欄)

國名 年 月 日 目的

ト海外旅行及滞留

二三、滞留又ハ旅行シタコトアル諸國ノ名就ニ滞留又ハ旅行ノ年月日及目的

G. TRAVELS AND STAYS OVERSEAS

23. List countries where you have stayed or travelled, dates and purposes of such travels and stays:
(Countries) (Dates) (Purposes)

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一六

一、閣令 内務令第二號

正 誤 (昭和二十一年四月二日官報)

去月二十九日閣令第二號昭和二十一年閣令内務省令第一號昭和二十一年勅令第百九號(昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク就職禁止、退官、退職等ニ關スル件)施行ニ關スル件中改正ノ件別表一中五ノ改正規定中「北支那開發株式會社」ノ次ニ「中支那振興株式會社」ヲ脱ス同「滿洲興業銀行」ハ「滿洲興業銀行」別記様式(三)第一頁日本文ノ改正規定中「日本文一中」ハ「日本文中」同様式第三頁英文ノ改正規定中「1931. and」ハ「1921. and」ノ孰モ誤

内 閣 書 記 官

三、政黨協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル件改正

(勅令第三百十二號 昭和二十一年六月十一日)

昭和二十一年勅令第百一號の一部を次のやうに改正する。

第二條 前條、第四條又ハ第五條第一項ノ規定ニ該當スル團體トシテ内務大臣ノ指定スルモノハ解散ス
第四條第二號中「第一項」を削リ、「第二條」を「前號」に改める。

第五條第二項中「亦同ジ」を「ハ七日以内ニ之ヲ届出ツベシ」に、同項第四號中「又ハ所屬シタル團體」を「及從來所屬シタル一切ノ團體」に改め、同項第六號を次のやうに改める。

六、構成員ノ住所及氏名並ニ從來所屬シタル一切ノ政治的又ハ思想的團體ノ名稱
第五條ノ二 政府ハ第二條 規定ニ該當スルト認ムル團體(第四條第一號(イ)ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スルモノヲ含ム)ノ關係者ニ對シ第三條第二項ノ資産ニ關シ必要ナル届出ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ必要ナル場所ニ臨檢シ帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第七條に次の一項を加へる。

第五條ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ届出ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者亦前項ニ同ジ

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第百一號第五條第一項の規定に該當する團體でこの勅令施行の際現に有するものの主幹者はこの勅令施行の日から二十以内、同條第二項第六號の改正規定に準じて届出をしなければならない。

昭和二十一年勅令第百一號第七條の規定は、前項の場合に、これを準用する。
昭和二十一年勅令第百一號第五條ノ二及び第七條第二項の規定は、大政黨協會、翼賛政治會及び大日本政治會並びにこれらの團體の關係團體の資産に關して、これを準用する。

四、昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム」宣言 受諾ニ件ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法ノ 特例ニ關スル件

(昭和二十一年勅令第六十八號)

- 第一條 軍人若ハ準軍人、内閣總理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍、海軍、第一復員若ハ第二復員ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者(以下軍人軍屬ト稱ス)又ハ此等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各號ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ
 - 一、普通恩給
 - 二、廢疾ノ程度ガ恩給法施行令(以下令ト稱ス)第二十四條第七項ニ係ル増加恩給
 - 三、傷病年金
 - 四、一時恩給
 - 五、廢疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第三目症又ハ第四目症ニ係ル傷病賜金
 - 六、扶助料
 - 七、一時扶助料
- 第二條 軍人軍屬トシテノ在職年月數ハ第五條ノ場合ノ外在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ
- 恩給法(以下法ト稱ス)第三十二條ノ規定ニ依リ附スベキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付之ヲ算入セズ
- 第三條 軍人軍屬トシテ退職シタル者ニシテ軍人軍屬以外ノ公務員又ハ公務員ニ準ズベキ者(以下文官ト稱ス)ヨリ軍

人軍屬ニ轉官シタルモノニ付テハ其ノ轉官ヲ以テ退職ト看做ス

- 第四條 普通恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ付第一條又ハ第二條ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ其ノ者ガ文官又ハ其ノ遺族タルニ因ル普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ザルニ至ル場合ニハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給スルコトヲ得

- 第五條 廢症ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第六項症ニ係ル軍人軍屬ニ給スル増加恩給ノ年額ハ法第六十五條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第一號表ノ俸給月額ニ廢症ノ程度ニ依リ別表第二號表ニ定メタル月數ヲ乘ジタル金額トス

在職年二十年以上ノ軍人軍屬ニ給スル増加恩給ノ年額ニ付テハ前項ニ規定スル金額ニ二十年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ別表第一號表ノ俸給月額ノ三十分ノ四ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス

- 第六條 軍人軍屬タルニ因ル増加恩給ニシテ廢症ノ程度令第二十四條ノ第七項症ニ係ルモノ又ハ傷病年金ヲ受ケタル者又ハ受クベカリシ者ニハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ廢疾ノ程度ニ依リ別表第三號表ニ定メタル月數ヲ乘ジタル金額ノ傷病賜金ヲ給ス廢疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第一目症又ハ第二目症ニ係ル下士官以下ノ軍人軍屬ニ給スル傷病賜金ノ金額ハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ別表第三號表ノ月數ヲ乘ジタル金額トス

- 第七條 恩給ヲ受クル者又ハ受クベキ者聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレタルトキハ其ノ間恩給ノ支給ハ之ヲ差止メ又ハ恩給ヲ受クルノ權利ハ之ヲ裁定セズ

- 第八條 公務員若ハ公務員ニ準ズベキモノ又ハ此等ノ者ノ遺族聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレ有罪ノ判決確定シタルトキハ抑留又ハ逮捕ノ時ヨリ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ

第四條乃至第六條ノ規定ハ前二項ノ適用ヲ妨ゲズ

第九條 前八條ノ規定ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

第十條 本令ノ適用ヲ受クベキ恩給ヲ受クルノ權利ニシテ本令施行前給與事由ノ生ジタルモノニ付テハ時効ハ昭和二十一年二月一日ヨリ進行ス

第十一條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條及第八條ノ規定ハ昭和二十年十一月二十四日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ恩給ヲ受クル者ニ付本令ヲ適用スル場合ニ於テハ權利者ノ請求ヲ俟タズシテ恩給ノ改定ヲナスコトヲ得

五、「就職禁止退官、退職ニ關スル件」施行ニ關スル件 改正

(昭和二十一年六月二十六日閣令、内務省令第四號)

第六條第一項中「令第七條」を「令第七條第一項」に、「勅任待遇」を「一級官待遇」に、「判任官待遇」を「三級官待遇」に改める。

同條第二項中「前項」を「前二項」に、「(三)」を「(一)」に「内一通」を「第一項ノ調査表ハ第一項第一號又ハ第二號ノ

者及此等ノ者トシテ採用セントスル者就ニ内閣總理大臣ノ指定スル者ニ係ルモノニ付テハ内二通其ノ他ノ者ニ在リテハ内一通」に改める。

同條第一項の次に左の一項を加へる。

前項ノ外内閣總理大臣ハ必要ト認ムル者ヨリ調査表ヲ徴スルコトヲ得

別記様式(二)を削る

別記様式(三) 日本文中(三)(昭和二十一年勅令第百九號第七條ノ調査表様式)を「(一)(昭和二十一年内務省令第

三號第三條ノ確認書ヲ有セザル者ノ同年勅令第百九號第五條第一項(同條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ同

勅令第六條第二項ノ書面及同勅令第七條第一項ノ調査表ノ様式」に、「調査表」を一書面(調査表)に改める。

同様式日本文中「記載上ノ一般的注意」の一を次のやうに改める。

一 昭和二十一年勅令第百九號第五條第一項又ハ同令第六條第二項ノ規定ニ依ル書面ノ場合ハ四通、同令第五條第三

項ノ規定ニ依ル書面又ハ調査表ノ場合ハ三通作成ノ上提出スベシ

同注意の二中「調査表」ヲ「書面(調査表)」に改める。

同注意に左の一號を加へる。

八 書面ノ場合ニ於テハイ個人的事項中一、六、七、八及一二ノ記載項目ノ記入竝ニ上司證明書ハ之ヲ省クベシ

同様式日本文第十五頁中「本調査表ノ記載ハ眞實ナリ」を「本書面(本調査表)ノ記載ハ眞實ナリ」に改める。

英文中改正略

附 則

この命令は昭和二十一年六月五日から、これを適用する。

昭和二十一年十一月二十六日發行

東京都麹町區霞ヶ關三丁目

文部省

文部大臣官房適格審査室

東京都麹町區飯田町二ノ二〇

仲外印刷株式會社

代表者 渡 清

昭和二十二年二月

教職員適格審査事務提要 第二輯

文部大臣官房適格審査室

目次

一、教職より除去された者の就職等に関する件	（適格審査室長通牒昭和二二、一〇、二三）	一
二、教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件	（適格審査室長通牒昭和二二、一〇、二三）	一
三、適格審査委員會の審査に関する件	（適格審査室長通牒昭和二二、一〇、二五）	一
四、教職員適格審査をする委員會に関する規程の一部變更に関する件	（適格審査室長通牒昭和二二、一一、一八）	三
五、各界代表たる適格審査委員の件	（適格審査室長通牒昭和二二、一一、二三）	三
六、學校を經營する法人の役員に関する件	（適格審査室長通牒昭和二二、一一、二六）	四
七、不適格判定書に関する件	（適格審査室長通牒昭和二二、一二、一三）	四
八、教職員適格審査の件	（適格審査室長通牒昭和二二、一二、一三）	五
九、教職員適格審査の件	（閣令、内務省令第一號昭和二三、一、四）	五
一〇、G項審査判定基準	（適格審査室長通牒昭和二三、一、一三）	二
一一、公職適格審査基準の擴張に伴う教職員適格審査に関する件	（適格審査室長通牒昭和二三、一、一五）	一四
一二、教職不適格者指定に関する件	（適格審査室長通牒昭和二三、一、一三）	一五
一三、教職員適格審査の施行規則別表第一該當者の特免に関する件	（適格審査室長通牒昭和二三、一、三〇）	一七
一四、中央教職員適格審査委員會の解散と再組織について	（連合國最高司令部民間情報部指示昭和二三、一、三〇）	一七
一五、適格者中特定の者の調査について	（適格審査室長通牒昭和二三、三、三）	一七
補遺		
一、教職員の適格審査をする委員會に関する規程改正	（文部省訓令第九號昭和二三、一二、一九）	一八

一、教職より除去された者の就職等に関する件

昭和二十一年十月二十二日
發通四六號文部大臣官房資格審査室長通牒

昭和二十一年勅令第二六三號によつて除去された教職員は、退官、退職後各種の方面に就職していることと思われ、貴廳、校の關係者につき其の就職先を調査し、本省其の他から照會のあつた場合は何時でも回答できるよう整備して置かれたい。

二、教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件

昭和二十一年十月二十二日
發通四七號文部大臣官房資格審査室長通牒

昭和二十一年勅令第二六三號に依つて除去された教職員に對しては爾後教職員を對象とする講習會、研究會等の講師等に委嘱することは差控えられ度い。

三、適格審査委員會の審査に関する件

昭和二十一年十月二十二日
發通四五號文部大臣官房資格審査室長通牒

教職員の適格審査委員會の審査に就いては、度々の通牒に依り遺憾なきを期せられてゐることと思ふが、左記の事項につき特に留意の上審査を実施され度く念の爲通牒する。

記

一、各適格審査委員會の審査について兎角の批評があるので、そのようなことのないように萬遺憾なく嚴正を期し、審査の實施については特に慎重、公正に行い、苟も私情をもつて審査に當つたり、不當に當人を庇護する等のことがないよう留意し、又短時間中に多數の者を一括して審査に附したり、充分の調査をすることなく適不適の判定をする等のことのないようにする。

二、審査委員會の審査は前項の趣旨に鑑みて、必らずしも十一月六日までに終了することを要しないから審査を嚴格綿密に

すること。

四、教職員適格審査をする委員会に關する規程の一部變更に關する件

昭和二十一年五月七日附文部省訓令第五號の一部が別紙の通り改正されたから通知する。

昭和二十一年十月二十五日
發通四八號文部大臣官房適格審査室長通牒

尙今般の訓令の改正の趣旨は各適格審査委員会が判定をした後に於て、文部大臣が特に再審査の必要があると認めた新しい事實を發見した場合、又は新しい事情の發生した場合に處するためである。新しい事情の發生した場合は概ね次の様な事實をいう。

- 1、各適格審査委員会の判定後再審査又は特別の審査の請求が出来る期間をすぎた場合。
 - 2、適格審査委員会の組織を變更した場合既に審査を終了した者も、新しく組織せられた委員会に於て審査する必要があると認められる場合。
 - 3、其他特別の事情ある場合。(例えば審査が著しく杜撰であると認められる様な場合)
- 依つて例えば各審査委員会が既に審査を終了し判定書を交付した後ある人についてその委員会が再審査の必要が起つたという様な場合には審査委員長よりその旨を文部大臣に申し出て其の指示を仰いだ後再審査すべきである。

發通四八號の別紙

教職員の適格審査をする委員会に關する規程の一部を次のように改正する

第二十三條の次に左の條文を加える。

昭和二十一年十月二十五日
文部省訓令第八號

第二十三條の二 文部大臣が特に必要と認めたときは各審査委員会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができ。

附 則

この訓令は公布の日から之を施行する。

五、各界代表たる適格審査委員の件

昭和二十一年十一月十八日
發通五二號文部大臣官房適格審査室長通牒

教職員適格審査委員会の審査委員中各界代表たる審査委員は、其の選出母體の團體に變更等を生じた場合は、左記に依つて御取扱下されたい。

記

一、選出母體の團體が解消した場合

イ、解消團體を引繼いだ團體が同様の性質で、而も委員と新團體との關係が舊團體と同じような場合は、新團體に了解を

求めて引續き委員であることは差支えなく、又新に委員を命じてよい。

ロ、選出母體の團體が解消して右のような新團體のない場合は、委員は辭職のこと。

二、選出母體の團體はあるも審査委員が之と關係がなくなつた場合は、委員は辭職のこと。

六、學校を経営する法人の役員に關する件

昭和二十一年十一月二十二日
發通五五號文部大臣官房適格審査室長通牒

本年五月七日附の教職員適格審査に關する施行規則の別表第三の第六項により學校の設立者又は學校を経営する法人の役員は教職員適格審査の対象となつてゐるも、役員は範圍に關しては從來監事及び理事と解釋し、顧問、參與、評議員等については審査の対象としていないのであるが、今般聯合國總司令部の口頭指令により、昭和二十一年勅令第一〇九號(公職追放令)及び勅令第二六三號(教職除去令)の該當者又はその基準に該當すべき者は顧問、參與、評議員等の職より除去され、また新しくその職につき得ないということになつたので、現在該當者がその職にあれば法人に於て解職し、また新しくその職に該當者を選任しない様萬遺漏なく御措置ありたい。尙措置の上は其の結果を速かに御報告願いたい。

七、不適格判定書に關する件

昭和二十一年十一月二十六日
發通五六號文部大臣官房適格審査室長通牒
各適格審査委員會で審査の結果不適格になつた者に交付する判定書の内容があまり簡單であり、該當條項の他書いてないのが多いが、これについては中央教職員適格審査委員會からの申し入れもあるので、不適格條項に該當する理由を出来るだけ詳細に書いてこれを當人に交付するようにされたい。

八、教員適格審査の件

昭和二十一年十二月十三日
發通六一號文部大臣官房適格審査室長通牒
聯合國最高司令部と協議の結果今般左の措置をとることになつたので、貴官設置の教員適格審査委員會に就いては至急處理されるよう依命通牒する。

記

- 一、設置者は適格審査委員會より好ましからざる委員を除くこと。
- 二、右の場合設置者は缺員補充として適當な資格を有する者を直ちに任命すること。尙任命したる後はこの旨文部大臣宛てのもの調査表を付し報告せられたること。
- 三、昭和二十一年文部省訓令第五號第二十三條の二の規定に依りて既に審査を終りたる者でも、次の何れか一の經歷を有する者に就いては嚴重に再審査をすること。但し既に教職不適格の判定を受けた者及び判定済の者で既に教職を去りたる者を除く。
 - イ、教育施設の長及びその次位の者
(例 學校長、部長、教頭等)
 - ロ、教育の査察、指導に當つた者
(例 視學官、視學、主事等)

ハ、生徒の思想、訓育に主として携つた者
(例 生徒主事、學生主事等)

ニ、著書又は論文のある者

ホ、學校法人の役員

ヘ、委員會で特に必要と認めた者

四、再審査の場合直ちに處理せられたること。

九、教職員適格審査の件

昭和二十一年共同省令第一號別表第二の第四號に掲げてある學校又は教育施設に於て生徒の授業を擔任せし經歷のある者に付ては特に嚴重に審査をせられたく通牒する。

但し既に教職不適格の判定を受けた者及び判定済の者で既に教職を去りたる者は除く。

一〇、G項審査判定基準

閣令、内務省令第一號
昭和二十二年一月四日

昭和二十二年閣令第一號別表第一第七號「その他の軍國主義者及び極端な國家主義者」の項の該當者の判定は、個人的審査に俟つが、その審査判定の標準は、概ね次の通りである。

一、昭和二十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる官職に在つた者

- 1 各國務大臣
- 2 内大臣
- 3 樞密院議長
- 4 内閣書記官長

- 5 法制局長官
- 6 情報局總裁
- 7 企畫院總裁
- 8 興亞院總裁及副總裁
- 9 對滿事務局總裁（昭和十二年七月以前の者を含む）
- 10 検事總長
- 11 獨逸國及び伊太利國駐劄特命全權大使

二、昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる地位に在つてG項に該當する明瞭なる事實のあつた者

- 1 官廳關係
 - (一) 内閣參議
 - (二) 内閣顧問
 - (三) 樞密院副議長
 - (四) 情報局……次長及び各部長
 - (五) 企畫院……次長及び各部長
 - (六) 興亞院……總務長官、各部長及び各連絡部長官
 - (七) 對滿事務局……次長
 - (八) 各省……次官、政務次官、參與官、總局長官及び各局長
 - (九) 各地方總監、警視總監及び各地方軍需監理部長官
- 2 その他

(一) 日本銀行總裁及び副總裁
 (二) 左に掲げる銀行、會社、營團その他の法人の日本軍占領地域内における支店又は代理店の支配人又は代表者但し第六項に掲げる者を除く。

- 1 E項に該當する以外の特殊銀行
- 2 内地に本店のある普通銀行、信託會社、貯蓄銀行、保險會社その他の金融機關
- 3 國策會社
- 4 營團
- 5 統制會
- 6 統制會社
- 7 政府、特殊銀行又は國策會社が最大出資者である會社
 (三) 印度支那銀行又は日佛銀行の顧問代表者又は執行職員
 (四) 日本軍占領地域内における各國政府の顧問（地方機關の顧問を含む。）の地位に在つた者でF項該當者以外のもの。

備考 「G項に該當する明瞭な事實」とは、
 例へば

- 1 三國同盟、日華基本條約、日泰同盟條約等の諸條約の締結又は佛印進駐、日米開戰等に重要な役割を演じた事實。
- 2 軍國主義反對者の彈壓に重要な役割を演じた事實。
- 3 日本軍占領地域内における各國に對する經濟協定借款供與に重要な役割を演じた事實。
- 4 日本の軍事的活動に關して資金の融通又は物資生産上重要な役割を演じた事實等をいうものとする。

三、思想検査又は保護観察、豫防拘禁、若しくは行刑に關係のある官吏の経歴を有する者で、在職中重大事件の検察において演じた役割、人権蹂躪の事實、在職年限、在職當時の地位等に照してG項に該当すべきもの。
四、特別高等警察の経歴を有する者で、在職中重大事件の検察において演じた役割、在職年限、在職當時の地位等に照してG項に該当すべきもの。

備考 第三項及び第四項の詳細な解釋は次の通りとする。

1、特高警察又は思想検査に従事した間において左に掲げる重要思想刑事事件の處理に當つて重要な役割を演じた者。

重要思想刑事事件表

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 労働グループ事件 | (昭和十二年一月) |
| (2) 日本無産黨事件 | (昭和十二年十二月) |
| (3) 日本勞評事件 | (昭和十二年十二月) |
| (4) 教授グループ事件 | (昭和十三年二月) |
| (5) 日本共產主義者團事件 | (昭和十三年) |
| (6) 國際共產黨事件 | (昭和十六年十月) |
| (7) 燈臺社事件 | (昭和十六年六月) |
| (8) 日本聖公會事件 | (昭和十七年六月) |
| (9) きよめ教會事件 | (昭和十七年六月) |
| (10) 東洋宣教會きよめ教會事件 | (昭和十七年六月) |
| (11) 第七日基督再臨團事件(第七日アドベント教會事件) | (昭和十八年十月) |
| (12) その他同種の事件 | |

2 司法部又は警察に勤務した間において何人に對してであらうと連絡又は暴行の行爲をしたことのある者。

3 特高警察

八年以上又は昭和十六年三月以降四年間以上に亘つて特高警察に従事した者で、その期間中において警部以上の職を占めたことのあるもの。

4 思想検査

八年以上又は昭和十六年三月以降四年間以上に亘つて思想検査に従事した者で、その期間中において検事以上の職を占めたことのあるもの。

5 保護観察

八年以上又は昭和十六年三月以降四年間以上に亘つて保護観察所長又は保護官として勤務したことのある者。

6 豫防拘禁

昭和十六年五月以降四年間以上に亘つて豫防拘禁所長又は教導官として勤務したことのある者。

五、官吏、貴族院議員、文筆家、報道機關その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役員、又は事業家であつた者で左に掲げるようなG項に該当すべき積極的な活動をしたもの。

1 官吏(第一項乃至前項に該当する者を除く。)

(一) 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる事項に關係のある戦時重要政策の中樞に参畫した者但し特に短期在職の者を除く。

(1) 戦争挑發、反戦思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹を目的とした宣傳情報。

(2) (1)と同様の目的を持った思想言論の誘導又は統制

(3) 占領地各國に對する政治的指導又は經濟開發

(4) 重要な戦時總動員諸計畫又は戦時統制の諸計畫

(5) 第二項備考(G項に該當する明瞭な事實)に掲げる事項。
(6) その他戦争指導計畫

(二) 職務の内外を問わず、戦争挑発、反戦思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹を目的とした顯著な言動のあつた者。

2 貴衆兩院議員

議會の内外を問わず左の各號の一に該當する顯著な言動のあつた者。

(1) 戦争挑発又は戦争指導。

(2) 反戦思想抑壓。

(3) 獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹。

3 文筆家

學者、新聞記者、同論說委員、雜誌その他の刊行物の執筆者、評論家その他の文筆家で、著述、講義、講演、論文又は新聞記事等言論その他の行動により左の各號の一に當るもの。

(1) 侵略主義若しくは好戰的國家主義を鼓吹し又はその宣傳に積極的に協力した者及び學說を以て大東亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策又は滿洲事變、支那事變若しくは今次の戦争に理念的基礎を與へた者。

(2) 獨裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全體主義を鼓吹した者。

(3) 日本民族が他の民族の指導者であると 優越感を鼓吹し又はその宣傳に積極的に協力した者。

(4) 自由主義、反軍國主義等の思想を持つ者を迫害又は排斥した者。

(5) 前各號の何れにも當らないが軍國主義若しくは極端な國家主義を鼓吹した者又そのような傾向に迎合した者。

4、新聞社、雜誌社その他の出版社、放送機關、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役職員。

昭和十二年七月七日と昭和十六年十二月七日との間に、國の内外を問わず、3の(1)乃至(5)又昭和二十一年勅令第一號第一條第一項各號の一に該當する活動を積極的にし且つ廣汎な影響を及ぼした新聞社、雜誌社、その他の出版社、放送機關、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關、その他書籍若しくは冊子の刊行、映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施による報道の頒布を主宰又は統制した團體によつて右の期間中において左の地位に在つた者、會長、副會長、社長、副社長、専務若しくは常務取締役、編輯局長、調查局長、主筆、編輯次長、論說主任その他名目の如何にかかわらず、これらの者と同等の權限又は支配力を有した者。

5 事業家

昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間に、各種の企業に従事した者で左の各號の一に當るもの。

(1) 陸海軍から企業擔當者に指定され日本軍占領地域内において經濟開發その他の事業に従事した企業代表者及び現地の事業責任者。

(2) 陸海軍との緊密な連絡の下にG項に該當する積極的又は惡質の企業活動をした企業の代表者及び現地の事業責任者。

六、昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間に、左に掲げる會社で昭和二十二年閣令第一號別表第二第十二號に掲げるものの會長、副會長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、常任監査役、活潑な活動をした顧問、相談役、全株式の一割以上の株式を所有した株主又は直接間接會社の運営に決定的支配力を及ぼした主な株主の地位に在つた者、その他これらの役員と實際上同等の權限又は支配力を有した者(日本軍占領地域又は樺太國及びその占領地域内に在る支店の支配人で、これらの役員と同等の權限又は支配力を有したものを含む)。

(1) 航空機若しくは兵器の完成品、軍需品又はこれらの製造若しくは使用に不可欠の主要材料の製造に當つた特に有力な會社。

(2) 基礎的生産材工業又は交通運輸業を営む會社で特に獨占的行動の顯著であつたもの。

- (3) 國內交易又は外國貿易において特に獨占的行動の顯著であつた會社。
- (4) 連合國總司令部の指令により指定され又は今後指定される特殊會社とその特殊會社と密接な關係に有つた有力會社。
- (5) 公稱資本金一億圓以上の會社。
- (6) その他特に獨占的な事業經營により活潑な活動をした會社及び民間金融機關。
- 七、C項に該當する以外の國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の代表者及び最高執行者。
- 八、昭和十七年の衆議院議員總選舉において所謂推薦を受けた者。
- 九、昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左の地位に在つた者。
- 帝國在郷軍人會の郡市區町村連合分會長又は市區町村分會長。

備考

- 一、第六項の規定は、この基準發表の際、從前の昭和二十一年勅令第九號第一條に規定する官職(第二條の規定により含む職を除く)及び第四條に規定する職に在る者で、從前の規定により覺書該當者でない者としてその職に就き又はその職に留まることを認められたものについては、昭和二十二年五月三日まではこれを適用しない。
- 二、第九項の規定は、この基準發表の際、從前の昭和二十一年勅令第九號第一條に規定する官職及び第四條に規定する職に在る者で從前の規定により覺書該當者でない者としてその職に就き又はその職に留まることを認められたものについては、昭和二十二年五月三日までの間に在る職に在る間はこれを適用しない。

一一、公職適格審査基準の擴張に伴う教職員適格審査に關する件

昭和二十二年一月十三日
發達二號文部大臣官房適格審査室長通牒

昭和二十二年一月四日附勅令第一號(公職に關する就職禁止、退職等に關する勅令)の制定に伴い昭和二十一年一月四日附連合國總司令部よりの覺書に該當する者の範圍が擴張されたが、それに伴う教職員の適格審査施行上の事項については左記により取扱われたい。

記

- 一、昭和二十二年一月四日附勅令、内務省令第一號によりその別表第一に該當する左の者は教職不適格者となる。

- 1、極端なる國家主義團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の都道府縣郡(支廳長の管轄區域を含む。以下同じ)市區町村支部の有力者。

- 2、大政黨發會

東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市(以下六大市と稱す)の支部の支部長。

事務局局長及事務局各部長。

六大市協力會議議長。

郡市(六大市を除く以下同じ)區支部の支部長及事務長。

郡市區協力會議議長。

町村支部の支部長。

町村協力會議議長。

- 3、大日本實業壯年團

六大市の支部の團長、副團長、總務、本部長及各部長、郡市區町村支部の團長。

- 4、大日本政治會

都道府縣支部の支部長。

- 5、大政黨發會關係團體のうち大日本實業壯年團及大日本興亞同盟以外のその他の關係團體の總裁、副總裁、會長、副會長、理事長、副理事長及有力な活動をした理事又は顧問。

- 二、昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に左の地位にあつた者は昭和二十一年一月四日附覺書附屬書A號の

G項（軍國主義者及極端な國家主義者）該當者として取扱われることとなつたのでこの者は教職不適格者となる。

帝國在郷軍人會郡市町村連合分會長又は市區町村分會長。

三、前記一、及二、に該當する者は、總べて昭和二十一年五月七日附の教職員適格審査に關する施行規則の別表第二第二項に該當することになるので、既に適格審査委員會より適格判定書を交付されている者でも、自動的に教職不適格者となりその判定書は無効となる。

四、貴校、廳關係者にして、公職適格審査基準の擴張により、新たに不適格該當者となつた者があれば、従前の不適格者報告の形式（昭和二十一年十月十六日附發適四三號通牒）により至急報告されたい。

該當者の退職手續並に身分關係については、昨年十月五日附發適四一號通牒に依る。

五、昭和二十二年一月四日附開令、内務省令第一號によりその別表第二に規定する公職の範圍が従前よりも擴張されたので教職不適格者に該當する者は、都道府縣及市町村の教育關係の局部課係の長等都道府縣及市町村の責任ある地位より除去され、またその職につくことはできない。

六、各適格審査委員會の委員であつて、今般の措置により教職不適格者となる者があれば、委員の變更をしなければならぬ。尙その際は直ちに文部大臣に報告されたい。

七、審査基準の擴張に伴い昭和二十一年七月二十日附發適四一號通牒による團體役員については、非該當者とされている者の中にも、該當者となる者が出ることになるので、留意されたい。

八、昭和二十二年一月四日附發表のG項審査判定基準により、昭和二十一年一月四日附發書A號のG項該當者として取扱われることに決定した有力會社及金融機關の戰時中の有力指導者その他は、教職不適格者となる。

一一、教職不適格者指定に關する件

昭和二十二年一月十五日
發達一號文部大臣官房適格審査室長通牒

貴校教職員中共同省令第一號別表第二該當者は教職不適格者として既に文部大臣の指定済であると思ふが、未だ指定されて

いないものは至急指定の必要があるので調査表添附の上報告されたい。

尙適格審査委員會において共同省令第一號別表第一の該當者として不適格の判定をうけ三週間以上經過し尙再審の意志のないものは矢張指定の必要があるので其の都度間違ひなく報告されたい。

一二、教職員適格審査の施行規則別表第二該當者の特免に關する件

昭和二十二年一月三十日
發達一號文部大臣官房適格審査室長通牒

今般教職員適格審査に關する施行規則並びに委員會に關する規程の一部が別紙の通り改正せられ、別表第二の該當者について特別の場合に限り指定の撤回を行ひ得ることになつたのであるが、特に左記の點につき御留意ありたい。

記

一、施行規則別表第二の該當者のうち、高等、專門學校以上の學校の教職員にあつては學校長、中等學校以下の學校の教職員については地方長官、高等、專門學校以上（教員養成諸學校を含む）の學校長及び教育職員については文部次官より文部大臣に特別の審査の請求があつた場合に限り、指定撤回の特別の審査を受けることができる。

二、前項の特別の審査を受けることができる者は次に掲げるすべての事項に該當する者であることを要する。

イ、施行規則別表第一に該當しないことが明かな者であること。（例えば相當年數を経た過去において、極めて短期間職業、該當の事情が輕微であり、非常に同情される者であること。）（例えば相當年數を経た過去において、極めて短期間職業、軍人としての輕微なる經歷を有する場合等）

ハ、公職追放令（一月四日附勅令第一號）に該當しないものであること。

三、別表第二該當者に關する指定撤回の特別審査は前記の通り、學校長、地方長官又は文部次官が特別にその必要があると認めて、文部大臣に審査を請求するのであつて、本人が文部大臣に直接審査を請求するものではない。學校長、地方長官又は文部次官の特別の審査の請求には、請求理由書、理由書に記載された事實に關する參考資料、指定書寫及び調査表等

を添附することを要する。

發適一三號の別紙 (一)

昭和二十一年 文部省令 第一號の一部を次のように改正する

開
農林省令
運輸省令

昭和二十二年一月三十一日
共同省令 第一號

第一條第一項中「審査委員會の審査判定に従つてこれを行ふ。」を「審査委員會の審査判定に従つてこれを行い、別表第二による指定は、審査委員會にかけないでこれを行うか、文部大臣が特に必要と認めた場合には、審査委員會の審査に付しその判定に従つて別表第一による指定を撤回することができる。」に改める。

附 則

この省令は公布の日からこれを施行する。

教職員の適格審査をする委員會に關する規程の一部を次のように改正する

第二十三條の二の次に左の條文を加える。

第二十三條の三 施行規則第一條第一項但し書後段の規定による指定の撤回にあつては文部次官、學校長又は地方長官の請求に基づき中央教職員適格審査委員會の審査に付さなければならない。

附 則

この訓令は公布の日からこれを施行する。

一四、中央教職員適格審査委員會の解散と再組織について

昭和二十二年一月三十日
連合國最高司令官民間情報部指示

文部省の代表と連合國軍最高司令官民間情報部の代表との會談に於いて、文部省は中央教職員適格審査委員會を次の理由を以て解散し再組織すること、指示された。

一、民間情報部の承認を受ける前に委員會が適格と認めた者の名 漏らしたことにより、委員會は民間情報部から科された命令に故意に犯し。

二、委員會は判定により戦時中の教職員の公然たる言動を無視しかくの如き言動は教職員の眞情ではないと主張する傾向を示した。このような事實の見逃しは占領政策に反すると認められる。

中央教職員適格審査委員會の解散と再組織は出来るだけ早く完了せねばならない。

前審を覆へした事案及びその他文部省によつて必要と認められた事案はすべて再組織された委員會によつて再審査に付せられなければならない。

一五、適格者中特定の者の調査について

昭和二十二年三月三日
發適二八號文部大臣官房適格審査室長通牒

審査委員會において既に審査を終了し適格となつた者で、その者の思想、言論、行動、著書等に關し審査の際相當の論議が行われた事例について、その者の氏名及びその間の事情の詳細、議決投票の際の適否の數、その他参考となるべき事項を附し至急確實なる報告をせられたい。

右は連合國最高司令官民間情報部との協議に基き、至急調査の必要があるものであるが、尙今後右に該當するものがあつた場合もやはり報告せられたい。

補遺

一、教職員の適格審査をする委員会に關する規程改正

第二十三條の「前四條」を「第十九條及び第二十條」に改める。

附則

この訓令は昭和二十一年九月一日からこれを適用する。

昭和二十一年十二月十九日
文部省訓令第九號

昭和二十三年二月

教職員適格審査事務提要 第三集

文部大臣官房適格審査室

目次

一、教職員の除去、就職禁止等に関する政令	（政令第六十二號昭和二三、五、二二）	一
二、「教職員の除去、就職禁止及び復職等の件」施行に関する規則	（共同省令第一號昭和二三、五、二二）	三
三、教職員の適格審査をする委員会に関する規程	（文部省訓令第三號昭和二三、五、一）	八
四、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令	（勅令第一號昭和二三、一、四）	二二
五、昭和二十二年勅令第一號施行に関する件	（閣令、内務省令第一號昭和二三、一、四）	二七
六、教職員の除去、就職禁止等に関する勅令及びその施行規則並びに審査委員会の規程の改正について	（適格審査室長通知昭和二三、五、二二）	至
七、公民館の役員の審査について	（適格審査室長通知昭和二三、六、一）	至
八、教職員適格審査の規程における別表第一第一〇項に掲げるもの以外の神職養成を目的とする學校について	（適格審査室長通知昭和二三、六、一）	至
九、教職員適格審査の資料について	（適格審査室長通知昭和二三、六、一）	至
一〇、教職員の除去に関する報告について	（適格審査室長通知昭和二三、六、一）	至
一一、適格審査の状況報告について（二）	（適格審査室長通知昭和二三、六、一）	至
一二、大日本武徳會役員及び言論出版關係者について	（適格審査室長通知昭和二三、九、五）	至
一三、適格審査の状況報告について	（適格審査室長通知昭和二三、九、一〇）	至
一四、第三審の請求について	（適格審査室長通知昭和二三、九、一六）	至
一五、教職員適格審査適用の範圍擴張について	（適格審査室長通知昭和二三、九、二六）	至
一六、教職員の新規採用について	（適格審査室長通知昭和二三、一〇、一六）	至
一七、原審差戻について	（適格審査室長通知昭和二三、一〇、一六）	至
一八、教職員適格審査に関する施行規則並びに委員会に関する規定の改正について	（適格審査室長通知昭和二三、一二、一八）	至

- 一九、適格審査状況報告について……………（適格審査室長通知昭和二三、一、九）………六九
- 二〇、教職不適格の判定を受け第二審又は第三審を請求中の者の他の官公職への就職について……………（適格審査室長通知昭和二三、一、九）………七〇
- 二一、職業陸海軍職員の特免について……………（適格審査室長通知昭和二三、一、一二）………七一
- 二二、教職不適格者の指定及び教職適格確認書の交付について……………（適格審査室長通知昭和二三、一、一二）………七二
- 二三、大日本武徳會役員及び言論出版関係者の教職適格審査について……………（適格審査室長通知昭和二三、一、一六）………七三
- 二四、教職員適格審査における海軍學徒兵の取扱について……………（適格審査室長通知昭和二三、一、一六）………七四
- 二五、朝鮮人の學校の職員の適格審査について……………（適格審査室長通知昭和二三、一、二六）………七五
- 二六、本年度に卒業する教員養成諸學校生徒の教職適格審査について……………（適格審査室長通知昭和二三、二、二六）………七六

補 遺

- 一、占領目的に有害な行為に對する處罰等に關する勅令……………（勅令第三百十一號昭和二一、六、一一）………七七
- 二、不適格者の文部省關係團體への就職禁止及び罷免について……………（適格審査室長通知昭和二一、九、二七）………七八
- 三、適格者中特定の者の調査について……………（適格審査室長通知昭和二三、三、七）………七九
- 四、教職員の適格審査について……………（適格審査室長通知昭和二三、六、五）………八〇
- 五、原審差戻について……………（適格審査室長通知昭和二三、七、二）………八一
- 六、二級官及び二級官待遇の官吏の審査に關する件……………（總理府官房調査課長通知昭和二三、七、三〇）………八二
- 七、教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件……………（適格審査室長通知昭和二一、一〇、二二）………八三
- 八、學校後援會父兄會又はこれに類似する團體に關する件……………（學校教育局長通知昭和二三、六、三〇）………八四

一、教職員の除去、就職禁止等に關する政令

政令第六十二號 昭和二十二年五月二十一日

- 第一條 昭和二十年十月二十二日附連合國最高司令官署名日本教育制度に關する管理政策に關する件及び同月三十日附教員及び教育關係官の調査、除外及び認可に關する件（以下教職に關する覺悟という）に基く教職員の除去、就職禁止等についてはこの政令の定めるところによる。
- 第二條 この政令において教職とは、官立、公立又は私立の學校の教員その他の職員、教育關係官公吏及び教育に關する法人の役員の職であつて、主務大臣の指定するものをいう。
- 第三條 教職に關する覺悟に掲げる職業軍人、著名な軍國主義者若しくは極端な國家主義者又は連合軍の日本占領の目的及び政策に對する著名な反對者に該當する者としての指定を受けた者（以下教職不適格者という）が教職に在るときは、これを教職から去らしめるものとする。教職不適格者は、あらたに教職に就くことができない。
- 第四條 教職不適格者としての指定は、主務大臣又は都道府縣知事が、別に定めぬ教職員適格審査委員會の審査の結果に基いて、これを行う。
- 第五條 公私の恩給、年金その他の手當又は利益を現に受けている者又は受ける資格のある者が、教職不適格者として教職を去らしめられたときは、その者は、教職不適格者としての指定を受けた日から、その權利又は資格を失ふ。
- 第六條 各職は、主務大臣の定めるところにより、第四條の指定に關して、必要な調査表を徴しなければならない。
- 第七條 教職を去らしめられた教職不適格者は、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署その他の團體の職務の場所に出入してはならない。但し、正當の事由がある場合は、この限りでない。
- 第八條 左の各號の一に該當する者は、これを三年以下の懲役若しくは禁錮又は一萬五千圓以下の罰金に處する。
- 一、第三條第二項の規定に違反して、故意に教職に就き、又は就かしめた者

二、第六條の調査表の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は事實をかくした記載をした者
三、第六條の調査表を徴されて、これを提出しない者

附 則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年五月七日以後、教職を去つた者が、その以後において、教職不適格者となつた場合は、第五條の規定の適用に
つては、その者は、教職不適格者として教職から去らしめられたものとみなす。

この政令施行以前に、教職不適格者として指定せられた者は、この政令によつて、指定せられたものとみなす。

この政令施行以前に、昭和二十一年

閣 令
文部省令
農林省令
運輸省令

第一號別表第二の範圍に該當し、教職不適格者として指定された者のうち、

主務大臣が、特に必要があると認めた者については、第四條の教職員適格審査委員會の審査に付し、その判定に基き、當該指
定を解除することかできる。

前項の規定により、指定を解除された者は、公私の恩給、年金その他の手當又は利益を受ける權利又は資格を失わなかつた
ものとみなす。

第四條の教職員適格審査委員會の審査は、當分の間、文部大臣の定めるところによつて設置された従前の審査委員會におい
てこれを行う。

政令第六十二號 閣議附帯決議

教職不適格者に対する恩給等の措置に関する件

主務大臣は第五條第二項の規定による免除をするに當つては、内閣總理大臣に協議を行い、取扱方針に不均衡なからしめる
こと。

二、「教職員の除去、就職禁止及び復職等の件」施行に関する規則

改 正

文部、外務、司法、逓信、厚生、内務、大蔵、運輸、農林省令
第一號、昭和二十二年五月二十一日
文部省令、昭和二十二年六月十六日
文部省令、昭和二十二年九月十六日
文部省令、昭和二十二年十二月十八日
文部省令、昭和二十二年十二月十八日

第一條 昭和二十二年政令第六十二號（昭和二十年勅令第五百四十二號「ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件」
に基く教職員の除去及び就職禁止等に関する政令）（以下令という）第四條の規定による委員會の審査は、別表第一を判定
標準として、これを行うものとする。

令第四條の規定による指定は、本人に對する通知によつて、これを行う。

前項の通知は、大學（従前の規定による大學、高等學校、專門學校、教員養成諸學校を含む。以下同様とする）の教員その
他の職員、教育關係の官吏、（都道府縣の三級の市員及び市市員を除く。以下同様とする）及び教育に関する法人
（幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準ずる學校等「従前の規定による青年學校、中學校、高等女學校、實業學
校、盲學校、聾啞學校、各種學校及び國立少年教護院以外の少年教護院を含む。以下同様とする」の設置者、又はこれらの
學校を經營する法人を除く）の役員、並びに國立圖書館、國立博物館（分館を含む。以下同様とする）東京科學博物館の館長
及び職員については文部大臣が、幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準ずる學校等の教員その他の職員と、都道
府縣の三級の市員及び市市員並びに幼稚園、小學校、中學校、高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校
を經營する法人の役員、並びに公民館の館長、委員又はこれらに準ずる役員と、圖書館、博物館、美術館等の館長及び職員（國
立圖書館、國立博物館、東京科學博物館の館長及び職員を除く。以下同様とする）と、圖書館、博物館、美術館等の設置者又
はこれらを經營する法人の役員については都道府縣知事がこれを行う。

第二條 令第二條の、私立の學校の教員その他の職員、又は教育に関する法人の役員の職にある者が、教職不適格者として指
定を受けたときは文部大臣が、これを解職又は解任することができる。

第三條 令第二條の學校の教員その他の職員、教育關係、官吏及び教育に関する法人の役員の職は、別表第二による。

第四條 公私の恩給、年金その他の手當若しくは利益を受ける権利又は資格のある者で、令第五條第一項の規定の適用を受けるものについては、文部大臣又は都道府県知事は、第一條第二項に規定する通知をする場合において、これらの給與をする者に對して、併せてその旨を通知しなければならない。

令第五條第二項の規定による同條第一項の免除は、主務大臣が、審査委員會の審査判定の結果に基いて、これを行う。

第五條 令第六條の規定による調査表は、昭和二十二年閣令・内務省令第一號別記様式（一）により、（但し文部大臣の特に定めるものに關してはこの限りでない）大學の教員その他の職員、教育關係の官公吏及び教育に關する法人（幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の教職員と、都道府縣の三級の吏員及び市吏員並びに幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者、又はこれらの學校を經營する法人の役員並びに公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員と、圖書館・博物館・美術館等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員並びに公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員と、圖書事が務めたもののうち一通は、文部大臣に送付しなければならない。

第六條 文部大臣又は都道府県知事は、審査委員會の審査の結果、教職不適格者でないことを確認したときは、その者に對し、その申請があつたときは、別記様式の教職適格確認書を交付する。

第七條 第一條・第二條・第四條・第五條及び第六條の規定において、文部大臣とあるのは、逓信講習所・無線電信講習所及び逓信青年學校にあつては逓信大臣とし、水産講習所にあつては農林大臣とし、鐵道講習所・鐵道局工機部技能者養成所・鐵道青年學校・海務學院・高等商船學校・海技專門學院・航海訓練所・商船學校・海員養成所・燈臺官吏養成所・水路部技術官養成所・中央氣象臺附屬氣象技術官養成所の教員その他の職員、及び運輸省の教育關係の官吏にあつては、運輸大臣とし、外務官吏研修所にあつては外務大臣とし、司法研修所及び刑務官練習所にあつては司法大臣とし、稅務講習所及び高等財務講習所にあつては大藏大臣とし、少年教護關係の者、特設中等教員養成所及び特設國民學校訓練養成所にあつては厚生大臣とし、警察學校・警察練習所及び消防練習所にあつては内務大臣とする。

附則

この省令は公布の日から、これを施行する。

別表第一

一、講義、講演、著述、論文等言論その他の行動によつて左の各號の一に當る者。

1、侵略主義若しくは好戰的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者、並びに學說をもつて大亞細亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策及び滿洲事變・支那事變又は今次の戦争に、理念的基礎を與えた者

2、獨裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全體主義を鼓吹した者。

3、人種的理由によつて、他人を迫害し、又は排斥した者。

4、民族的優越感を鼓吹する目的で、神道思想を宣傳した者、その思想又は宗教を理由として、迫害又は自由主義・反軍國主義等の思想を持つ者、又はいづれかの宗教を信する者を、その思想又は宗教を理由として、迫害又は排斥した者。

6、右の各號のいずれにも當らないが、軍國主義若しくは極端な國家主義を鼓吹した者、又はそのような傾向に迎合して、教育者としての思想的節操を缺くに至つた者。

二、ナチ政權若しくはファシスト政權又はその機關の顧問・囑託等、又は軍國主義的あるいは極端な國家主義的團體と特別の關係を持ち、その政策を行うことに協力した者。

三、行爲あるいは義務の不履行により、連合國軍の日本占領の目的と政策に反對の態度を公表し、又は右の目的と政策に反對させるために他人を指導した者。

四、官公吏であつて、その職務を行うにあたり宗教を迫害し、又は弾壓した者。

五、軍國主義的又は極端な國家主義的意圖をもつて、教科用圖書又は教育に關する刊行物の編集に當つた者。

六、昭和三年一月一日以降において、日本軍によつて占領された連合國の領土内で日本軍の援助の下に、學問上の探検あるいは探検事業を指揮し又はこれに参加した者。

七、連合國最高司令官によつて、個人的に罷免の指令を受けた者。

八、昭和二十一年一月四日付連合國最高司令官覺書「公務従事に適しない者の公職よりの除去に關する件附屬書A號」に該當する者及びその他すべての職業軍人。

九、職業軍人ではないが、十年以上本業として陸軍又は海軍に勤務した者。

但し陸軍又は海軍の諸學校に勤務した文官である教官は、この限りではない。

一〇、昭和十二年七月七日以降次に掲げる學校又は教育施設を卒業した者、又は次に掲げる學校の教職にあり、その學校の教育方針に對し責任ある者であつて、現在退職してゐて、あらたに教職に就こうとする者。

但しその後次に掲げる學校又は教育施設以外の大學高等專門學校又はこれと同等以上の學校を卒業した者は、この限りではない。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1 東京農林專門學校拓殖科 | 2 盛岡農林專門學校附設第一拓殖訓練所 |
| 3 三重農林專門學校附設第二拓殖訓練所 | 4 宮崎農林專門學校附設第三拓殖訓練所 |
| 5 拓殖大學商學部拓殖學科 | 6 拓殖專門學校開拓科及び司政科 |
| 7 福岡市立拓殖專門學校拓殖科及び拓殖土木科 | 8 興亞專門學校本科及び專修科 |
| 9 明治大學專門部興亞科 | 10 日本大學專門部拓殖科 |
| 11 東京農業大學專門部拓殖科 | 12 前十一號以外の拓殖關係の學校 |
| 13 東亞同文書院（學部及び附屬專門部を含む） | 14 滿洲の建國大學 |
| 15 興亞練成所 | 16 興南練成院第三部 |
| 17 滿蒙開拓指導員養成所 | 18 神宮皇學館大學祭祀專攻科 |
| 19 神宮皇學館大學附屬專門部 | 20 國學院大學專門部附屬神道部 |
| 21 前三號以外の神職養成を目的とする學校 | |
- 一、昭和十二年七月七日から昭和二十年九月二日までの間に、次に掲げる官職に、通じて二年以上在職した者。
- 1 内務省警保局の勅任官及び奏任官
 - 2 文部省思想局又は教學局關係の事務に従事した勅任官及び奏任官
 - 3 國民精神文化研究所、國民練成所、教學練成所、興亞練成所、興南練成院及び大東亞練成院の勅任官及び奏任官
 - 4 情報局の總裁、勅任官及び奏任官
 - 5 特別高等警察關係官吏

6 思想檢察又は保護觀察、豫防抱禁關係官吏

二、次のやうな關係のいすれかに對し、時期を問はず次のやうな關係のあつた者。

1 創立者、役員又は理事であつた者

2 要職を占めた者

3 すべての刊行物又は機關誌紙の編集者

4 自發的に多くの寄附（寄附した金額又は財産の價格が絕對的に多いか又は本人の財産に比べて多いもの）をした者

昭和二十一年勅令第一號第二條及び第四條の規定による團體

原理日本社 日本學生協會 朱光會 全國大學教授聯盟 日本法理研究會 七生社

別表第二

學校の教員その他の職員、教育關係官吏及び教育に關する法人の役員の職は次のようである。

一、官立、公立及び私立の學校（通信講習所・無線電信講習所・通信青年學校・水産講習所・鐵道講習所・鐵道局工機部技能者養成所・鐵道青年學校・海務學院・海技專門學院・航海訓練所・海員養成所・燈臺官吏養成所・水路部技術官養成所・中央氣象臺附屬氣象技術官養成所・地方刑務官練習所・少年教護院・特設中等教員養成所・特設國民學校訓導養成所・警察學校・警察練習所及び消防練習所を含む。以下同様とする）の校長及び教員の職。

二、官立又は公立の學校で、通常三級官以上の職員を占める職、並びに私立の學校の職員であつて三級官以上に相當するもの占める職。

三、文部省及び教育研究所の官吏、並びに運輸省における教育主管課長・教育主管課關係官、外務官吏研修所・司法研修所・中央刑務官練習所・稅務講習所・高等財務講習所の教職員、及び厚生省の教護官であつて、通常三級官以上の者の占める職。

四、東京都教育局の局長と各課長及び道府縣教育局長（教育民生部が設けられてゐる府縣においては教育民生部長）都道府縣の教育主管課の課長（社會教育を含む）及びその課で通常三級吏員以上の者の占める職。

五、市の教育主管部課の長及びその課で通常吏員以上の者の占める職。

六、學校の設置者又は學校を経営する法人の役員（少年教護院の設置者又は少年教護院を経営する法人の役員を除く）日本教育會及びその組織團體の主要な役員、職員及び大日本育英會の役員の職。

七、圖書館・博物館・美術館等の館長及び通常三級官以上の職員、又はこれに相當するものの占める職、並びに圖書館・博物館・美術館等の設置者又はそれらを經營する法人の役員の職

別記様式第 號

教職適格確認書

住所
氏名

生年月日

右の者は、昭和二十二年政令第六十二號第六條の規定によつて提出した書面を審査したところ、昭和二十年十月二十二日付連合國最高司令官覺書日本教育制度に關する管理政策、同月三十日付同覺書教員及び教育關係官の調査・除外、認可に關する件に掲げてある條項に當らない者であることを確認する

年 月 日

主 務 大 臣 (印)

備考

この教職適格確認書は、本人の提出したところの昭和二十二年政令第六十二號第六條の規定による書面にいつわりのことを書いてあつたり、又は書かねばならないことを書いてなかつたときは、その効力はない。

尚頭書の者は昭和 年 月 日 教職適格審査委員会において適格と判定されたものである。

三、教職員の適格審査をする委員会に關する規程

改正

文部省訓令、第三號、昭和二十二年五月一日
文部省訓令、第五號、昭和二十二年五月二十一日
文部省訓令、第七號、昭和二十二年六月十一日
文部省訓令、第十一號、昭和二十二年九月十六日
文部省訓令、第十一號、昭和二十二年十二月十八日

第一條 教職員の適格審査をする委員会(以下審査委員会という)はこれを分け、都道府縣教職員適格審査委員会、大學教職員適格審査委員会、教職員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会とする。

都道府縣教職員適格審査委員会は、都道府縣知事が設け、都道府縣内の幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等(從前の規定による青年學校、中學校、高等女學校、實業學校、盲學校、聾啞學校、各種學校及び國立少年教護院以外の少年教護院を含める。以下同様とする)の教職員と、都道府縣の三級吏員及び市市員並びに幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員並びに「教職員の除去及び就職禁止等」に關する政令の施行に關する規則(以下施行規則という)別表第二の第七項、第八項の一(帝國圖書館・國立博物館(分館を含む。以下同様とする))、東京科學博物館を除く)に當る者を、大學教職員適格審査委員会は、大學總長又は大學長が大學別に設け、その大學の教員を、教職員適格審査委員会は、大學(從前の規定による大學・高等學校・專門學校・教員養成諸學校を含む。以下同様とする)の校長と、大學の三級官以上の職員又はこれに相當する職員と、從前の規定による高等學校・專門學校・教員養成諸學校の教員及び施行規則別表第二の第三項乃至第六項の各項の一(都道府縣の三級の吏員及び市市員と、幼稚園・小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員を除く)に當る者と、帝國圖書館・國立博物館・東京科學博物館の館長及び職員を、中央教職員適格審査委員会は、施行規則別表第二の各項の一に當る者を、それぞれ審査する。

都道府縣教職員適格審査委員会、教職員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会は前項に規定する者の施行規則別表第二に規定する文部省所管以外の教育施設及びその所管官廳の教職員を審査することができる。

第二條 都道府縣教職員適格審査委員会は、都道府縣知事が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の五名の委員中一名は都道府縣教育關係職員、一名は學校長、一名は學校長以外の教員とする。

前條第三項の規定による審査の場合は臨時委員を置くことができる臨時委員は關係各廳の官吏の中から一名を地方長官が委嘱する。

第三條 大學教職員適格審査委員会は、大學總長又は大學長が委嘱する五名の審査委員で組織する。

前項の場合學部を有する大學の審査委員は、なるべく各學部を代表するよう組織されなければならない。

第四條 教職員適格審査委員会は、文部大臣が委嘱する七名の審査委員で組織する。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から一名を文部大臣が委嘱する。

第五條 中央教職員適格審査委員会は、文部大臣が委嘱する二十一名の審査委員で組織する。

第一條第三項に規定する審査の場合は臨時委員を置くことができる。

臨時委員は關係各廳の官吏の中から二名以内を文部大臣が委嘱する。

第六條 審査委員会に幹事、書記若干名を置くことができる。

第七條 審査委員会を設置したときは、設置者は審査委員の名簿と各委員の調査表を添え直ちに文部大臣にその旨を報告しなければならぬ。委員を補充したときも同様である。

第八條 各審査委員会の委員の任期は一年とする。但し再任はさまたげない。

第九條 文部大臣が審査委員会の組織を不適当であると認めるときは、審査委員の全部又は一部の變更を命ずることができる。

第十條 各審査委員会は設置者が招集する。

第十一條 各審査委員会の委員長は、審査委員の互選によつて定める。審査委員会に副委員長を置くことができる。

第十二條 審査委員会の審査は、非公開とし原則として書面とする。但し審査に付せられた者、又は再審査の請求をした者を審査委員会に出頭させ、事實の陳述をさせても差支へない。

第十三條 審査委員会が必要と認めるときは現地について事實を調査し、その他の資料を集めることができる。

第十四條 審査委員会に招いて事實の陳述をさせることができる。

第十五條 審査委員会の審査判定は審査委員の過半数でこれを決する。但し可否が同数のときは審査委員長がきめるところによる。

第十六條 審査委員会の審査判定は審査委員の過半数でこれを決する。但し可否が同数のときは審査委員長がきめるところによる。

表決は無記名投票による。

第十五條 審査委員会の審査判定の結果を、都道府県教職員適格審査委員長は文部大臣と地方長官に、大學教職員適格審査委員長は、教職員適格審査委員長、中央教職員適格審査委員長は文部大臣に、それぞれ知らせなければならない。

第十六條 審査委員長は審査委員会に於て不適格の判定をした場合には前條の通知をすると共に、これを不適格の判定を受けた者に知らせなければならない。

尚通知をするに當り判定理由を詳述し、該當條項を知らせなければならない。

第十七條 審査委員会の設置者は、次に掲げる書類を整備し保管しなければならない。

一、調査表

二、審査記録

三、適格者名簿

四、不適格者名簿

五、其の他審査に關する一件の書類

第十八條 都道府県教職員適格審査委員会、大學教職員適格審査委員会又は教職員適格審査委員会に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求することができる。

第十九條 中央教職員適格審査委員会に於て不適格の判定を受け、その判定に不服がある者は、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めるときは、適格と判定することができる。

第二十條 都道府県教職員適格審査委員会、大學教職員適格審査委員会又は教職員適格審査委員会の判定について、文部次官又は地方長官が不當と認めるときは、中央教職員適格審査委員会に再審査を請求することができる。

第二十一條 中央教職員適格審査委員会の判定について、文部次官又は都道府県知事が不當と認めるときは、文部大臣に特別の審査を請求することができる。

前項の場合、文部大臣がその判定を不當と認めるときは、適格又は不適格と判定することができる。

第二十二條 第十八條及第十九條の再審査又は特別の審査の請求は、第十六條の通知を受けた日から三週間以内にしなければならない。

第二十三條 文部大臣が特に必要と認めるときは、各審査委員会に、既に審査を終了した者の再審査を命ずることができる。

第二十四條 中央教職員適格審査委員会が、同委員会に再審査を請求して來た者について、特に必要と認めるときは、原審査委員会に、その者の再審査を命ずるよう文部大臣に請求することができる。

第二十四條の二 文部大臣が、教職不適格者の恩給等を受ける権利又は資格の喪失についての免除をしようとする場合には、中央教職員適格審査委員会の審査に付さなければならない。

第二十五條 昭和二十二年政令第六十二號附則第四項の規定による指定の解除にあつては文部次官、學校長又は地方長官の請求に基づき中央教職員適格審査委員会の審査に付さなければならない。

第二十六條 都道府縣教職員適格審査委員会、大學教職員適格審査委員会、又は教職員適格審査委員会に於て不適格の判定を受けた者が、中央教職員適格審査委員会に再審査の、又は文部大臣に特別の審査を請求したときは、その審査が確定する迄職務の執行を停止される。

第二十七條 各審査委員会の審査委員その他の関係者は、昭和二十一年勅令第二百六十三號の施行について、その精神並びに條文を良心に従ひ公正に行う個人的責任を負う。

附 則

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十一年勅令第二百六十三號に基き審査委員会に關する規程により設置された學校集團教職員適格審査委員会に於て判定を受けた者の、再審査及び特別の審査については、この訓令の第十八條、第二十條及び第二十三條の規定を準用する。

この訓令を施行した後、都道府縣教職員適格審査委員会、大學教職員適格審査委員会及び中央教職員適格審査委員会というときは、従前の規程により設置された教職員適格審査委員会及び學校集團適格審査委員会を含むものとする。又教職員適格審査委員会というときは、従前の規程により設置された教職員適格審査委員会及び學校集團適格審査委員会を含むものとする。

四、公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令

改正

勅令第一號昭和二十二年一月四日
昭和二十一年三月二十二日勅令第七號
昭和二十二年七月二日政令第一一九號
昭和二十二年十一月七日政令第二三七號

第一條 昭和二十一年一月四日附連合國最高司令官覺書公務從事に遇しない者の公職からの除去に關する件（同覺書の解釋として同日後補足された同覺書の適用の範圍及びその基準を含む。以下覺書という）に基き公職に關する就職禁止、退職等に

つては、この勅令の定めるところによる。

第二條 この勅令において公職とは、國會の議員、官廳の職員、地方公共團體の職員及び議會の議員並びに特定の會社、協會、報道機關その他の團體の特定の職員の職等をいい、これを主要公職と普通公職に分ける。

主要公職及び普通公職は、内閣總理大臣がこれを指定する。

第三條 覺書に掲げる條項に該當する者が現に公職に在るときは、主要公職に在る者は、これを退職させるものとし、又、普通公職に在る者はこれを退職させることがあるものとする。

覺書に掲げる條項に該當する者としての指定を受けた者（以下覺書該當者という。）で公職に在るものが、覺書該當者としての指定又は公職の指定があつた日から二十日以内にその職を去らない場合には、他の法令にかかわらず、その者は二十一日目において、その職を失う。但し、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、特に必要があると認めるときは、三十日まで、その者をその職に留まらせることができる。

覺書該當者は、主要公職たると普通公職たるを問はず、あらたにすべての公職に就くことができない。覺書該當者について余人を以て代えることが困難な事情があるときは、前三項の規定にかかわらず、内閣總理大臣の定めるところにより、期限を限つて、その者を主要公職又は普通公職に留め又は就かせることができる。

覺書該當者で前項の規定により公職に留まり又は就くことを認められたものは、その公職に在る間は、その公職に關する限り、これを覺書該當者でないものとみなす。

第四條 覺書該當者としての指定は、公職に在る者又は公職に就こうとする者については、内閣總理大臣の定める公職の區分に従い、内閣總理大臣又は都道府縣知事が公職適否審査委員会の審査の結果に基いて、これを行う。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前項に規定する者以外の者で覺書に掲げる條項に該當することが明らかであると認められるものについては、内閣總理大臣の定めるところにより、公職適否審査委員会の審査の結果に基いて覺書該當者としての指定を行うことができる。

第五條 公私の恩給、年金その他の手當又は利益を現に受ける者又は受ける資格のある者が、覺書該當者として退職し又はその職を失つたときは、その者はその覺書該當者としての指定を受けた時からその権利又は資格を失う。

内閣總理大臣は、前項に規定する者について、特殊の事情があると認めた場合においては、その定めるところにより、前項の規定の適用を免除することができる。

第六條 覺書該當者は、公選による公職については、その候補者となることができなす。公選による公職の候補者について、第四條の指定があつたときは、その者は、當該候補者たることを辭したものとなす。

第七條 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第四條の指定に關して、内閣總理大臣の定めるところにより、調査表を徴しなればならない。

前項の規定により徴した調査表は、直ちにこれを關係公職適否審査委員會に送付しなければならぬ。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、關係公職適否審査委員會の要求に應じ、關係者をして委員會に對して資料を提出させ又は事實を説明させることができる。

第七條之二 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、内閣總理大臣の定めるところにより、明確な證據により覺書に掲げる條項に該當するものと認める者については、前條第一項の調査表を徴しないで、公職適否審査委員會の審査の結果に基いて、覺書に掲げる條項に該當する者としての假の指定（以下假指定という）を行うことができる。

前項の場合において、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、明確な證據となるべき事實を記載した誓類を關係公職適否審査委員會に送付しなければならぬ。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第一項の假指定に關して必要があると認めるときは、關係者をして資料を提出させ又は事實を説明させることができる。

第七條之三 前條第一項の規定による假指定を受けた者は、その假指定に係る證據に誤があると認めるときは、假指定があつた日から三十日以内に、第七條第一項の調査表を添え、假指定をした内閣總理大臣又は都道府縣知事に對して異議申立書を提出することができる。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前項の規定により異議の申立があつたときは、關係書類を直ちに關係公職適否審査委員會に送付しなければならぬ。

前項の場合において、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、關係公職適否審査委員會の審査の結果に基いて、覺書該當者としての指定又は覺書に掲げる條項に該當しない旨の確證をしなければならぬ。

前條第一項の規定により假指定を受けた者は、第一項の規定による異議の申立をしない場合においては、假指定のあつた日から三十一日において、第四條の指定を受けたものとみなす。

第八條 公選による公職の候補者について届出又は推薦届出を必要とする場合においては、その届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙長その他これに準ずる者に對し、候補者となるべき者が覺書該當者でないことを證明する確證書の寫を、併せて提出しなければならぬ。

前項の規定する確證書は、内閣總理大臣の定めるところにより、本人の調査表に關する公職適否審査委員會の審査に基いて、内閣總理大臣又は都道府縣知事がこれを交付する。

第九條 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、公職適否審査委員會の審査の結果に基いて、覺書該當者としての指定をし又は確證書を交付したときは、直ちにこれを公表しなければならぬ。

第十條 覺書該當者の三親等内の親族及び配偶者は、覺書該當者の指定があつた日から十年間は、覺書該當者が覺書該當者として退職した公職（公職に在つた者が退職後、又、主要公職に就こうとした者が就職前、當該公職について覺書該當者としての指定を受けたときは、それぞれその職）に就くことができない。又、その覺書該當者の支配力を行つてはならない。

前項の規定は、公選による公職については、これを適用しない。

第十一條 公職に在る者は、その職務の執行又は政治上の活動に關し、覺書該當者の指示若しくは勸奨を受けその他覺書該當者と意思を通じ、又は覺書該當者から利益を受け、覺書該當者に代つてその支配の繼續を實現するようた行爲をしてはならない。

公職に在る者が前項の規定の違反事件に關し起訴されたときは、他の法令にかかわらず、その者は、その事件が裁判所にかかつている間、その職務の執行をすることができない。この場合において、法令に休職又は停職の定めのある職にある者は、起訴と同時に休職又は停職を命ぜられたものとみなす。

第十二條 覺書該當者は、公職に在る者に對し、その職務の執行又は政治上の活動に關し、指示若しくは勸奨をしその他公職に在る者と意思を通じ、又はこれに利益を供與し、公職に在る者をして覺書該當者に代つてその支配の繼續を實現するようた行爲をさせてはならない。

昭和二十二年勅令第二號（公職に關する就業禁止、退職等に關する勅令以下令という）第四條の規定により、覺書該當者として指定をすべき基準は別表第一の通りとする。

昭和二十二年十一月二十五日	昭和一	昭和二	昭和三	昭和四	昭和五	昭和六	昭和七	昭和八	昭和九	昭和十	昭和十一	昭和十二	昭和十三	昭和十四	昭和十五	昭和十六	昭和十七	昭和十八	昭和十九	昭和二十	昭和二十一年	昭和二十二年
十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日	十一月二十五日
昭和一	昭和二	昭和三	昭和四	昭和五	昭和六	昭和七	昭和八	昭和九	昭和十	昭和十一	昭和十二	昭和十三	昭和十四	昭和十五	昭和十六	昭和十七	昭和十八	昭和十九	昭和二十	昭和二十一年	昭和二十二年	
昭和一	昭和二	昭和三	昭和四	昭和五	昭和六	昭和七	昭和八	昭和九	昭和十	昭和十一	昭和十二	昭和十三	昭和十四	昭和十五	昭和十六	昭和十七	昭和十八	昭和十九	昭和二十	昭和二十一年	昭和二十二年	

第一條 昭和二十二年勅令第二號（公職に關する就業禁止、退職等に關する勅令以下令という）第四條の規定により、覺書該當者として指定をすべき基準は別表第一の通りとする。

第二條 令第二條第二項の規定により主要公職及び普通公職を別表第二の通り指定する。但し、役職名の明記してない職については公職の指定は、當該地方公共團體、會社、協會、報道機關その他の團體に對する通知でこれを行う。

第三條 令第三條第四項の規定により覺書該當者を主要公職又は普通公職に留め又は就かせることのできるのは覺書第八項又は第九項但書に該當する場合に限る。

第四條 令第四條の規定により内閣總理大臣又は都道府縣知事が覺書該當者としての指定をすべき公職の區分は別表第三の通りとする。

令第七條の二第二項の規定により都道府縣知事が假指定をすべき者の範圍は、別表第四の通りとする。

第五條 令第四條の規定による指定又は令第七條の二第二項の假指定は本人に對する通知でこれを行う。但し、住所を知るこゝとができない者及び昭和二十一年内務省令第五十號（正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願候補將校であつた者の調査に關する省令）第一條の規定による正規陸海軍將校又は陸軍特別志願候補將校であつた旨の申告をした者については、令第七條の二第二項の假指定は、有報に掲載して、これを行う。

内閣總理大臣又は都道府縣知事が前項の指定の通知をする場合においては、公選による公職の候補者に關するものについては關係選舉管理委員會その他これに準ずる者に對して併せてその旨を通知する。

第六條 公私の恩給、年金その他の手當若しくは利益を受ける権利又は資格のある者で令第五條第一項の規定の適用を受けるものについては、内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第一項に規定する通知をする場合において、これらの給與をする者に對して、併せて、その旨を通知しなければならない。

令第五條第二項の規定により同條第一項の規定の適用の免除をする場合においては内閣總理大臣は本人及び前項の給與をする者に對しその旨を通知しなければならない。

第七條 令第七條第一項の調査表は別記様式（一）により、内閣總理大臣にあつては二通これを徴しなければならぬ。都道府縣知事は、必要があるものと認めるものについては調査表を更に三通徴することができる。

令第七條の三第一項の規定により呈請申立書に添へて提出すべき調査表は、これを三通とする。

前項の調査表は、確認書を有するものについては、その寫一通を以てこれに代えることができる。但し別表第三により内閣總理大臣が指定すべき公職に關しては、都道府縣知事が交付した確認書を以てこれに代えることができない。

第八條 公選による公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、別表第三により内閣總理大臣が指定すべき公職の候補者に關しては内閣總理大臣に對して、同表により都道府縣知事が指定をすべき候補者に關しては内閣總理大臣に對して、同表により都道府縣知事が指定をすべき公職の候補者に關しては關係都道府縣知事に對してその指定する期日まで候補者たるべき者が覺書に掲げる條項に該當するものでない旨の確認を求めなければならない。

前項の確認を求めようとする者は、別記様式（一）により、内閣總理大臣に對して、確認を求める場合においては、調査表四通を添へその者の住居地を管轄する都道府縣知事を経て内閣總理大臣に、都道府縣知事に對して確認を求める場合においては、調査表二通を添へ、候補者の届出又は推薦届出に係る都道府縣を管轄する都道府縣知事に、その旨を申請しなければならない。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前項の調査表を受理したときは、直ちに公職適否審査委員會の審査に附さなければならない。

内閣總理大臣又は都道府縣知事は、第二項の調査表を受理する場合において、必要があるものと認める候補者については、必要數の調査表を更に徴することができる。

第九條 内閣總理大臣又は都道府縣知事は、前條の規定による申請があつた場合においてその申請に係る者が覺書該當者でないことを確認したときは、その者に對して別記様式（二）の確認書を交付する。

第七條第一項の規定により調査表を提出して、覺書該當者でないことを確認された者は、内閣總理大臣又は 都道府縣知事に對して確認書の交付を申請することができる。

第一項又は第二項の確認書は、前二條の規定による調査表に虚偽の記載があり又は事實をかくした記載があるときは、その効力がないものとする。調査表に記載されていない事由により確認書を有する者が覺書に該着する者と認められるに至つたときも、また同様とする。

前二項の規定により都道府縣知事が交付した確認書は、別表第三により、内閣總理大臣が指定をすべき公職及びその候補者に關してはその効力がないものとする。

附 則

この命令は、公布の日から、これを施行する。但し、別表第一第四號一の改正規定中東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市（以下附則中六都市という）の支部の支部長、事務局長及び事務局各部長、六都市協力會議議長、都市（六都市を除く。以下附則中同じ）區支部の支部長及び事務局長、都市區協力會議議長、町村支部の支部長並びに町村協力會議議長に關する部分、同號二のイの改正規定中六都市の支部團長、團長、總務、本部長及び各部長並びに都市區町村支部の團長に關する部分、並びに同號四の改正規定中都道府縣支部の支部長に關する部分は、この命令施行の際従前の昭和二十一年勅令第九號第一條に規定する官職又は同令第四條に規定する職（市長を除く）に在る者で従前の規定により覺書該當者でない者としてその職に就き又はその職に留まることを認められたものについては、従前の第一條に規定する官職に在る者にあつては、昭和二十二年五月三日までの現に在る職に在る間、従前の第四條に規定する職（市長を除く）に在る者にあつては、その職に在る間は、これを適用しない。

別表第一

覺書該當者としての指定をすべき基準は、次の通りとする、

- 一 戦争犯罪人
- 二 職業陸海軍職員——陸海軍省の特別警察職員及び官吏

時期の如何を問はず左の地位の何れかを占めたことのあるすべての者

- 1 元師府、軍事參議院、大本營、參謀本部、軍令部又は最高戰爭指導會議の一員
- 2 正規陸軍將校
陸軍補充令（陸軍補充條例その他これに相當する舊法令を含む）の正規の任用規定により現役將校（従前の將校相當官を含む）に任用され將校任用の當初から陸軍武官服役令（陸軍軍人服役令、陸軍服役條例その他これに相當する舊法令を含む）による現役に服した者
- 3 陸軍特別志願豫備將校
幹部候補生、操縱候補生等から豫備將校となつた者で昭和十四年勅令第七百三十一號により志願に基いて現役に服した者
- 4 正規海軍將校
海軍武官任用令（海軍高等武官補充條例、海軍高等武官任用條例、その他これに相當する舊法令を含む）の正規任用規定（昭和十年勅令第四十六號及び舊昭和十七年勅令第五百號を含む）により現役士官又は現役特務士官に任用され士官又は特務士官任用の當初から海軍武官服役令（海軍特務士官服役令、海軍高等武官准士官服役令その他これに相當する舊法令を含む）による現役に服した者
- 5 海軍特別志願豫備將校
（イ）召集中の豫備員で海軍豫備員よりする海軍武官任用等特令（舊昭和九年勅令第七百七十三號を含む）により志願に基いて現役士官に任用された者
（ロ）召集中の豫備役の士官及び特務士官で海軍武官服役臨時特例第二條の規定により志願に基いて現役に服した者
- 6 憲兵隊、特務機關 海軍特務部又はその他の特別若しくは秘密機關又は陸海軍警察機關において又はこれと共に勤務する武官 兵又は軍屬
- 7 陸軍省（但し、昭和二十年九月二日以後に任命された者を除く）大臣、次官、政務次官、參謀官、高級副官、勅任官以上のすべての文官又は通常勅任官以上の者により占められる地位にあるすべての文官

8 海軍省(但し、昭和二十年九月二日以後に任命された者を除く)大臣、次官、政務次官、參與官、高級副官、勅任官以上のすべての文官又は通常勅任官以上の者により占められる地位に在るすべての文官

三、極端な國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の有力分子
左に掲げる團體の本部又は都道府縣郡(支廳長の管轄區域を含む。以下同じ)市區町村支部の何れかに對し、時期の如何を問はず左の關係のあつたもの者

- 1 創立者、役員又は理事であつた者
- 2 要職を占めた者
- 3 一切の刊行物又は機關誌紙の編集者
- 4 自發的に多額の寄附(寄附した金額又は財産の價額が絶對的に多額であるか又は本人の財産に比して多額なもの)をした者

(東京都) 愛國社、アジア青年社、亞細亞大陸協會、大亞細亞協會、大直會、大日本言論報國會、大日本一新會、大日本經濟聯盟、大日本勸業同志會、大日本勸業會、大日本皇道會、大日本生產黨、大日本赤誠會(大日本青年黨を含む)大亞細亞建設國民運動研究會、大東亞建設協會、大東亞協會、大東亞青年聯盟、大東亞青年隊、大東亞、同仁會、玄洋社、維新公論社、事變處理研究會、直心道場、時局協議會、海仁會、僧行社、惟神聯盟、鶴鳴社、建國會、金雞學院、勸業護國會、勸業維新同盟、勸業まことむすび、與亞細亞共進會、與亞細亞同志會、皇道黨青年聯盟、黑龍會、國際反共聯盟、國際政經學會、國策社、國粹同盟、國粹大衆黨、國體擁護聯合會、皇民實踐協會、明倫會、明倫會聯合會、御前黨、端德俱樂部、南陽會、日本思想研究會、政教社、青年亞細亞同盟、聖戰完勝會、聖戰明徵國民運動總本部、世界皇化會、神風特攻後援隊、振東黨、皇道同志會、水交社、皇國同志會、皇國運動同盟、大化會、對支同志會、天國打開期成會、天行會、東亞協會、東亞聯盟(東亞聯盟同志會及び東亞聯盟協會を含む)、東亞思想研究會、東亞新秩序研究會、東方同志會、東方會(振東社を含む)東京創生會、東南亞細亞民族解放同盟、やまとむすび(大日本黨を含む)大和俱樂部、全日本青年俱樂部、全日本國民特攻隊總本部、(北海道)北海道國民道場(京都市)大道黨、一心黨、勸業まことむすび京都府支部、至心寮(大坂府)大日本勸業會、革新青年黨、勸業まことむすび大坂府支部、國柱團、天柱黨(長崎縣)長崎創生會(新潟縣)神農黨(茨城縣)愛郷黨、愛郷會、一縣勸業運動、勸業まことむすび茨城府支部、水戸ひもろぎ黨、茨山黨、東天會(愛知縣)勸業まことむすび津島道場(長野縣)信濃ひもろぎ黨(福島縣)皇道維新黨、福島ひもろぎ黨(青森縣)東天黨、青森縣勸業青年同盟、振東黨(山形縣)小松勸業まことむすび、東光會、米澤ひもろぎ黨(富山縣)顯真黨、聖明黨、立山黨、富山青年有志會、雄志會(岡山縣)勸業まことむすび岡山府支部、中和勸業まことむすび、倉敷勸業まことむすび、岡山市勸業まことむすび、津山勸業まことむすび、和氣勸業まことむすび、八束勸業まことむすび(岐阜縣)國民生活研究所(和歌山縣)日本すめら(日本皇道黨)男健會(香川縣)香川勸業まことむすび(福岡縣)大亞拓士黨、興南青年黨(佐賀縣)佐賀縣維新同志會(熊本縣)日本觀登同志會

四、大政黨會、翼政黨會及び大日本政治會の活動における有力分子
時期の如何を問はず左の地位に在つた者

- 1 大政黨會、新體制準備委員、總裁、副總裁、常任顧問、顧問、常任秘書、總裁、中央協力會議議長、中央本部事務總長、中央本部事務局各局長及び中央訓練所長、中央本部事務局及び中央訓練所の各部長及び有力な副部長、興亞總本部の總理及び本部長、興亞總本部の各局長、興亞總本部の各部長及び有力な副部長、都道府縣支部の支部長、事務局局長及び事務局各部長、都道府縣協力會議議長、東京市、京都市、大阪市、横濱市、神戸市及び名古屋市(以下別表第一中六大都市という)の支部の支部長、事務局局長及び事務局各部長、六大市協力會議議長、郡市(六大市を除く。以下別表第一中同じ)區支部の支部長及び事務局長、郡市區協力會議議長、町村支部の支部長、町村協力會議議長
- 2 大政黨會關係團體
 - (イ) 大日本黨壯年團、團長、副團長、顧問、總務、理事、幹事、本部長、都道府縣支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長、六大市の支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長、郡市區町村支部の團長
 - (ロ) 大日本興亞同盟、總裁、總理、副總裁、常任顧問、理事長、副理事長、常務理事、理事、事務總長、事務次長、事務局各局長、地方支部長
 - (ハ) 其の他の關係團體、次の團體の中央本部に於ける總裁、副總裁、會長、副會長、理事長、副理事長及び有力な活動をした理事又は顧問、大日本産業報國會、農業報國聯盟、商業報國會、日本海運報國會、大日本青少年團、大日本婦人會、大日本勞務報國會、國防機械化協會、

- 3 翼政黨會、翼政黨結集準備會委員、總裁、顧問、常任秘書、總裁、政務調查會長、代議士會長、事務局局長、會計監

督、事務局各部長

4 大日本政治會、創立の概機に参加した者、總裁、顧問、總務、監事長、政務調査會長、總務會長、代議士會長、會計監督、各部長、都道府縣支部の支部長

5 翼賛政治體制確立協議會（地方支部を含む）構成員

6 前記1乃至5に掲げる團體の刊行物又は機關誌紙の編集者であつた者

備考 前記1乃至5の列記は團體の規約、職制等の改廢により團體又は役員の名稱に異動があつた場合においては各々これに相當するものを含むものとする。

五、日本の影響に關係した金融機關及び開發機關の役員

1 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、左の銀行又は會社等の取締役會長、總裁、社長、副總裁、副社長、取締役、理事、顧問、相談役、若しくは監査役、監事であつた者又は昭和十二年七月七日以後植民地若しくは日本軍占領地域内に在るその統轄支店若しくはこれに準ずる支店の支配人であつた者

朝鮮銀行、朝鮮金融組合聯合會、朝鮮信託株式會社、朝鮮殖産銀行、中國聯合準備銀行、中央儲備銀行、獨逸東亞銀行、外資金庫、華南銀行、樺太開發株式會社、北支那開發株式會社、滿洲中央銀行、滿洲重工業株式會社、滿洲興業銀行、滿洲殖産公社（滿洲殖産株式會社を含む）、滿洲投資證券株式會社、南滿洲鐵道株式會社、蒙疆銀行、中支那振興株式會社、南方開發金庫、南洋興發株式會社、南洋殖産株式會社、戰時金融金庫、資金融合銀行、泰國銀行、泰國國立銀行局、臺灣銀行、臺灣殖産株式會社、東洋殖産株式會社、橫濱正金銀行

その他すべての銀行、開發會社その他の機關でその主要目的が植民地若しくは日本軍占領地域内における植民及び開發に對する金融又は植民地若しくは日本軍占領地域内の財源の動員若しくは支配による軍需生産に對する金融にあつたもの

六、占領地の行政長官等

1 朝鮮 昭和十二年七月七日以後の朝鮮總督、朝鮮總督府政務總監並びに朝鮮總督府中樞院の院長、副議長、顧問及び参左の地位に在つたもの

諸

2 臺灣 昭和十二年七月七日以後の臺灣總督及び臺灣總督府總務長官

3 關東州 昭和六年九月十八日以後の關東長官滿洲國駐劄特命全權大使及び關東局長

4 南洋廳 昭和十二年七月七日以後の南洋廳長官

5 關領印度 軍政監、海軍擔當軍政地區の民政府總監及び陸軍擔當軍政地區の陸軍司政長官の最上位に在つた者

6 マライ 軍政監、陸軍軍政最高顧問及びシンガポール市長

7 佛領印度支那 昭和十六年十二月八日以後の佛印特派特命全權大使、佛印總督府總務長官事務取扱及び印度支那銀行支配人

8 ビルマ ビルマ軍政最高顧問、ビルマ政府最高顧問、勅任官又はこれに相當すべき地位に在つた者で主任級ビルマ政府顧問であつた者及びビルマ國駐劄特命全權大使

9 支那 南京政府最高顧問、勅任官又はこれに相當すべき地位に在つた者で、主任級南京政府顧問であつた者及び南京政府成立後の中華民國駐劄特命全權大使

10 滿洲國 總務廳長官、總務廳次長及び協和會中央機關役員

11 その他 蒙古聯合自治政府最高顧問及び同政府顧問フィリピン軍政最高顧問及びフィリピン國駐劄特命全權大使

光岡機長、タイ國駐劄特命全權大使

七、その他の軍國主義者及び極端な國家主義者

(一) 軍國主義的政權反對者を攻撃し又はその逮捕に寄與したすべての者

(二) 軍國主義的政權反對者に對する暴行をそのかし又は敢行したすべての者

(三) 日本の侵略計畫に關し政府において活潑且つ重要な役割を演じ又は言論著作若しくは行動により好戰的國家主義及び侵略の活潑な主唱者たることを明かにしたすべての者

備考 この號に該當する者としての指定は、個人的審査に俟たなければならないが、その審査の基準は概ね次の通りとする。

一 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、左に掲げる官職に在つた者

1 國務大臣、2 内大臣、3 樞密院議長、4 内閣書記官長、5 法制局長官、6 情報局長、7 企画院総裁、8 興亞院総裁及び同副総裁、9 對滿事務局總裁（昭和十二年七月以前に任命された者を含む）、10 検事總長、11 獨逸國及び伊太利國駐特命全權大使

二 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる地位に在つて別表第一第七號（備考を除く以下G項という）に該當すべき明瞭な事實があつた者

1 官廳關係

(一) 内閣參議、(二) 内閣顧問、(三) 樞密院副議長、(四) 情報局……次長及び各部長、(五) 企画院……次長及び各部長(六) 興亞院……總務長官、各部長及び各連絡部長官、(七) 對滿事務局……次長、(八) 各省……次官、政務次官、參事官、總局長官及び各局長、(九) 各地方總監、警視總監及び各地方軍需監理部長官

2 その他

(一) 日本銀行總裁及び同副總裁

(二) 左に掲げる銀行、會社、營團その他の法人の日本軍占領地域内における支店又は代理店の支配人又は代表者、但し第六項に掲げる者を除く。

1 別表第一第五號に該當する銀行以外の特殊銀行、2 内地に本店がある普通銀行、信託會社、貯蓄銀行、保險會社その他の金融機關、3 特殊會社、4 營團、5 統制會社、6 統制會社、7 政府、特殊銀行又は特殊會社が最大の出資者たる會社

(三) 印度支那銀行又は日佛銀行の顧問、代表者又は執行職員

(四) 日本軍占領地域内に於ける各國政府の顧問（地方機關の顧問を含む）の地位に在つた者で別表第一第五號に該當する以外のもの

註 「G項に該當する明瞭な事實」とは、例えば、

1 三國同盟、日華基本條約、日泰同盟條約等の諸條約の締結又は佛印進駐、日米開戰等に重要な役割を演じた事實、2 軍國主義反對者の弾壓に重要な役割を演じた事實、3 日本軍占領地域内における各國に對する經濟協定、借款供與に重要な役割を演じた事實、4 日本の軍事的活動に關して資金の融通又は物資生産上重要な役割を演じた事實等

をいうものとする。

三 思想檢察又は保護觀察、豫防拘禁若しくは行刑に關係のある官吏の經歷を有する者で、在職中重大事件の檢舉において演じた役割、人権蹂躪の事實、在職年限、在職當時の地位等に照してG項に該當すべきもの

註 第三號及第四號の詳細な解釋は次の通りとする。

1 特高警察又は思想檢察に従事した間において左に掲げる重要思想刑事事件の處理に當つて重要な役割を演じた者

重要思想刑事事件表

- (1) 勞農グループ事件（昭和十二年一月）
- (2) 日本無産黨事件（昭和十二年十二月）
- (3) 日本勞評事件（昭和十二年十二月）
- (4) 教授グループ事件（昭和十三年二月）
- (5) 日本共產主義者團事件（昭和十三年）
- (6) 國際共產黨事件（昭和十六年十月）
- (7) 燈台社事件（昭和十六年六月）
- (8) 日本聖公會事件（昭和十七年六月）
- (9) きよめ教會事件（昭和十七年六月）
- (10) 東洋宣教會きよめ教會事件（昭和十七年六月）
- (11) 第七日基督再臨團事件（昭和十八年十月）（第七日アドベントリスト教會事件）
- (12) その他同種の事件

2 司法部又は警察に勤務した間において何人に對してであらうと、殘酷又は虐待の行爲をしたことのある者

3 特高警察

八年間以上又は昭和十六年三月以降四年間以上に亘つて特高警察に従事した者で、その期間中において警部以上の職を占めたことのあるもの

4 思想檢察

八年間以上又は昭和十六年三月以降、四年間以上に亘つて思想検察に従事した者で、その期間中において検事以上の職を占めたことのあるもの

5 保護観察

八年間以上又は昭和十六年三月以降、四年間以上に亘つて保護観察所長又は保護官として勤務したことのある者

6 豫防拘禁

昭和十六年五月以降四年間以上に亘つて豫防拘禁所長又は指導官として勤務したことのある者

五 官吏、貴族院議員

文筆家、報道機関その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役職員、又は事業家であつた者で左に掲げるような6項に該当すべき積極的な活動をしたもの

1 官吏（第一號乃至前號に該当する者を除く）

（一）昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左に掲げる事項に係る戦時重要政策の中樞に参畫した者、但し特に短期在職の者を除く。

（二）戦争挑発、反戦思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹を目的とした宣傳情報

（三）（1）と同様の目的を持った思想言論の誘導又は統制

（四）（1）及び（2）の詳細な解釋は次の通りとする。

- 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、思想、言論、報道の取締、検閲等を行つた者で、左に掲げる地位に在つたもの、但し反證のある者を除く。
- （1）情報局 次長、部長、新聞、通信、雑誌、出版物、放送、映畫、演劇等の取締、検閲等を主管した有力課長
 - （2）内務省 次官、警保局長、圖書課長、檢閲課長
 - （3）警視廳 警視總監、特高部長、檢閲課長
 - （4）文部省 次官、教務局長、教員局長、思想局長、圖書局長、教員局、思想局及び圖書局の有力課長
 - （5）逓信省 次官、電務局長、電務局無線課長
 - （6）司法省 次官、刑事局長、思想課長
 - （7）企畫院 次長、國家總動員法の立案に對し、思想、言論、報道關係を主管した有力職員

（3）占領地各國に對する政治的指導又は經濟開發

（4）重要な戰時總動員諸計畫又は戰時統制の諸計畫

（5）第二號註に掲げる事項

（6）その他戦争指導計畫

（二）職務の内外を問はず戦争挑発、反戦思想抑壓又は獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹を目的とした顯著な言動があつたもの

2 貴族院議員

議會の内外を問はず左の一に該当する顯著な言動があつた者

（1）戦争挑発又は戦争指導

（2）反戦思想抑壓

（3）獨裁主義、ナチ的若しくはファシスト的全體主義、軍國主義又は極端な國家主義の鼓吹

3 文筆家

學者、新聞記者、同論說委員、雑誌その他の刊行物の執筆者、評論家その他の文筆家で、著述、講義、講演、論文又は新聞記事等言論その他の行動により左の各號の一に該当するもの

（1）侵略主義若しくは好戰的國家主義を鼓吹し、又はその宣傳に積極的に協力した者及び學說を以て大東亞政策、東亞新秩序その他これに類似した政策又は滿洲事變、支那事變若しくは日米戦争に理念的基礎を與えた者

（2）獨裁主義又はナチ的若しくはファシスト的全體主義を鼓吹した者

（3）日本民族が他の民族の指導者であるとの優越感を鼓吹し又はその宣傳に積極的に協力した者

（4）自由主義、反軍國主義等の思想を持つ者を迫害又は排斥した者

（5）（1）乃至（4）の何れにも該当しないが軍國主義若しくは極端な國家主義を鼓吹した者、又はそのやうな傾向迎合した者

4 新聞社、雑誌社、その他の出版社、放送機関、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關、その他報道の頒布を主宰又は統制した團體の役員

(1) 昭和十二年七月七日と昭和十六年十二月七日との間において、國の内外を問わず、3又は昭和二十一年勅令第百一號第一條第一項各號の一に該當する活動を積極的にし、且つ廣汎な影響を及ぼした新聞社、雑誌社その他の出版社、放送機關、映畫製作社、演劇興行會社その他すべての報道機關その他書籍若しくは冊子の刊行、映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施による報道の頒布を主宰した團體は、反證のない限り別表「G項該當言論報道團體」中、(イ)乃至(ニ)に掲げる會社又は團體とし、右の期間中において右の團體の左の地位に在つた者但し反證のある者を除く。

(イ) 新聞社及び通信社

會長、副會長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、専務理事、常務理事同時に社内他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事、編輯局長、主筆又は主幹、調査局長、編輯局長(専任でない二名以上の次長が在つた場合には最上位の者)論說委員長又は論說主任

その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し又は社の方針決定に有力な役割を演じた者

(ロ) 書籍、又は雑誌出版社

會長、副會長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、専務理事、常務理事同時に社内他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事編輯局長、編輯部長又は主幹、雑誌編輯長又は雑誌編輯責任者その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は社の方針決定に有力な役割を演じた者

(ハ) 映畫製作會社及び演劇興行會社

會長、副會長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、専務理事、常務理事同時に社内他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事、製作局長、藝能局長、撮影所長

その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は社の方針決定に有力な役割を演じた者

(ニ) 放送機關

總裁、副總裁、會長、副會長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、専務理事、常務理事同時に機關内の他の重要な地位を兼ねた取締役又は理事、總務局長、業務局長、業務局長次長(専任でない二名以上の次長が在つた場合に

は最上位の者)

その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は機關の方針決定に有力な役割を演じた者

(2) 昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、國の内外を問わず、書籍若しくは冊子の刊行、映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施による報道の頒布を統制した團體は、反證のない限り、別表中(ホ)に掲げる團體とし

右の期間中において、右の團體の左の地位に在つた者但し反證のある者を除く

總裁、副總裁、會長、副會長、理事長、専務理事、常務理事、同時に團體内の他の重要な地位を兼ねた理事、二年以上原稿査定を主管した主要職員その他名目のいかににかかわらず、これらの役員と同等の権限を有し、又は團體の方針決定に有力な役割を演じた者

5 事業家

昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、各種の企業に従事した者で左の各號の一に該當するもの

(1) 陸海軍から企業擔當者に指定され日本軍占領地域内において經濟開發その他の事業に従事した企業代表者及び現地事業責任者

(2) 陸海軍との緊密な連絡の下にG項に該當する積極的又は悪質の企業活動をした企業代表者及び現地の事業責任者
六、昭和十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において、左に掲げる會社で、別表第二十一號に掲げるもの會長、副會長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役、常任監査役、活版活動をした顧問、相談役、全株式の一割以上の株式を所有した株主の地位に在つた者、その他これらの役員と實際上同等の権限又は支配力を有した者(日本軍占領地域又は樺軸國及びその占領地域内に在る支店の支配人で、これらの役員と同等の権限又は支配力を有したものを含む)

(1) 航空機若しくは兵器の完成品、軍需品又はこれらの製造若しくは使用に欠くことのできない主要材料の製造に當つた

特に有力な會社

(2) 基礎的生産材料工業又は交通運輸業を営む會社で特に獨占的行動の顯著であつたもの

(3) 國家交易又は外國貿易において特に獨占的行動の顯著であつた會社

(4) 連合國總司令部の指定により指定され又は今後指定される持株會社及びその持株會社と密接な關係にあつた有力會社

(5) 公稱資本金一億圓以上の會社

(6) その他特に獨占的な事業經營により活潑な活動をした會社及び民間金融機關

七 別表第一第三號に該當する團體以外の國家主義的團體、暴力主義的團體又は秘密愛國團體の代表者及び最高執行者

八 昭和十七年の衆議院議員總選舉において所謂推薦を受けた者

九 昭和十七年七月七日と昭和二十年九月二日との間に左の地位に在つた者

十 帝國在郷軍人會の郡市區町村連合分會長又は市區町村分會長

十一 昭和十七年三月二十二日と昭和二十年九月二日との間に左の地位に在つた者但し、反證のある者を除く

1 本部……會長、副會長、理事長、理事及び部會長

2 都道府縣支部……支部長、副支部長、理事長、理事及び部會長

3 支所(分會その他實質上支所に該當するものを含む)支所長(分會長その他實質上支所長に該當するものを含む。以下同じ)

註「反證のある者」とは次の通りとする。

1 すべての役員について認められる反證

2 左に掲げる役員について認められるその他の反證

(一) 本部の理事

本部の理事の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(1) 部會長その他會の常務的な地位を兼ねていなかったこと

(2) 理事會への出席回数が理事在職期間中に開かれた會議の回数の四分の一を超えなかったことその他會の一般的活動に關與しなかつたこと

(3) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與していなかったこと

(二) 都道府縣支部の役員

(1) 昭和十七年九月二十二日以前において役員に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(イ) 各種の行事等當該支部の實際活動が本部の改組前と同様であつたこと

(ロ) 本部の改組に伴い當該支部の改組のための準備的の措置が積極化されなかつたこと

(ハ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與しなかつたこと

(2) 昭和十七年九月二十二日以後において役員(昭和十七年九月二十二日以前においても當該支部の活動又は改組のための準備的措置が實際上積極化した支部の役員を含む)の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(イ) 支部長又は理事長のような會務の總理又は一般的執行の責任者であると認められていなかったこと

(ロ) 各種の行事等當該支部の實際活動の積極化に特に關與しなかつたこと

(ハ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與しなかつたこと

(三) 支所長

(1) 昭和十七年九月二十二日以前においては支所長の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(イ) 各種の行事等當該支部の實際活動が本部の改組前と同様であつたこと

(ロ) 本部の改組に伴い當該支所の實際活動を積極化するための準備的措置が講ぜられなかつたこと

(ハ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與していなかったこと

(2) 昭和十七年九月二十二日以後においては支所長の職に在つた者にあつては、次の各項を立證できる者

(イ) 各種の行事等當該支部の實際活動が本部の改組前と同様であつたこと

(ロ) 支所長としての在職期間が一年以内であつたこと

(ハ) 支所長の職に在つた期間中において當該支所の活動が全く軍國主義的又は極端な國家主義的でなかつたこと

(ニ) 本人が他の經歷においても軍國主義的又は極端な國家主義的活動に準ずるような活動に關與していなかったこと

別表G項該當言論報道團體

(イ) 新聞社及び通信社

一 愛國新聞社、二 秋田縣新報社、三 旭川新聞社、四 創除、五 朝日新聞社、六 豐州新報社、七 創除、八 中外商業新報社、九 中央新聞社(日本産業報新聞)一〇 中國新聞社、一一 大民社、一二 大日本新聞社、一三 同盟通信社、一四 土陽新聞社、一五 福井新聞社、一六 福岡日日新聞社、一七 福島民報社、一八 創除、一九 創除、二〇 岐阜日日新聞社、二一 岐阜新聞社、二二 合同新聞社、二三 函館日日新聞社、二四 函館新聞社、二五 創除、二六 報知新聞社、二七 北海タイムス社、二八 北國新聞社、二九 北越新聞社、三〇 北陸毎日新聞社、三一 日向日日新聞社、三二 いばらき新聞株式會社、三三 伊勢新聞社、三四 伊豫新聞社、三五 創除、三六 創除、三七 鹿兒島朝日新聞社、三八 鹿兒島新聞社、三九 河北新報社、四〇 海南新聞社、四一 創除、四二 創除、四三 關西日日新聞社、四四 關西日報社、四五 樺太日日新聞社、四六 京城日報社、四七 北日本新聞社、四八 神戸新聞社、四九 神戸又新日報社、五〇 高知新聞社、五一 皇道日報社、五二 國民新聞社、五三 吳日日新聞社、五四 京都日出新聞社、五五 京都日日新聞社、五六 九州日日新聞社、五七 九州日報社、五八 九州新聞社、五九 滿洲國通信社、六〇 滿洲日日新聞社、六一 滿洲新聞社、六二 都新聞社、六三 蒙疆新聞社、六四 室蘭日日新聞社、六五 室蘭日報社、六六 長崎民友新聞社、六七 長崎日日新聞社、六八 名古屋日日新聞社、六九 創除、七〇 名古屋新聞社、七一 創除、七二 創除、七三 新潟縣中央新聞社、七四 新潟毎日新聞社、七五 新潟日日新聞社、七六 新潟新聞社、七七 日日工業新聞社、七八 日本海新聞社、七九 創除、八〇 日本産業新聞社、八一 日本新聞社、八二 二六新報社、八三 大分新聞社、八四 大阪朝報社、八五 大阪時事新報社、八六 大阪經濟新聞社、八七 大阪今日新聞社、八八 大阪毎日新聞社、八九 大阪日日新聞社、九〇 小樽新聞社、九一 佐賀新聞社、九二 下野新聞社、九三 新愛知新聞社、九四 信濃毎日新聞社、九五 新岩手社、九六 創除、九七 靜岡新聞社、九八 松陽新聞社、九九 大陸新報社、一〇〇 大正日日新聞社、一〇一 臺灣日日新聞社、一〇二 帝國新聞社、一〇三 京都日日新聞社、一〇四 東京日日新聞社、一〇五 東亞新聞社、一〇六 德島日日新聞社、一〇七 德島日日新聞社、一〇八 東京毎日新聞社、一〇九 東興日報社、一一〇 富山日報社、一一一 創除、一二 山形日日新聞社、一三 山梨日日新聞社、一四 やまと新聞社、一五 讀賣新聞社、一六 夕刊大阪新聞社、一七 夕刊帝國新聞社、一八 天理時報社

(ロ) 書籍及び雜誌出版社

一 愛國同志會、二 愛國評論社、三 亞細亞出版社、四 あけぼの發行所、五 アルス、六 朝日新聞社出版部、七 文藝春秋社、八 千倉書房、九 地湧日本社、一〇 潮文閣、一一 朝鮮金融組合連合會、一二 朝鮮公論社、一三 朝鮮教育會、一四 朝鮮及び滿洲社、一五 中央公論社、一六 大亞細亞建設社、一七 大亞細亞協會、一八 大道塾(京都)一九 第一公論社、二〇 第一書房、二一 第一出版協會、二二 第一出版社、二三 大文字書院(大平洋書館、二四 大日社、二五 大日本同志會、二六 大日本新聞青年會、二七 大日本一新會、二八 大日本警防協會、二九 大日本錦旗會、三〇 大日本勸業會、三一 大日本與亞細亞同盟、三二 大日本青年團本部、三三 大日本赤誠會、三四 創除、三五 大日本雄辯會講談社、三六 大東亞協會、三七 大東塾、三八 大東出版社、三九 ダイヤモン社、四〇 創除、四一 同文書院、四二 獨逸事情社、四三 婦女界社、四四 外交時報社、四五 學苑社、四六 學徒至誠會、四七 嚴松堂、四八 現代社、四九 原理日本社、五〇 軍人援護會、五一 軍警會、五二 博文館、五三 平凡社、五四 非凡閣、五五 東亞細亞社、五六 日の丸社、五七 兵庫縣國防協會、五八 國防研究會本部、五九 育生社、六〇 維新公論社、六一 維新運動社、六二 一心塾、六三 自衛社(三六社)六四 創除、六五 人生社、六六 實業之日本社、六七 實業之世界社、六八 情報局、六九 科學主義工業社、七〇 海防義會、七一 解潮時代社、七二 海軍省軍事普及部、七三 恢弘會、七四 創除、七五 回天時報社、七六 改造社、七七 革新同盟、七八 鷄鳴社、七九 省々圖書房、八〇 啓文社、八一 啓明社、八二 慶應書房、八三 警察協會、八四 經濟知識社、八五 經濟情報社、八六 建國會、八七 創除、八八 勸業まことむすび、八九 勸業烈士顯彰連合會、九〇 錦正社、九一 金鶴學院、九二 興亞青年運動社、九三 皇學社、九四 皇道扶翼運動社、九五 皇道塾、九六 皇道日本協會、九七 皇道社、九八 皇道警備青年連盟、九九 皇軍發行所、一〇〇 國本盛國社、一〇一 古今書院、一〇二 皇國同志會、一〇三 皇魂社、一〇四 國民防務出版協會、一〇五 國民評論社、一〇六 國民經濟研究所、一〇七 國民教育圖書株式會社、一〇八 創除、一〇九 國民政治經濟研究所、一一〇 國民精神文化研究所、一一一 國民精神總動員中央連盟、一一二 國民思想研究所、一一三 創除、一一四 國際反共聯盟、一一五 國際政經學會、一一六 國策研究社、一一七 國粹同盟、一一八 皇民實業協會、一一九 光明思想普及會(日本教文館)一二〇 今日の問題社、一二一 創除、一二二 興正會、一二三 高陽書院、一二四 舉國社、一二五 教材社、一二六 滿洲移住協會、一二七 目黒書店、一二八 明治圖書株式會社、一二九 明倫會連合會、一三〇 明倫會、一三一 三笠書房、一三二 水戸春秋會、一三三

- 四 モダン日本社(新陽太社) 一三五 モナス、一三六 森田書房、一三七 長野興業會、一三八 名古屋七生クラブ
 一三九 南町塾、一四〇 南進社、一四一 創除、一四二 日獨文化協會、一四三 日獨旬刊社、一四四 日獨出版協
 會、一四五 創除、一四六 創除、一四七 日本電報通信社、一四八 創除、一四九 日本評論社、一五〇 日本革新
 塾、一五一 日本經濟學、一五二 日本國際協會、一五三 日本公論社、一五四 日本協會、一五五 日本青年外
 協會、一五六 日本青年教育會、一五七 日本思想研究會、一五八 墨山漁村文化協會、一五九 歐文社(旺文社) 一
 六〇 創除、一六一 大藏財政協會、一六二 大阪毎日新聞社、一六三 パンフレット文藝社、一六四 陸軍書報社、
 一六五 陸軍省新聞部、一六六 理想社、一六七 立命館出版部、一六八 創除、一六九 産業組合中央會、一七〇
 創除、一七一 友社、一七二 里見日本文化研究所、一七三 誠文堂新光社、一七四 制度研究會、一七五 生活社
 一七六 正創社(名古屋) 一七七 政経社、一七八 青年書房、一七九 政經解消連盟、一八〇 創除、一八一 世界
 創造社、一八二 戰爭文化研究所、一八三 社會教育會、一八四 創除、一八五 創除、一八六 至軒齋、一八七 支
 那時報社、一八八 新潮社、一八九 新興亞社、一九〇 新日本同志會、一九一 神政社、一九二 新天地社、一九三
 獅子王文庫、一九四 小學館、一九五 昭和書房、一九六 秀文閣、一九七 主婦之友社、一九八 春秋社、一九九
 創造社、二〇〇 太平洋協會、二〇一 彌榮會、二〇二 大政翼賛會宣傳部、二〇三 高山書院、二〇四 帝國公民教
 育協會、二〇五 帝國公報人會、二〇六 通信協會、二〇七 帝都日日新聞社出版部、二〇八 天業民報社、二〇九
 天國打開期成會、二一〇 テンセン社(天泉社) 二一一 天照社(横濱) 二一二 東亞同文會、二一三 東亞會、二一
 四 東亞聯盟協會、二一五 東方同志會、二一六 東海出版社、二一七 刀江書院、二一八 東京朝野新聞社出版部、
 二一九 東大陸社、二二〇 東洋經濟新報社、二二一 東洋協會、二二二 海と空社、二二三 やまとむすび、二二四
 楊子江社、二二五 大日本國粹會總本部、二二六 大日本青年同志會、二二七 關東國粹會、二二八 興亞日本社、二
 二九 皇道自治會、二三〇 皇道會、二三一 南北社、二三二 日本論叢社、二三三 日本主義文化同盟、二三四 立
 憲正會、二三五 政界往來社、二三六 青年亞細亞連盟、二三七 思想戰社、二三八 丁酉論理會、二三九 東亞建
 設同志會
- (ハ) 映畫製作及び演劇興行會社
 一 朝日映畫製作株式會社、二 中華映畫株式會社、三 第一映畫社、四 大都映畫株式會社、五 電通映畫社、

- 六 華北電影股份有限公司、七 國光映畫株式會社、八 滿洲映畫協會、九 日本映畫社、一〇 日本活動寫真株式會
 社、一一 理研科學映畫株式會社、一二 新興キネマ株式會社、一三 松竹株式會社、一四 東寶映畫株式會社、一五
 東京寶塚劇場
- (ニ) 放送機關
 一 朝鮮放送協會、二 中國放送協會、三 華北廣播協會、四 滿洲電信電話株式會社放送總局、五 日本放送協會、
 六 臺灣放送協會
- (ホ) 言論統制團體
 一 大日本映畫協會、二 滿洲報報協會、三 日本新聞會、四 日本出版文化協會、五 日本出版會

別表第二

- 所屬區分又は團體名
 一 中央及び地方の各廳(都道府縣廳を除く)
 二 國會
 三 法令に基く委員及び委員會(都道府縣單位以
 上のもの、公職選挙審査委員會に在つてはすべ
 ての委員會、發地委員會に在つては市町村單位
 以上のもの)
 四 都道府縣

令第二條の主要公職	令第二條の普通公職
一 級官待遇以上の官吏及び待遇官吏(各 省の顧問、參與及び専門委員を含む)	その他の官吏及び待遇官吏
議員 會長、副會長、委員長、副委員長及び委 員	その他の職員 なし
都道府縣知事、議員、副知事、出納長、 副出納長、選舉管理委員、選舉長、開票 管理者、投票管理者、監査委員、參與、 委員、東京都の區の區長及び區會議員並 びに局部關係の長等都道府縣の責任のあ	その他の職員

五 市町村及び全部事務又は役場事務を共同處理する町村組合

る地位にある職員

その他の職員

市町村長、組合管理者、議員、助役、収入役、副収入役、區長、區収入役、選舉管理委員、選舉長、開票分會長、投票分會長、監査委員、參與、委員及び局部關係の長等市町村の責任のある地位に在る職員

總裁、副總裁、社長、副社長、頭取、副頭取、理事長、副理事長、取締役、理事、常任監査役、常任監事、その他名目の如何にかかわらずこれらの役員と同等の権限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

監査役、監事、顧問、相談役並びに業務及び經理に關する最高職員その他名目の如何にかかわらずこれらの役員と同等の権限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

六 特殊會社、營團及び特殊銀行並びに政府及びこれらの團體が最大出資者たる會社、

食糧營團（都道府縣單位以上のもの）

北海道拓殖銀行、住友營團、交易營團、國民更生金庫、日本銀行、日本發達電氣株式會社、日本肥料株式會社、日本勸業銀行、日本興業銀行、日本製紙株式會社、日本石炭株式會社、日本通運株式會社、日本輸出產物株式會社、農地開發營團、農林中央金庫、恩給金庫、産業設備營團、商工組合中央金庫、庶民金庫、帝國興業開發株式會社、帝國燃料興業株式會社、帝國石油株式會社、帝都高速度交通營團、東北興業株式會社

左に掲げるものが最大出資者たる會社

1 政府

2 特殊會社（日本製鐵株式會社、及び國際

電氣通信株式會社を含む）又は營團

3 特殊銀行

七 臨時物資供給調整法により指定された會社その他の團體及び統制會社又は統制組合の承繼團體で昭和二十年九月二日後に設立されたもの

八 特別法により設立された團體、政府補助團體及びこれらに準ずる團體

辯護士會（都道府縣單位以上のもの）

中央馬事會、中央社會事業會、大日本育英會、大日本醫藥團、大日本警防協會、大日本體育會、鹽業組合中央會、液體燃料協議會、漁業會、移動映寫聯盟、醫師會（都道府縣單位以上のもの）、自由出版協會、自動車製造工業組合、ゴム工業會、過磷酸肥料製造業組合、紙及びパルプ工業聯合會、刑務協會、經濟團體聯合會、日本面粉株式會社、日本眼藥教育協會、日本遠洋底曳網水產組合、日本學術振興會、日本移動演劇聯盟、日本明治協會、日本自動車會談所、日本海運協會、日本競馬會、日本教育會、日本甘藷馬鈴薯株式會社、日本工業俱樂部、日本港運中央會、日本産業團體協議會、日本製酪業組合、日本證

會長、副會長、社長、副社長、頭取役理事、常任監査役、常任監事その他名目の如何にかかわらずこれらの役員と同等の権限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

右に同じ

右に同じ

参取引所、日本赤十字社、日本新聞協会、日本
繊維協会、日本飼料株式会社、日本出版協会、
日本倉庫業中央会、日本鐵道会、日本税務協会、
日本電氣機械製造会、日本工作機械協会、日本
農機具工業会、日本石炭鑛業会、日本通信機械
工業会、日本電機協議会
養蚕会(都道府縣単位以上のもの)
林業会(都道府縣単位以上のもの)
硫安肥料製造業組合、硫酸生産協議会、露糸
業会(都道府縣単位以上のもの)
産業機械工業会、生命保険協会、生命保険中央
会、石炭窒素肥料製造業組合、船舶運賃会、司
法保護協会、社会教育聯合会、齒科醫師会(都
道府縣単位以上のもの)
信託協会
商工会議所(都道府縣市町村単位以上のもの)
商工組合中央会、職業指導協会、酒販組合中央
会、酒造組合中央会、セメント工業会、ソーダ
工業会、損害保険協会、損害保険中央会、水産
物製造業会(都道府縣単位以上のもの)
水産業会(都道府縣単位以上のもの)
特別漁業会(都道府縣単位以上のもの)
藥劑師会(都道府縣単位以上のもの)

全國銀行業協會聯合會、全國鑛山會、全日本方
面委員聯盟、造船聯合會

九 主要な新聞社、通信社、出版社、映畫製作會
社及び演劇興行會社、放送協會その他の報道機
關

朝日映畫社、文藝春秋新社、中公評論社、ダイ
ヤモンド社、大日本映畫株式會社、大日本雄辯
會談話社、電通映畫社、株式會社富山房、博文
館、家の光協會、岩波書店、實業の日本社、改
造社、研究社、弘文堂、丸善圖書株式會社、日
本映畫株式會社、日本放送協會、日本評論社、
旺文社、理研映畫株式會社、三省堂出版株式會
社、新潮社、誠文堂新光社、松竹株式會社、
主婦之友社、東京株式會社、東洋經濟新報社、
巖松堂、白水社、平凡社、鎌倉文庫、河出書房
日黑書店、日本出版配給株式會社、新生社、小
學館、彰考書院、創元社、高山書院、東京堂、
養徳社、有斐閣、アルス、千倉書房、地湧日本
社、潮文閣、第一書房、大日本出版株式會社、
大東出版社、大和本社、同文館、外交時報社、
非凡閣、育生社、岩崎書店、惟神會、人文書院
人生社、實業の世界社、科學社、偕成社、霞ヶ
脚書房、警察協會、古今書院、國民評論社、京

會長、副會長、社長、副社長、取締役、
理事、常任監査役、常任監事、編輯局長
主筆、調査局長その他の名目の如何にか、
わらずこれらの役員と同等の権限若し
くは支配力を有し、又は同等の報酬を受
ける職

右に同じ

都印書館、三笠書房、南洋協會、日本電報通信社、日本放送出版協會、日本協文社、岡合書房、大藏財務協會、理想社、山雅房、里見日本文化研究所、生活社、斯文社、新太陽社、昭和書房、春秋社、創造社、太平洋出版社、通信協會、雄山閣、培風館、物價調査會、文化評論社、筑摩書房、地球出版株式會社、第一法規出版株式會社、婦人之友社、フレール館、二葉書店、橋口書店、鳳文書林、伊藤書店、岩谷書店、國民教育圖書株式會社、國民圖書刊行會、國際文化協會、國際連合研究會、吾樂社、明治書院、南江堂、南山堂、日本地圖株式會社、日本圖書株式會社、日本民主主義文化連盟、農民の友發行所、農山漁村文化協會、櫻楓書院、再建編輯局、産業圖書株式會社、山海堂、青磁社、世界評論社、新世紀社、獅子王文庫、裝華房、少年文化社、主婦と生活社、大雅堂、大修館書店、帝國地方行政學會、帝國出版株式會社、東京社、東西出版社、内田老鶴閣、泰賢堂、吉田書房、雄鶴社、全國書房、東横映畫株式會社、その他一回の發行部數二萬部以上の定期刊行物（新聞を除く）を發行する機關

昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日

迄の間に於いて左の各號の一に掲げる方法により昭和二十一年勅令第百一號（政黨協會その他の團體の結成の禁止等に関する勅令）第一條第一項各號の「に該當する事項を主唱し、又は發表したすべての機關（別に掲ぐるものを除く）」

一 書籍又は冊子の刊行

二 映畫の製作、演劇の上場又は放送の實施

三 前二號に掲げる方法による報道の頒布の主宰又は統制

秋田新聞社、朝日新聞社、中部日本新聞社、中國新聞社、愛媛新聞社、合同新聞社、北海道新聞社、北國毎日新聞社、時事新報社、時事通信社、河北新報社、北日本新聞社、神戸新聞社、高知新聞社、熊本日日新聞社、吳新聞社、共同通信社、京都新聞社、毎日新聞社、南日本新聞社、民報社、長崎新聞社、日本經濟新聞社、日本タイムス社、新潟日報社、西日本新聞社、大分合同新聞社、大阪新聞社、産業經濟新聞社、信濃毎日新聞社、静岡新聞社、東京新聞社、東京日日新聞社、山形新聞社、讀賣新聞社、アカハタ社、防長新聞社、千葉新聞社、中部經濟新聞社、中京新聞社、第一新聞社、デイリー東北社、福井新聞社、福島

會長、副會長、社長、副社長、取締役、理事、常任監査役、常任監事、編輯局長、主筆、調査局長、編輯次長、論說主任、ニュース編集主幹、その他名目の如何にかゝらずこれらの役職員と同等の権限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

監査役監事、顧問、相談役、編輯各部長並びに業務及び經理に關する最高職員その他名目の如何にかゝらずこれらの役職員と同等の権限若しくは支配力を有し、又は同等の報酬を受ける職

民報社、福島民友新聞社、岐阜タイムス社、
北海道日新聞社、北海タイムス社、北陸夕刊
新聞社、日向日新聞社、伊勢新聞社、石川
新聞社、人民新聞社、上毛新聞社、神奈川新
聞社、高知日報社、工業新聞社、京都日日新
聞社、九州タイムス社、都新聞社、長崎民友
新聞社、長崎日日新聞社、名古屋タイムス社
日刊スポーツ社、日本婦人新聞社、日本海新
聞社、大阪時事新報社、大阪日日新聞社、佐
賀新聞社、埼玉新聞社、山陰日日新聞社、山
陰朝報社、世界日報社、滋賀新聞社、四國新
聞社、島根新聞社、下野新聞社、愛媛新聞
社、報知新聞社、新北海新聞社、新岩手社、
新港夕刊新聞社、新九州新聞社、新大阪新聞
社、新東海新聞社、新夕刊新聞社、サン島
新聞社、東海毎日新聞社、徳島民報社、徳島
新聞社、東京タイムス社、東京都民新聞社、
富山新聞社、和歌山新聞社、山梨時事新聞社
山梨日日新聞社、夕刊フクニチ新聞社、夕刊
ひろしま新聞社、夕刊京都新聞社、夕刊三重
新聞社、夕刊新潟社、夕刊岡山社、夕刊信州
社、夕刊東北新聞社、岩手新報社、茨城新聞
社、文化新聞社、中部民報社、婦人民主新聞

社、函館新聞社、自由新聞社、ジュニアタイ
ムス社、科学文化新聞社、南海タイムス社、
日米新聞社、日本出版協会、日本輿論新聞社
沖縄新民報社、大阪タイムス社、政治新聞社
青年新聞社、青年タイムス社、新日本新聞社
少年タイムス社、週刊日山社、週刊教育新聞
社、夕刊みやこ新聞社

その他一回の発行部数二萬部以上の新聞社

昭和十二年七月七日から昭和十六年十二月七日
までの間に於いて、新聞紙により、昭和二十一
年勅令第百一號第一條第一項各號の一に該當す
る事項を主唱し、又は發行したすべての機關
一〇 その構成員が帝國議會に議席を有する政黨
及びその支部その他昭和二十一年勅令第百一號
第五條第一項の規定により届出を必要とする団
體

戦死防衛同盟（東京都）、北海道政治同盟、
協同民主黨、教育民主黨（秋田縣）、民本黨
（大阪府）、日本自由黨、日本國民黨、日本共
産黨、日本民主黨（愛媛縣）、日本正論黨、
日本社會黨、日本進歩黨、農本黨（富山縣）、
大分縣農本黨（大分縣）、埼玉縣政振興會（埼
玉縣）、三州農民黨（愛知縣）、青年民主主義同

總裁、副總裁、會長、副會長、中央執行
委員長、幹事長、書記長、幹事、常任執
行委員、總務、理事、その他名目の如何
にかかわらず、これらの役員と同等の権
限若しくは支配力を有し、又は同等の報
酬を受ける職

顧問、監事、並びに事務及び經
理に關する最高職員その他名目
の如何にかかわらずこれらの役
職員と同等の権限若しくは支配
力を有し、又は同等の報酬を受
ける職

盟（山口縣）新日本建設同盟（三重縣）東北
日本國民黨（秋田縣）全日本縣城同志會（大
阪府）

一 有力な合社金融機關その他の經濟團體

尼崎製鐵株式會社、旭電化工業株式會社、旭
化成工業株式會社、淺野物產株式會社、淺野
セメント株式會社、淺野本社、チタン工業株
式會社、中部配電株式會社、中國配電株式會
社、大同製鋼株式會社、大連産業株式會社、
大日本紡績株式會社、大日本兵器株式會社、
富士産業株式會社、義濟會、古河電氣工業株
式會社、古河銅業株式會社、扶桑金屬工業株
式會社、日立兵器製作所、日立造兵株式會社
日立航空機株式會社、日立精機株式會社、日
立製作所、日立造船所、北海道支那汽船株式
會社、北陸配電株式會社、石川島重工業株式
會社、株式會社林兼商店、株式會社日産、鎮
湖紡績株式會社、關西配電株式會社、關東配
電株式會社、片倉工業株式會社、川南工業株
式會社、川崎重工業株式會社、川崎汽船株式
會社、川崎産業株式會社、川崎車輛株式會社
京阪神急行電鐵株式會社、近畿日本鐵道株式
會社、神戸製鋼所、國際電氣通信株式會社、

會長、副會長、社長、副社長、頭取、副
頭取、取締役、理事、常任監査役、常任監
事、その他名目の如何にかゝらずこれ
らの役員と同等の報酬若しくは支配力を
有し又は同等の報酬を受ける職

監査役、監事、顧問、相談役並
びに業務及び經理に關する最高
職員その他名目の如何にかゝわ
らずこれらの役員と同等の權
限若しくは支配力を有し又は同
等の報酬を受ける職

九州配電株式會社、明治生命保險株式會社、
民生産業株式會社、三菱電氣機械株式會社、
三菱銀行、三菱合資會社、三菱本社、三菱重
工業株式會社、三菱化成工業株式會社、三菱汽
船株式會社、三菱石油株式會社、三菱鋼業株式
會社、三菱製鋼株式會社、三菱信託株式會社、
三菱商事株式會社、三菱倉庫株式會社、三井
物産株式會社、三井不動産株式會社、三井合名
會社、三井銀行、三井本社、三井化學工業株式
會社、三井鑛山株式會社、三井木材株式會社、
三井精機株式會社、三井造船株式會社、三井信
託株式會社、三井造船株式會社、三井倉庫株
式會社、三井油脂株式會社、瑞穂産業株式會
社、日電興業株式會社、日魯漁業株式會社、日
本國工業株式會社、日本アルミ株式會社、日
本窒素肥料株式會社、日本貯蓄銀行、日本電
氣株式會社、日本電興株式會社、日本輕金屬
株式會社、日本建設産業株式會社、日本建銀
工業株式會社、日本光學工業株式會社、日本
鋳業株式會社、日本鋼管株式會社、日本無線
株式會社、日本精工株式會社、日本製鋼所、
日本生命保險株式會社、日本製鐵株式會社、
日本石油株式會社、日本前達株式會社、日本

華北自動車株式會社、華北輕金屬株式會社、
華北交通株式會社、華北纖維株式會社、華北
東亞煙草株式會社、華興商業銀行、鶴岡炭礦
株式會社、錦湖公大實業株式會社、樺太銅業
株式會社、錦州バルブ株式會社、北支那製鐵
株式會社、吉林人造石油株式會社、小林銅業
株式會社、國際運輸株式會社、興農金庫、滿
洲電業株式會社、滿洲電氣化學工業株式會社
滿洲電信電話株式會社、滿洲映畫協會、滿洲
鉛鐵株式會社、滿洲合成燃料株式會社、滿洲
飛行機製造株式會社、滿洲日立製作所、滿洲
自動車製造株式會社、滿洲人造石油株式會社
滿洲輕金屬株式會社、滿洲鑛業開發株式會社
滿洲航空株式會社、滿洲工廠株式會社、滿洲
鑛山株式會社、滿洲マグネシウム株式會社、
滿洲農地開發公社、滿洲鴨綠江水力發電株式
會社、滿洲製鐵株式會社、滿洲石炭液化研究
所、滿洲石油株式會社、滿洲住友金屬株式會
社、滿洲炭鐵株式會社、滿洲特殊鐵礦株式會
社、滿洲投資證券株式會社、滿洲東洋紡績株
式會社、三井輕金屬株式會社、密山炭鐵株式
會社、蒙疆電業株式會社、蒙疆電氣通信設備
株式會社、茂山鐵礦開發株式會社、中支那軍

票交換用物資配給組合、日滿商事株式會社、
日本高周波重工業株式會社、大倉事業株式會
社、龍岡鐵礦株式會社、山西産業株式會社、
西安炭鐵株式會社、昭和製鋼所、臺灣電力株
式會社、東遼道開發株式會社

二 前號に掲げる以外の有力な會社、金融機關
その他の經濟團體

愛知時計電機株式會社、千代田生命保險相互
株式會社、第一生命保險相互株式會社、大和
紡績株式會社、大和證券株式會社、電氣化學
工業株式會社、富士紡績株式會社、合同酒精
株式會社、那智工業株式會社、北海道開發株
式會社、川西航空機株式會社、神戸銀行、倉
敷紡績株式會社、丸善石油株式會社、松下電
器産業株式會社、松下航空機株式會社、内外
綿株式會社、南洋運送株式會社、日興證券株
式會社、日本機器株式會社、日本海汽船株式
會社、日本毛織株式會社、日本冷蔵株式會社
日産汽船株式會社、日清紡績株式會社、日東
紡績株式會社、理化學研究所、三和銀行、敷
島紡績株式會社、昭和農産化工株式會社、帝
國人造絹糸株式會社、東海銀行、豊田自動車
株式會社、東京銀行、東京芝浦共同工業株式

右に同じ

右に同じ

會社、東京證券株式會社、山一證券株式會社
備考

一 本表列記の會社、協會、報道機關その他の團體がその名稱を變更した場合においても、本表列記の團體として取扱
う。

二、本表列記の會社、協會、報道機關その他の團體の中には、既に解散したものを含んでいる。

別表第三

所屬区分又は團體名

一 中央及び地方の各廳（別表第二の第一號）

二 國會（別表第二の第二號）

三 法令に基く委員及び委員會（別表第二の第三號）

内閣總理大臣の指定すべき職
すべての官吏

都道府縣知事の指定すべき職

なし

52

四 都道府縣（別表第二の第四號）

中央の委員並びに中央の（公職適否審査
委員會）に在つてはすべての委員會（委員
會及び都道府縣單位の委員會の會長、
副會長、委員長、副委員長、委員、職員
及び縣道府縣單位以下の公職適否審査委
員會の委員

都道府縣知事の指定すべき職

五 市町村及び全部事務又は役場事務を共同處理
する町村組合（別表第二の第五號）

都道府縣知事、議員及び二級官待遇以下
の官吏
京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名
古屋市の市長及び市會議員

その他の公職

六 特殊會社、營團及び特殊銀行並びに政府及び
これらの團體が最大出資者たる會社（別表第二
の第二號）

すべての公職（都道府縣單位の食糧營團
の公職を除く）

都道府縣單位以下の食糧營團の公職

七 臨時物資需給調整法により指定された團體及すべての公職

なし

なし

八 特別法により設立された團體、政府補助團體
及びこれらに準ずる團體（別表第二の第八號）

臨時物資需給調整法により指定された團體及すべての公職

なし

九 主要な新聞社、通信社、出版社、映畫製作會
社及び演劇興行會社、放送協會その他の報道機
關（別表第二の第九號）

中央及び都道府縣單位の團體の公職
すべての公職

都道府縣單位以下の團體の公職

一〇 その構成員が國會に議席を有する政黨及び
その支部その他昭和二十一年勅令第百一號第五
條第一項の規定により届出を必要とする團體

本部及び都道府縣單位の支部の團體の
公職

なし

（別表第二の第一〇號）

本部及び都道府縣單位以下の支部の公職

都道府縣單位以下の支部の公職

一一 有力な會社、金融機關その他の經濟團體
（別表第二の第十一號）

すべての公職

なし

一二 前號に掲げる以外の有力な會社金融機關を
他の經濟團體（別表第二の第十三號）

すべての公職

なし

別記様式（一）調査表様式
別記様式（二）確認書様式（省略）

すべての公職

なし

第 號 認 書

住 所

氏 名

生 年 月 日

右の者は、昭和二十二年勅令第一號（公職に關する就職禁止、退職等に関する勅令）第七條第一項の規定により提出した調査表により審査をしたところ、昭和二十一年一月四日附連合國最高司令官覺書公務從事に不適しない者の公職からの除去に關する件に掲げる條項に該當する者であることを確認する。

年 月 日

内閣總理大臣

印

（都道府縣知事）

備考 この確認書は、本人の提出に係る調査表に虚偽の記載があり若しくは事實をかくした記載があつたとき、又は調査表に記載されていない理由に因り覺書に該當する者と認められるに至つたときは、その効力が無いものとする。

別表第四

都道府縣知事が假指定を行うべき者の範圍は次の通りとする。但し、住所を知ることができない者を除く。

1 大政翼賛會

都道府縣支部の支部長、事務局長及び事務局各部長都道府縣協力會議議長

東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市（以下別表第四中六大市という）の支部の支部長、事務局長及び事務局各部長

六大市協力會議議長

郡市（六大市を除く。以下別表第四中同じ）區支部の支部長及び事務長

郡市區協力會議議長

町村支部の支部長

町村協力會議議長

2 大政翼賛會關係團體

イ 大日本翼賛壯年團

都道府縣支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長

六大市の支部の團長、副團長、總務、本部長及び各部長

郡市區町村支部の團長

ロ 大日本興亞同盟

地方支部長

2 大日本政治會

都道府縣支部の支部長

二 昭和二十二年七月七日と昭和二十年九月二日との間において左の地位に在つた者
帝國在郷軍人會の郡市區町村連合分會長又は市區町村分會長

六、教職員の除去、就職禁止等に関する勅令及びその施行規則、並びに審査委員會の規程の改正について

昭和二十二年五月二十二日
發達六一號通格審査委員長通知

昭和二十一年勅令第二百六十三號（教職員の除去、就職禁止及び復職等の件）と、その施行規則及び審査委員會の規程が今般改正されたので、それに伴い必要な事項につき、左記の通り通知する。

記

一、あらたに教職に就こうとする者はすべて審査委員會の審査を受けることになるので、新規採用の者については、必要な調査表を提出し、それぞれの委員會の審査に付さなければならぬ。

特に學校集團教員適格審査委員會は、四月末をもつて廢止されたので、高等專門學校、教員養成諸學校等の教職員の審査はすべて教職員適格審査委員會ですることになったから御留意ありたい。

尙教育職員適格審査委員會で審査を受けるものについては、文部省に於て任免の手續をする教職に限り、任用關係書類と共

に調査表を文部大臣官房秘書課を通じて、その他は適格審査室を通じて、文部大臣宛に提出されたい。
二、新規採用の場合、特別の事情があるときは、便宜措置として、調査表を提出せしめると同時に取り敢えず任用しても差支なう。

但し軍隊よりの復員者については、審査を受けて適格であることを確認してからでなければ採用することはできない。

三、今般の規定の改正により、自動的に教職不適格者として指定せられるものはなくなり、すべて審査委員会の審査判定に付することになるのであるが、従前の規定による施行規則別表第二は、別表第一として審査判定の規程とされることになった。但しこの場合明らかにその規程に該当する者は不適格者と判定されることは變りない。

四、教員不適格者として教職を去られた者は、恩給等を受ける権利又は資格を喪失するが、文部大臣が特殊の事情があることを認め、本人より恩給等に関する免除申請書、免除申請理由書、理由書に陳述せられた事項に關する主たる参考資料及び指定誓の寫しを文部大臣宛提出すればよい。

五、教職を去られた教職不適格者は、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署、その他の團體の職務の場所に入出してはならないことになつたので、その趣旨の徹底に當り遺憾なきを期せられたい。

六、従前の規定により、その施行規則別表第二に該當して、教職不適格者として指定された者については、文部大臣が特に必要を認めるときはその指定を解除することができるが、その手續は従前のやうに文部次官、都道府縣知事又は學校長が文部大臣に申請するのである。

七、先に四月二十八日付發達五十三號により、各大學長、都道府縣知事宛に通知した改正規定に基く委員會は、速かに設置し必要な審査をするやうにされたい。

八、調査表の様式については、施行規則第五條において、昭和二十二年閣令、内務省令第一號別記様式（一）（但し文部大臣の特定するものに關しては、この限りでない）によると定められているので、調査表の様式は前記様式の調査表の中その一部を次のやうに改めたものとする。なお調査表には英文の記載はいらぬ。

第三ページ中「職業及び軍務の履歴」を「職業履歴及び軍務の履歴」に改め、その次に左の條文を加える。

一、三の一 學業の履歴（在學し又は卒業した最終の學校及び學科と施行規則別表第一第十項に該當する學歷を有する者は、その履歴を詳細に記載すること。但し年月日順に列記すること）

年 月 日	學 校 及 び 學 科	入 學 退 學 卒 業 等	備 考

第三ページ中「三職業の履歴」を「三の二職業の履歴」に改める。

第四ページ中第二項の次に、左の條文を加へ、第三項とする。

ハ その他一切の軍務に關する履歴（すべて年月日を記載すること）

九、逓信省所管の中央無線電信講習所の所長その他の教職員は、教育職員適格審査委員會に於て、大阪、熊本、防府、仙臺の各無線電信講習所にあつては、所長及び二級以上の教育職員については教育職員適格審査委員會において、その他の教職員（支所、分室長並にその教員を含む）については本所所在の府縣教員審査委員會において審査をするものとする。

七、公民館の役員の審査について

昭和二十二年六月十一日
發達六六號適格審査室長通知

各地に公民館の設置普及を見るに及び、公民館の社會教育上に及ぼす影響は大きいのでその館長・委員又はこれ等に準ずる役員は、今般教職員適格審査の對象とされることになつた。

それに伴い教職員適格審査に關する施行規則と、委員會の規定も左記の通り一部が改正され、公民館の館長・委員等の審査は都道府縣委員會でこれを行うことになつたので遺漏なきを期せられたい。

記

一、共同省令第二號（昭和二十二年六月十一日）

第一條第三項中「これらの學校を經營する法人の役員」の下に「並に公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員」を加

える。

第五條中「これらの學校を經營する法人の役員」の下に「並に公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員」を加える。
別表第二第六項の下に左の一項を加える。

七、公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員の職。

二、文部省訓令第七號（昭和二十二年六月十一日）

第一條第二項中「教員と、視學官の職にある三級の地方事務官と、視學の職にある市吏員及び小學校・中學校・高等學校及びこれらに準ずる學校等の設置者又はこれらの學校を經營する法人の役員」の下に「並に公民館の館長・委員又はこれらに準ずる役員」を加える。

八、教職員適格審査の規準における別表第一第一〇項に掲げるもの以外の神職

養成を目的とする學校について

昭和二十二年六月十三日
發適六七號適格審査室長通知

教職員の適格審査に關する施行規則別表第一第一〇項に掲げられた神職養成を目的とする學校に該當するものと、該當しないものとを左記の通り決定したので御通知する。尙該當する學校又は施設の昭和二十二年七月七日以降昭和二十二年九月二日迄の間の卒業者は、教職不適格の基準に該當するものとなるので、そのように御了知ありたい。

一、該當するもの

- (一)、私立熊本國學院（熊本市）
- (二)、山口縣神社廳附屬學院（山口市）
- (三)、財團法人大社國學院（島根縣）
- (四)、島根縣神職養成部（島根縣）

- (五)、西部神祇學校（福岡市）
- (六)、京都國學院（京都市）
- (七)、愛媛國學院（愛媛縣）
- (八)、愛知國學院專修科（中部神祇學校）（愛知縣）
- (九)、福岡皇國學院（福岡縣）
- (一〇)、皇典講究所國學院（廣島縣）
- (一一)、福島縣神職候補者養成所（福島縣）
- (一二)、志波彦神社・鹽釜神社神職養成所（宮城縣）
- (一三)、山形縣神職養成部（山形縣）

二、該當しないもの

- (一)、伊勢專門學院（三重縣）
- (二)、神職養成講習會（大阪市）
- (三)、神職養成講習部（山梨縣）
- (四)、岐阜縣飛騨國皇典講究支所（高山市）

九、教職員適格審査の資料について

昭和二十二年六月十三日
發適六八號適格審査室主事通知

今後貴校教職員任用に際し適格審査を受けるため調査表提出の際は、審査資料として左記事につき詳細なる説明資料を添付されたい。

なお審査に際し特に必要と思われるような著書論文等があれば同時に送付願いたい。

記

一、經歷中審査の際特に問題となるような事項（例へば軍學校教官及び司政官等外地勤務者にあつてはその職務内容及び勤務

- （状況）
- 一、關係團體の内容及び性格
 - 二、本人の思想言動等についての所見
 - 三、擔任學科
 - 四、其他参考となるような事項

一〇、教職員の除去に関する報告につて

昭和二十一年勅令第二百六十三號の「教職員の除去就職禁止及び復職の件」については毎月報告を受けているが今般關係法令の改に伴ひ別記報告様式を一定したから六月分より本通知により報告されたい。

昭和二十一年十月十六日附發通四三號通知は廢止する

昭和二十三年六月十八日
發通七一號通格審査部長通知

一、提出期日

- 1 第一様式の報告は各月末現在の審査状況を翌月三日迄必着するよう電報すること
- 2 第二、三様式による報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄必着するよう文書で發送のこと

第一様式

發通	號	ウ	三八	エ	三七
都道府縣名					

備考 ウ、エは第二様式の各事項の合計を指す

第二様式指
指定、罷免總數報告（ 月分）

都道府縣名

種 別	項	ウ	エ
小 學 校	別表第一の該當者として指定された者の總數		指定の結果罷免せられた者の總數
新 制 中 學 校			
初 等 學 校			
中 等 學 校			
高 等 學 校			
各 種 學 校			
教育關係官公吏			
學校を經營する法人の役員			
公 民 館 役 員			
合 計			

備考 1、合計數はその月に於けるもののみを記入し前月までの延人員數を記入しないよう注意すること
2、ウ欄は判定、假定、保留等にされた人數は含まない。
エ欄は指定の結果、罷免手續をなし罷免發令のあつた者のみを記入する（罷免手續中の者は含まない）

第三様式

指定、罷免報告（ 月分）

都道府縣名

指定月日	罷免月日	該當事項	勤 務	先 地 位	氏 名
合 計					

備考 1、第二様式第二様式の種別欄の順に記入のこと

2、指定月日には判定月日、保留月日等は含まない

3、退免月日は退免後今月日を記入のこと

4、該当事項

例別表第一の一、侵略主義或は好戦的、國家主義を鼓吹した者又は別表第一の九、陸軍十年以上の如くわしく書くこと
5、勤務先、氏名等については振假名をつけると共に官公私立の別を明らかにすること
6、地位は地方教官（何級）文部事務官（何級）講師・授業補助事務嘱託等の如くすること

一一、適格審査の状況報告について(2)

昭和二十二年六月十八日
發通七一號適格審査室長通知

貴學（縣）の教職員の適格審査の進行状況は發通四三號別記様式に依り毎月報告を受けているが今般關係法令の改正に伴ひ各委員より報告様式を一定したから六月分より左記によつて報告せられたい。
昭和二十一年十月十六日付發通四三號通知は廢止する。

記

一、提出期日

1、第一様式の報告は各月末現在の審査状況を翌月三日迄必着するよう電報すること

2、第二、三、四による報告は各月末現在の審査状況を翌月十日迄必着するよう文書で發送のこと

第二様式
第一様式

發通 號報告 ア、五六〇、 イ、八、 委員會名

備考 ア、イは第二様式の各事項の合計を指す

第二様式

審査總數報告（月分）

委員會名

種別事項	委員会で審査を受けた者の總數	委員会で不適格者として判定された者の總數
小學校		
新制中學校		
青年學校		
中等學校		
官立學校		
各種學校		
教育關係官公吏		
學校を經營する法人の役員		
公民館役員		
合計		

大學の報告の場合は種別欄を學部別（教授・助教授・講師等）に區別すること

備考 合計數はその月に於けるもののみを記入し前月よりの延人員數は記入せぬよう注意すること

第三様式

適格判定者報告（月分）

委員會名

判定月日	勤務先	地位	氏名

今般六月十八日附發適七一號による首標の件申記様式の「種別」欄に、就職希望者については、新たに「就職希望」の一
項を設けることになったから、この點御留意の上九月以降の審査状況を報告されたい。但し、就職希望者の考慮中の地位の學
校種別が明かなものについては當該學校種別欄に入れて報告されたい。

一四、第三審の請求について

中央教職員適格審査委員會で、教職不適格者と判定せられた者が、文部大臣に特別の審査を請求する場合には、左記の手續
によるよう關係方面に周知せしめられたい。

記

一、第三審は文書を以て本人が直接文部大臣に請求し、此の際必ずその旨を既に判定を受けた第一審の委員會の委員長及び
中央教職適格審査委員長並びに勤務する學校長又は所屬官廳の長に通知すること。

二、第三審の請求には、文部大臣に特別の審査を請求する理由を記載した書類を添附すること。

一五、教職員適格審査適用の範圍擴張について

昭和二十二年九月十六日
發適一〇二號適格審査室長通知

今般昭和二十二年政令第六十二號により、施行されている教職員適格審査の適用範圍が擴張され、幼稚園の園長及び教員、
並びに小學校、中學校、盲學校、養護學校の養護教諭はすべて教職員適格審査を受けなければならぬことになったので、その
旨關係教職員に周知徹底せしめられたく審査に遺漏なきを期せられたい。

一六、教職員の新規採用について

昭和二十二年九月二十六日
發適一〇六號適格審査室長通知

教職員の新規採用の場合に於ける適格審査については、屢次その措置に遺憾のないよう通知しているのであるが、今後はす
べて教職員の新規採用の際は適格審査を受けて、適格と判定された後でなければ任用しないようにされたい。昭和二十一年五
月二十七日附發學二五一號及び昭和二十二年五月二十二日附發適第六一號の通知に於ては、復員者でない者については、便宜
措置として、調査表を提出せしめると同時に取敢えず任用しても差支ないことになつていたが、今後はこのような措置は認め
られないことになつたので、特に御留意の上遺漏なきを期せられたい。

一七、原審差戻について

昭和二十二年十月十六日
發適七八號適格審査室長通知

右の件については本年七月二日付發適七八號その他で通知したところであるが、念のため左の諸點に御留意の上處理にあた
られたい。

記

一、原審差戻は適格を豫想してなされるものとは限らないから、再度不適格の判定をすることは差支ない。

明かな證據がなければならぬのは勿論である。

二、差戻された事案について、原審の委員會は一應白紙の状態にかえり、更に慎重に充分な資料又は證據、或いはあたらしい
事實の蒐集發見につとめること。

三、當方より一件書類に添付して送付する原審差戻の理由を十分考慮の上慎重に審査にあたること。

一八、教職員適格審査に關する施行規則並びに委員會に關する規程の改正について

昭和二十二年十二月十八日
發通二一號適格審査室長通知

今般昭和二十二年政令第六十二號（教職員の除去就職禁止等に關する政令）の施行に關する規則、及び委員會に關する規程の一部が左記の通り改正されたので、左記事項に御留意の上遺漏なきを期せられたい。

記

- 一、三級官及び三級の吏員又はこれらに相當するものの占める職にある者は、すべて教職審査の對象となつたのであるが、従前の規則により審査の對象となつてゐた「視學の職にある三級の事務職員及び市吏員」以外の、他の三級官及び三級の吏員又はこれらに相當するものの占める職にある者については、本省よりの通知をまつて實施されたい。
- 二、圖書館・博物館・美術館等の館長及び通常三級官以上の職員又はこれに相當するものの占める職、並びに圖書館・博物館・美術館等の設置者又はそれらを經營する法人の役員については、都道府縣教職審査委員會で審査する。但し國立圖書館・國立博物館（分館を含む）東京科學博物館の館長及び職員については、教育職員適格審査委員會で審査する。圖書館等の關係者の審査は、できるだけ早く實施されたい。
- 但し三級官又はこれに相當するものの占める職にある者については前項を参照のこと。
- 三、徒來審査の對象となつてゐなかつた助手も審査の對象とされるが、大學の助手については、その大學の教員適格審査委員會で審査すること。
- 但し審査實施については本省よりの通知をまつこと。

別記

- 一、文部省他關係各省共同省令第四號昭和二十二年十二月十八日官報記載
- 二、文部省訓令第十一號 同 前

一九、適格審査狀況報告について

昭和二十三年一月九日
發通一號適格審査室長通知

今般教職員適格審査の關係法令の一部改正に伴い、昨年六月十八日付發通七一號による各委員會よりの報告様式中、別記第一様式の「種別」欄は左の十五項に改正したから、一月以降は左記様式によつて報告されたい。

種別事項	審査總數	不合格者數
幼稚園		
小學校		
新制中學校		
舊制中學校		
中等學校		
各種學校		
官立學校		
學校經營の法人役員		
教育關係公吏		
公民館役員		
圖書館役員		
博物館役員		

教職不適格者の指定の様式については、昭和二十一年十月五日付發通四一號により、教職適格確認書の様式については、昭和二十二年五月二十一日付教職審査に關する共同省令別記様式によつて示されているのであるが、昭和二十二年五月二十一日付政令第六十二號の公布により、それ以前のものでそれ以後のものとの區別に關し疑義もあるので、今後は左記の通り取扱われなく通知する。

記

一、都道府縣知事のなす教職不適格の指定は次の様式によること。

右の者は昭和二十二年政令第六十二號に基いて同令第三條の教職不適格者と指定する。

年

月

日

官 職

氏

名

二、教職適格確認書の様式は、昭和二十二年五月二十一日付共同省令別記様式の通りであるが、審査規程の變更等に伴い本人の適格審査をうけた年月日を知る必要があるもので、前記確認書様式の備考の末尾に左の一項を附記して交付すること
尚頭書の者は昭和二十二年五月二十一日以前に通過格と判定されたものである。

三、教職適格と判定されて未だ判定書の交付を受けていない者から申請のあつた場合、昭和二十二年五月二十一日以後においては、すべて教職適格確認書を交付するのであつて、五月二十一日以前に通過格と判定された者に對しても、前項のように通過格判定の年月日を備考に附記して共同省令別記様式による適格確認書を交付すること。

二、大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職適格審査について

百標の件については、九月五日付發通九七號により、その審査の實施は、本省よりの連絡をまつて開始されたい旨通知したのであるが、今般左記の通り大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職適格審査の規程が決定したので、この規程により直ちに審査を實施するよう措置されたい。

昭和二十三年一月二十六日
發通五號適格審査室長通知

尙右により審査を實施した場合には、審査を受けた者の官職・氏名及び結果を直ちに文部大臣宛報告されたい。

記

大日本武徳會役員及び言論出版關係者の教職審査規程

一、大日本武徳會都道府縣支部役員

1 支部長 原則として全部該當する。

但し終戦の年の二、三ヶ月在職の場合は考慮する。

2 理事長 在職期間が六ヶ月以上の者は原則として該當しない。

在職期間が六ヶ月以上の者は原則として該當する。但し本人の他の經歷において、昭和二十一年一月四日付覺書附屬書A號の各項に該當する様な處がある場合は、個人的に審査して決定する。

3 副支部長 副支部長は原則として該當しない。

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は個人的に審査して決定する

(1) 副支部長としての在職期間が當該期間の殆ど全期に亘つてゐる場合

(2) 特に活潑な活動をした場合

(3) 本人の他の經歷において、昭和二十一年一月四日付覺書附屬書A號のB項よりG項に至る各項に該當する様な處がある場合

當する様な處がある場合

4 理事 理事は原則として該當しない

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は、個人的に審査して決定する

(1) 理事としての在職期間が當該期間の殆ど全期に亘る様に長期である場合

(2) 3の(3)に該當する場合

5 部會長 部會長は原則として該當する。

但し次に掲げる各項の何れかに該當する場合は、個人的に審査して決定する。

(1) 會の軍國主義化に特に積極的に反對し之を阻止した顯著な行動があつた場合

(2) 特に活潑な活動をしなかつた弓道部會長

6 支所長

(3) 柔道部會長については、特に活潑な活動の無い限り、他の部會長に比して幾分有利に審査すること。
支所長は原則として該當しない。

但し、次に掲げる各項の何れかに該當する場合は個人的に審査して決定する。

(1) 支所長としての在職期間が相當長期に亘る場合

(2) 3の(3)に該當する場合

備考 中央本部の役員については、右に準じて更に厳密に審査の要があるが、こゝには省略するので不明の點があれば本省に照會されたい。

二、言論出版關係者

1 反證のない限り、會長以下の規定されている職務にあつた者は該當者となる。

尙そのうち「重要な地位を兼ねた取締役又は理事」の重要な地位とは新聞社においては総務局長、業務局長、同次長、營業局長、同次長、編輯局長、同次長、計理局長、同次長、整理部長、編輯部長、政治部長、經濟部長、社會部長等であり、雜誌出版關係においては部局長以上、監査關係では、本社製作部部長、企画部部長、總務部部長、業務又は營業部部長である。

但し放送關係では協會本部の理事で、名古屋、廣島、仙臺及札幌の中央放送局長である者は重要な職を兼ねた者とは見做されない。

2 各團體における特殊事情は考慮されなければならない。

新聞社においては編輯局長又は次長の制のない所では、編輯長と言う名稱のもとに編輯局長又は次長と同様の権限を有しているものがある。又反面理事という名稱を持つていても單なる職員に過ぎない者がある。即ち榮譽的なもので社の方針決定に關與しない者である。雜誌出版社については、個人經營のものが多く、又正式の名稱を持たない者も多いので、社の實情に應じて實際に権限を持っていたかどうかで、該當と非該當を決定しなければならない。

映畫關係で製作局長とは、その上に撮影所と稱するものがない團體（日本映畫社）撮影所の上部機構として製作部のあつた團體（東寶映畫）のそれであつて、撮影所内の製作部の部長ではない。

3 個人反證に左の諸點が認められる場合には非該當となる。

イ 短期在職者（三ヶ月以内位）であること。

ロ 特に自由主義的思想傾向の持主であること。

ハ 實質的な権限を持たず、その地位が名目的であつたこと。

ニ 該當記事又は該當映畫等が、その在職中に全然ないこと。又は少ないこと。

二四、教職員適格審査における海軍學徒兵の取扱について

昭和二十三年一月十六日
官通二號適格審査室長通知

教職員の適格審査において、いわゆる海軍の學徒兵については、普通の徵集による現役兵とは別個の臨時召集によるものであつて、豫備學生又は生徒の試験に不合格となつた者或は一度採用されても、將校たるの識量に乏しいとか、身體が悪いとかで下士官になつた者も、これは本人の志願によるものではなく、又豫備役の下士官に任せられたものであるので、教職不適格に該當しないものと認められるので、そのように取扱はたく通知する。

二五、朝鮮人の學校の教職員の適格審査について

昭和二十三年一月二十六日
發通九號適格審査室長通知

朝鮮人を教育する學校の教職員についても、昭和二十二年政令第六十二號による教職員の適格審査をしなければならないので、そのような學校の教職員について若し審査未了になつて居れば、必要な調査表を徴し、審査を實施されたい。尙調査表を徴されて、これを提出しない者には、政令第六十二號第八條の罰則の適用を要するので念の爲に申し添える。

二六、本年度に卒業する教員養成諸學校生徒の教職適格審査について

昭和二十三年二月十六日
發達一四號適格審査室長通知

本年度卒業の教員養成諸學校生徒であつて、卒業後直ちに教職に就こうとする者の教職適格審査については、左記により措置せられたい

記

- 一、各學校（師範學校、青年師範學校、高等師範學校等）において、生徒の卒業前に必要な調査を徴し、それぞれ所在地の都道府縣教員適格審査委員會に、審査の手續きをとること。但し文理科大學等の卒業生は就職につこうとする者は、就職先の學校長を通じてそれぞれの委員會に、審査を請求するのである。
- 二、都道府縣教員適格審査委員會においては、教員養成諸學校生徒については、卒業後直ちに教職に就くことができるように、卒業日まで、なるべく審査を終了するようにすること。
- 三、現在の教職員、適格審査に關する規程によれば、明らかに教職不適格者と判定される生徒（豫科を終了後下士官に任ぜられた者等）については、別個の取扱ひを考慮中であるので、前二項による手續をとらずての者の教職審査については、追つて通知するまで保留して置くこと。

補 遺

一、占領目的に有害な行爲に對する處罰等に關する勅令

勅令第三百十一號昭和二十一年六月十一日

第一條 左の罪に係る事件については、公訴はこれを行はない。

- 一 聯合國人（法人を含む）の犯した罪
- 二 聯合國占領軍、その將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の安全に對し有害な行爲
- 三 聯合國占領軍の將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者を殺害する行爲及びこれらの者に對する暴行行爲
- 四 聯合國占領軍、その將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の財産を不法に所持し、取得し、受領し、又は處分する行爲
- 五 聯合國占領軍又は聯合國最高司令官若しくは權限あるその部下の指示に従ふ者によつて搜索されてゐる人の逮捕を妨げ、又はこれらの者によつて拘禁されてゐる人の逃走を容易ならしめる行爲
- 六 聯合國占領軍の將兵又は聯合國占領軍に附屬し、若しくは隨伴する者の職務に關して、これらの者に妨害を加へ、これらの者の要求する情報提供を拒絶し、これらの者に對し口頭若しくは文書で虚偽の若しくは誤解を招くやうな申述をし、又は方法の如何を問はずこれらの者を欺罔する行爲
- 七 聯合國最高司令官によつて、又はその命令に基いて解散され、又は非合法と宣言された團體の爲にし、又はこれを支援する行爲
- 八 前各號の行爲について共謀し、又は教唆し、若しくは幫助する行爲

第二條 前條の罪を除く外、占領目的に有害な行爲から成る罪に係る事件については、公訴は、これを行はなければならない前項の事件についての公訴は、特定の事件について、その裁判管轄が聯合國軍事占領裁判所に移された場合においてのみこれを取消することができる。

この勅令において、占領目的に有害な行爲といふのは、合聯國最高司令官の日本帝國政府に對する指令の趣旨に反する行

爲、その指令を施行するために、聯合國占領軍の軍、軍團又は師團の各司令官の發する命令の趣旨に反する行爲及びその指令を履行するために、日本帝國政府の發する法令に違反する行爲をいふのである。

第三條 監獄の長は、聯合國軍事占領裁判所の指示があつた場合には、その指定した者を、監獄に拘禁し、又は勞務場に留置しなければならない。

前項の規定により拘禁され、又は留置された者については、指示の趣旨による外監獄法を準用する。

第四條 この勅令に違反した者及び占領目的に有害な行爲をした者は、これを十年以下の懲役若しくは七萬五千圓以下の罰金又は拘留若しくは科料に處する。

前項の者には、情狀により懲役及び罰金を併科することができる。

前二項の規定は、聯合國最高司令官の指令又はその指令を履行するために、日本帝國政府の發する法令に特別の定めのある場合には、これを適用しない。

附 則

この勅令は、昭和二十一年七月十五日から、これを履行する

昭和二十一年勅令第二百七十四號の一部を次のやうに改正する。

二、不適格者の文部省關係團體への就職禁止及び罷免について

昭和二十一年九月二十七日
適格審査室長通知

貴局又は貴課内にて一月四日の公職追放令或は五月七日の教職除去に關する勅令によつて退官（職）した者は文部省と特別の關係にある團體等（左記にその一例を擧ぐ）に就職せしめない様又既に就職中の者は十月三日までに罷免せしめ其の結果を報告するやう至急御通達して下さい。

追て之は司令部よりの口頭指令によるものです。

社団法人日本移動演劇聯盟

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

移動映寫聯盟
日本出版協會
自由出版協會
日本映畫教育協會
社會教育聯合會
日本學術振興會
大日本體育會
在外邦人子弟教育協會
勤勞學徒授護會
日本宗教聯盟
その他

三、適格者中特定の者の調査について

昭和二十二年三月七日
發適二八號適格審査室長通知

貴審査委員會に於て既に審査を終了し適格となつた者でその者の思想、言論、行動、著書等に關し審査の際相當の論議が行はれた事例について、その者の氏名及びその間の事情の詳細、議決投票の際の適否の數その他、參考となるべき事項を附し至急確實なる報告をせられたい。

右は聯合國最高司令部民間教育情報部との協議に基づき、至急調査の必要があるのであるが、尙今後右に該當するものがあつた場合もやはり報告せられたい。

四、教職員の適格審査について

昭和二十二年六月五日
適格審査室主事通知

御照會の教職不適格者と判定された教職員に對する措置については左記の通りにつき御了知ありたい。

記

- 一、教職不適格者に教職以外の職を囑託することは差支えないが教職を去らせられた教職不適格者が、その退職當時の勤務先であつた學校又は官公署その他の團體の職務の場所に入出入すること、昭和二十二年政令第六十二號第七條により禁止された同じ構内で勤務することは差し控えられたい。
- 二、同一の建物又は構内所在の建物でなくとも教職不適格者がその退職當時の勤務先であつた學校等の附屬の施設に勤務することも適格審査の趣旨に基き差し控えられたい。

五、原審差戻について

昭和二十二年七月二日
發適七八號適格審査室長通知

再審請求者について中央教職員適格委員會が一應審議した結果、原審査委員會の判定が著しく適正をかくと認められる場合即ち規定には該當しない單なる経歴のみで判定したとか、又は資料不足證據不十分な審査判定とか、或は適用條文の誤りがあるとか、又適格審査の問題でなく行政處分の問題と思はれる場合とか等の場合は、次のような處置となるのである。即ち中央教職員適格審査委員會は委員會規程第二十四條の規定により、原審査委員會の再審に付するよう文部大臣に對し請求し、その結果文部大臣は同規程第二十三條により、原審査委員會に事案の差戻をするのである。原審査委員會は右の場合、なるべく早く酌正公平な審査をするよう特に御配慮ありたい。なおこの際再審査に付せられることになつた旨本人に通知すると共に、審査の結果を本人及び當方宛遲滞なく通知されたい。

六、二級官及び二級官待遇の官吏の審査に關する件

昭和二十二年七月三十日
關發第四六二號總理廳官房監査課長通知

標記の件に關し今般連合國總司令部の要請により二級官及び二級官待遇の官吏（一國會職員にあつては之等の職に相當する職）の資格審査を行うこととなつたので左記事項御了知の上萬遺漏なきを期せられたく命により通牒する。

記

- 一、審査の対象は貴省（廳）及び貴省管轄の地方の各廳の二級官及び二級官待遇の官吏（國會職員にあつては之等の職に相當する職）とする。但し既に調査表を提出済の者及び教職員は除くものとする。
- 二、調査表は日英兩文にて二部必す八月二十五日まで中央公職適否審査委員會事務局に提出致されたい。但し地方の各廳の分は九月十日までとする。
- 三、調査表は貴省（廳）にて作成致されたい。
- 四、言論報道關係者（總理廳令內務省令第三號參照）及び武德會關係者（七月二十五日內閣發表參照）は記載洩れのないよう留意しこれらの者の中で反證を提出しようとする者は、調査表に添えて提出しなければならぬ。

七、教職より除去された者に對しての講師等委嘱の件

昭和二十一年十月二十一日
發適四七號適格審査室長通知

昭和二十一年勅令第二六三號に依つて除去された教職員に對しては、爾後教職員を對象とする講習會、研究會等の講師等に委嘱することは差控えられ度。

八、學校後援會父兄會又はこれに類似する團體に関する件

昭和二十二年六月三十日
發學二三四號學校教育局長通知

昭和二十二年五月三日付政令第十五號（昭和二十年勅令第五百四十二號ボツグム宣言の受諾に伴い發した命令に関する件に基く町内會部落會又はその連合會等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する件）により本年五月三十一日までで解散すべき團體の中に學校後援會父兄會又はこれに類似する團體が包含されるか否かの疑いを抱く向きもあるように聞き及んでゐるが學校後援會父兄會又はこれに類似する團體は、右政令により解散を命ぜられた團體には當らないが同政令第四條第一項本文の趣旨もあり、今後此の種團體の活動に一層期待しなければならぬ事情に鑑みても、本政令により就職禁止その他の行為の制限を受けた者は勿論公職又は教職から追放された者が學校後援會父兄會又はこれに類似する團體の長の職に在ることは適當でないと考えざるから、貴管下各方面に右の趣旨徹底の上至急然るべく御措置願ひたい、尙本令に關して内務省と打合せ済みにつき御諒承下さる。

（参照）

政令第十五號（抜す）

第一條 昭和二十年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引續き、町内會部落會又はその連合會の長の職に在つた者は、昭和二十二年五月一日から起算して四年の期間の満了するまでの間、從前町内會部落會又はその連合會の長の職務に屬した事務でその區域に係るものを主として掌る職に就くことができない。

昭和二十二年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引續き町内會部落會又はその連合會の長の補助職員であつた者（主として單なる勞務に従事した者を除く）は、昭和二十二年五月一日から起算して四年の期間の満了するまでの間その地域において從前その職務に屬した事務を掌る職に就くことができない。

前二項に掲げる者で現にその職に在るものは過期なくその職を退かなければならない。

第四條 昭和二十年九月一日以前から昭和二十一年九月一日まで引續き町内會部落會若しくはその連合會又は隣組の長であつた者は、從前の當該團體の下部組織の構成員又はその所轄地域の住民であつた者に對して如何なる指令も發してならない。但し昭和二十二年勅令第一號（公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令）により覺書該當者でない旨の確認書の交付を受けて正當な任命又は選舉された公職に伴ひ職務と責任を果すために必要な指令を發する場合はこの限りでない。

参甲第一五七號

起
昭和三十一年七月十三日
決定
昭和三十一年七月十三日
施行
昭和三十一年七月十三日

昭和三十一年七月十三日

内閣官房長官

文部次官宛

参議院議長から別紙のとおり記録提出の要求があったから貴省におりて貴省関係の今至急調査の上七月

十四日迄は内閣官房に各四十部提出せしめらるるもの
御取計願ふこと候

内閣 (二)

昭和二十三年七月十三日

内閣官房

内閣事務官

総理府官房監査課長殿

同文

但し本尾を命によつて通知する。とし「貴省」と「貴課」と
する。

昭和二十三年七月十三日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 殿

調査報告書を求める件

本院司法委員長より調査資料として別紙のような要求が
あつたから、至急報告書を提出せられたい。

追て右調査のための小委員会は本月十五日に開かれ
るからそれ以前に到着するよう御配慮下さい。

院 議 参

昭和二十三年七月十一日

参議院司法委員長 伊 藤 修

参議院長 松 平 恒 雄 殿

司法委員会における裁判官の刑事事件不當處理等調査資料として必要があるもので、別紙の資料を、内閣總理大臣に呈し至急報告するよう求めたい

記

一公職教職員、言論關係、紐帶關係の建放に關する法律、命令、規則、占領軍の發表、指示その他これに關する一切の資料

(國定規格B5二六×三五耗)

本件は既に電報にて
建設省に連絡済

衆甲第四四號

昭和二十三年七月五日
決定 昭和二十三年七月五日
施行 昭和二十三年七月五日

昭和二十三年七月三十日

内閣官房長官

建設次官 殿

不当財産取引調査特別委員会委員長から別紙
のとおり資料提出の要求があつたから至急調製
の上、直接衆議院へ提出されたい。